

亀山市学校教育ビジョン

希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち



平成29年3月
亀山市

はじめに

このたび、平成29年度から5年間の本市の学校教育に関わる施策の根幹となる基本理念を示す、新たな「亀山市学校教育ビジョン」を策定いたしました。

近年の社会状況は急速に変化し、今後、子どもたちの教育を取り巻く環境もめまぐるしく変わることが予想されます。このような状況の中、学校教育に関わる施策を支える確固とした「めざす子どもの姿」と「基本理念」を明確に定め、これからの時代の変化の行方をしっかりと見据えながら、必要な取組を的確・迅速に推進していくことが求められています。

折しも、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本市でも、市長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置されました。この総合教育会議において、豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く子どもたちを育む「学びあふれる教育のまち かめやま」を理念とする「亀山市教育大綱」を定めました。

今回策定した新たな「亀山市学校教育ビジョン」においては、この「亀山市教育大綱」の理念を踏まえ、本市の学校教育における「めざす子どもの姿」と「基本理念」を明らかにし、その方向性を示しました。

多様化・複雑化する現代の教育課題に対応し、本ビジョンのめざす「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」を育成するためには、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となってその成長を支えることが必要となります。本市は、これまでの「地域に開かれた特色ある学校づくり」を一步進め「地域とともにある特色ある学校づくり」の実現をめざしながら、様々な教育課題に対応し未来へと発展する教育施策を推進し、保護者、市民の皆様の信頼と期待に応える学校教育を具現化してまいります。関係者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、策定に際しご理解ご協力をいただきました三重大学教育学部山田康彦教授や各策定委員の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

亀山市教育委員会 教育長 服部 裕

目 次

第1章 ビジョンの策定にあたって

- 1. 学校教育ビジョンの趣旨 1
- 2. 学校教育をとりまく状況 3
- 3. 亀山市の学校教育における現状と課題 7

第2章 ビジョンの基本的な考え方

- 1. めざす子どもの姿 13
- 2. 基本理念とつきたい力 14
- 3. 基本目標・基本方針と体系 15

第3章 亀山市の学校教育の施策

- 基本目標1 豊かな地域資源を活かした教育 17**
 - 1－(1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 18
 - 1－(2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育 19

 - 基本目標2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上 20**
 - 2－(1) 特色と信頼のある学校づくり 21
 - 2－(2) 学校力・教師力の向上 22
 - 2－(3) 家庭との連携・協働 24
 - 2－(4) 地域との連携・協働 25
 - 2－(5) 関係機関の連携ネットワーク 26
-

基本目標3 確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育 28

3 - (1) 子どもの学ぶ力づくり 29

3 - (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 30

3 - (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育 33

基本目標4 なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ

自己肯定感を高める教育 34

4 - (1) 豊かな心をはぐくむ教育 35

4 - (2) 体力・健康づくり 37

4 - (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 39

4 - (4) グローバルな視野を育てる教育 41

4 - (5) 自立し、協働する力を高める教育 42

4 - (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育 43

基本目標5 すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備 45

5 - (1) 学校における教育環境の整備 46

5 - (2) 安全や安心を守る体制づくり 48

5 - (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり 49

第4章 ビジョンの推進にあたって

1. ビジョンの推進体制 51

2. ビジョンの進捗管理と評価 51

*** 参考資料** 52

第1章 ビジョンの策定にあたって

1. 学校教育ビジョンの趣旨

(1) 策定の背景

亀山市では、地域の特性を活かし、市民や子どもの視点に立った亀山市らしい学校教育のあり方や方向性などの指針を示すため、平成19年3月に「亀山市学校教育ビジョン」を策定し、5年後の平成24年3月には、当時の社会情勢等の変化をふまえたビジョンの見直しを行いました。

その後、国においては、教育の基本的な方針や講ずべき施策を定めた「第2期教育振興基本計画[※]」が平成25年6月に閣議決定されました。さらに、平成26年11月に行われた文部科学大臣からの諮問を受け、中央教育審議会において、幼稚園教育要領及び学習指導要領[※]の改訂に向けた審議が始まりました。2年以上の審議の後、平成28年12月には中央教育審議会による答申が行われ、この答申を踏まえ、平成29年3月には幼稚園教育要領及び学習指導要領が改訂され、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成をめざした教育のあり方が示されました。

また、三重県においても、平成28年3月に、県の新しい教育振興基本計画として「三重県教育ビジョン」が策定され、「三重の教育宣言」及びその実現のための7つの基本施策（30施策）と8つの重点取組が位置づけられました。

本市においては、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間として進めてきた「第1次亀山市総合計画」が終了し、平成29年度から新たに策定される「第2次亀山市総合計画」の「前期基本計画」に基づき、教育分野を含む本市の施策を推進していくこととなります。

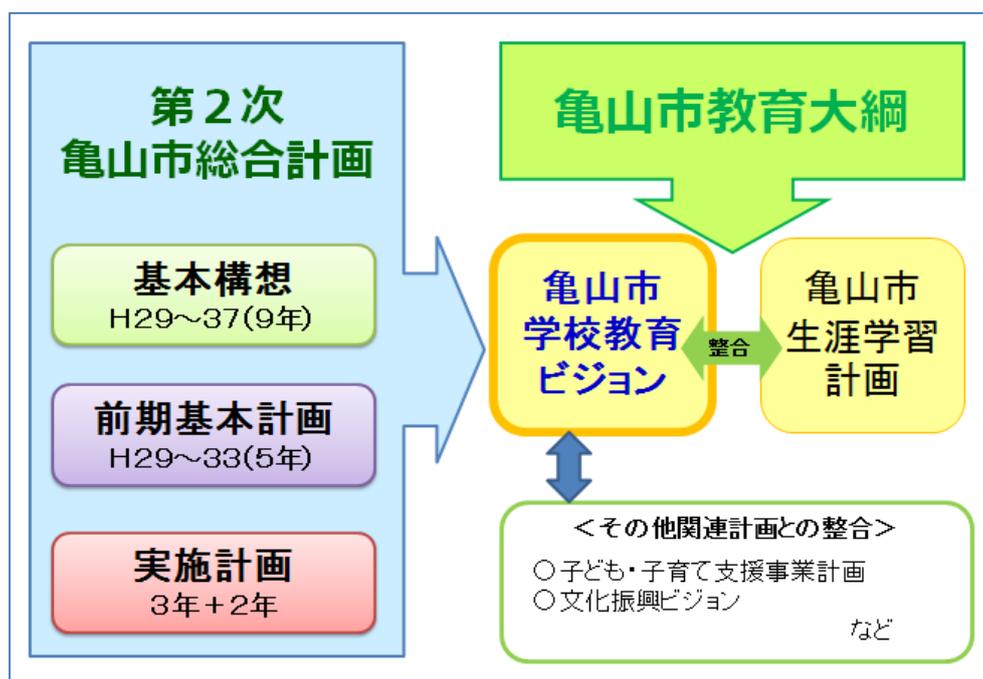
近年の社会変化は激しく、生産年齢人口[※]の減少、グローバル化[※]の進展、急速な情報化や技術革新等に伴う、厳しい挑戦の時代がやってきました。多様で変化の激しい社会の中で、新しい時代を生きる子どもたちに必要となる力を育成することが、今後の学校教育に強く求められています。また、学力・体力や学習意欲の向上、規範意識[※]の醸成、生活習慣の見直し、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携・協働など、従来からの継続した課題への取組もますます重要となっています。

こうした状況を踏まえ、今後の亀山市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示して、学校・家庭・地域・行政が連携し、市民が一体となって亀山市の学校教育を進めていくため、新しい「亀山市学校教育ビジョン」を策定します。

(2) 位置づけ

本ビジョンは、「亀山市教育大綱」の示す理念のもと、「亀山市総合計画」をはじめ「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、さまざまな分野における施策の方針をまとめたものです。また、本ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置づけるものです。

学校内における教育のみならず、学校をとりまく地域や家庭、地元企業などとの連携のあり方をも示すものであり、それぞれの活動の場における教育の取組の指針となるものです。



(3) 計画期間

本ビジョンは、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

(4) 対象範囲

本ビジョンの対象とする範囲は、亀山市が主体となって教育を行う保育所・幼稚園・認定こども園^{*}、小学校、中学校に通う幼児、児童、生徒及びその対象年齢の子どもとします。また、それらの教育と一体的な取組を行うことが必要になる就学前の子どもの教育及び高等学校、大学等と連携した教育活動についても、対象に含めるものとします。

2. 学校教育をとりまく状況

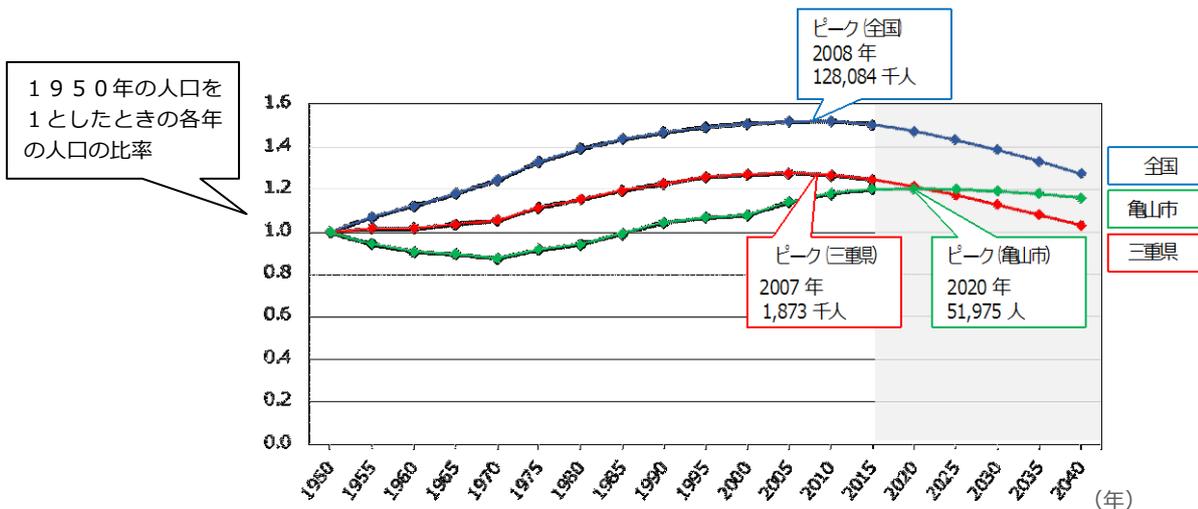
(1) 少子高齢化※の傾向と人口減少社会の進行

我が国における今後10年間の社会を予想した場合、平均寿命がますます伸長する一方、少子高齢化が進み、総人口が減少する人口減少社会の進行が予想されます。

本市においては、市全体の総人口は依然増加していますが、平成32年(2020年)をピークに人口減少に入ると予測されています。また、学校教育等の対象となる0～14歳の年少人口についても、平成17年(2005年)から26年(2014年)の間は増加が見られるものの、総じて減少傾向にあり、平成27年(2015年)以降は減り続けていく見込みとなっています。

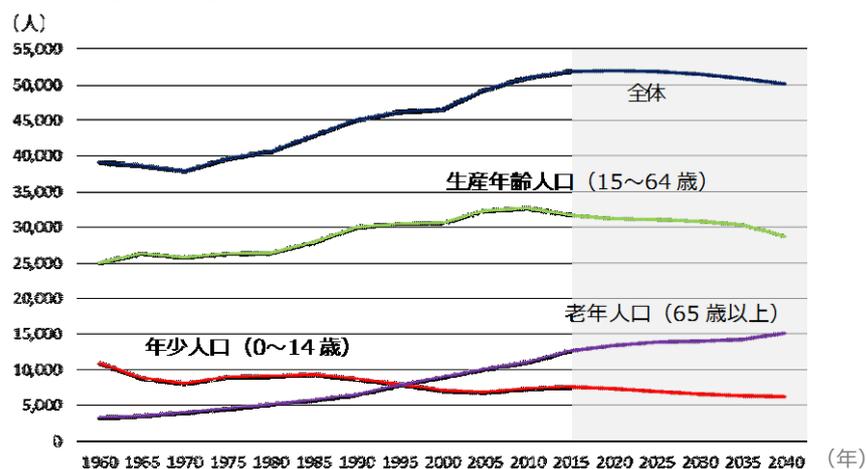
減少する人口のもとで、将来の社会を支えていく世代となる今の子どもたちへの期待は非常に大きく、その教育のあり方は、社会全体にとってますます重要なものとなります。

■ 亀山市、三重県、全国の5年毎の人口及び将来推計人口の推移



資料：亀山市人口ビジョン

■ 年齢3区分別人口の推移(亀山市)



資料：亀山市人口ビジョン

(2) 安全・安心な環境を求める動き

環境問題が地球規模で深刻化する中、「持続可能な社会[※]の構築」に向けた理念の共有や、自然と触れ合う環境との共生、命を大切にする心の育成、身近な環境保全に寄与する態度の育成の重要性が、改めて認識されています。

また、「東日本大震災」(平成23年)、「熊本地震」(平成28年)などの大きな震災や自然災害は私たちの安全・安心を求める思いをより強いものに変え、小中学校においても防災に関わる教育が盛んに行われるようになりました。

将来の環境を安全・安心なものとしていくためには、単に知識を学ぶだけの教育ではなく、地域の人々などに働きかけ共に活動を進めるなど、子どもたちが地域社会の一員として主体的に課題にかかわろうとする実践力をつけることが大切になります。

(3) 社会経済・産業構造の変化とライフスタイルの多様化

世界規模でヒト・モノ・情報等が交流する社会経済のグローバル化によって、就労形態や家族形態、生活習慣や価値観等の多様化が進んでいます。また、高度な情報技術の急速な進歩によって各国間の距離が非常に近くなるとともに、私たちの生活のあり方が大きく質的に変化しました。

子どもたちが将来就くことになる職業のあり方も大きく変化し、「子どもたちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」(キャシー・デビッドソン/ニューヨーク市立大学教授 2011年)との予測が話題になりました。

このような、変化の激しい将来の社会に対応して生きていく子どもたちには、積み上げた知識を活かしながらも、大量の情報から何が重要かを自分で選択・判断して活用する力や、目の前の課題に対して受け身ではなく主体的にかかわり、年齢、思想、国籍・人種などの異なる他者と共に協働しながら解決していく力を身につけることが求められています。

一方、どのような時代であっても最低限必要となる「基本的な生活習慣」や社会のルール・モラル・マナーを守る「規範意識」などを、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校がより密接に連携し、幼児期から発達段階に応じて継続的・系統的に育成する取組もより一層望まれます。

(4) 家庭や地域社会の変化

都市化、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化しています。個々の価値観や利益が優先される傾向が強まり、家庭の教育力の低下や地域活動の担い手の減少等の課題も見られる一方で、地域の人々が積極的に学校や園の活動に協力し

ようとする動きも高まってきています。

子どもたちの生きる力[※]は学校だけで育まれるものではなく、多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねていく中で育まれるもので、家庭はもちろん地域社会とのつながりや信頼できる大人とのかかわりを通してこそ、よりよい成長が実現できます。学校・家庭・地域の連携のもとで、関係者が一体となって教育に取り組むなど、地域総がかりの教育の推進が求められます。

(5) 学習指導要領改訂への動き

現在、「幼稚園教育要領」（平成21年度から実施）や「学習指導要領」（小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から実施）のもと、学校・家庭・地域が力を合わせ、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育むための教育が進められています。様々な取組が成果を上げつつある一方で、わが国の子どもたちについては、判断の根拠や理由を示して自分の考えを述べることや、自己肯定感[※]や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が低いことなどが課題となっています。

平成29年3月に改訂された小学校及び中学校学習指導要領においては、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けた取組として、「アクティブ・ラーニング[※]」（課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び）の視点からの不断の授業改善や、学習評価及びカリキュラム・マネジメント[※]の充実などが重視され、また、大学入試制度も思考力・判断力・表現力等を重視するものへと改革が検討されています。

幅広い「知識」と柔軟な「思考力」をもとにして新しい考えや価値を創り出す力に加え、さらにこれからは、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップ[※]やチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどが、より強く求められることとなります。

(6) 教員の大幅な世代交代への対応

団塊世代の大量退職により、教職員の年齢構成のバランスが大きく崩れつつあります。本市においても、この数年間に、経験豊富な教職員が退職する中、中堅層の教職員数が少なく、若年層や経験年数の浅い教職員が学校運営の中核を担っている状況があります。

そこで、教育現場では、経験豊富な教職員がこれまで培ってきた教育理念や指導技術等を、確実に次の世代に引き継ぐとともに、若い世代の研修内容を充実させることで、教育現場の教育力の維持向上に努めることが求められます。

(7) これからの教育行政等のあり方

経済不況の影響や、少子・高齢化の進行により、市税等の大幅な減収に加え、扶助費等の増大が予想され、今後の自治体の財政状況は厳しさを増していくことが考えられます。

このような状況下では、行政と民間との役割・責任分担の明確化と、限られた資源を今まで以上に適切かつ効果的に活用していくことが求められます。

教育分野においても、国や県との適切な役割分担及び相互の協力の下、教育委員会の質的向上を図り、教育行政に住民の意向がより反映されるような取組が強く求められます。また、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携、協力することが求められます。



3. 亀山市の学校教育における現状と課題

(1) 子どもたちの様子とその対応

① 確かな学力と学ぶ意欲

本市では、小中学校での情報機器の整備を充実させ、ICT[※]機器等を活用したわかりやすい授業づくりを進めてきました。市内小中学校での学校評価[※]アンケートにおいて、学校の授業が理解できるかどうか（授業理解度）の質問に「よく分かる」「だいたい分かる」などと肯定的に答えた子どもの割合は、小学生で87%（H22）から88.3%（H27）、中学生で73%（H22）から83%（H27）と、年々高まっています。また、平成26年度からは学校図書館情報システム[※]の本格的稼働、学校司書[※]の小中学校への配置を進め、平成26年度の全国学力・学習状況調査[※]においては、多くの学校において「週1回以上地域や学校の図書館へ行く」と答えた児童・生徒の割合が全国平均、県平均に比べ高くなっていました。

一方、同調査においては、小・中学校ともに、いくつかの情報を関連させて読み取る力や自分の考えを根拠や理由を明確にしなが記述する力など、特に活用力を問う問題（B問題）に課題が見られ、無回答率の高さにも課題が見られました。また、家庭において予習・復習などの学習時間が短く、携帯電話・スマートフォンやゲームに費やす時間が多いなどの課題も見られました。

これらの課題に対応し、子どもたちの学力向上に向けた取組をより確かなものにするため、平成26年11月に「亀山市学力向上推進計画[※]」を策定し、「学校力・教師力の向上」「児童生徒への学習支援」「家庭への働きかけ」の3点について重点的に取り組んでいます。平成28年度の同調査では、各教科の市全体の平均正答率と全国・県の平均正答率との差が平成26年度よりも縮小しており、携帯電話・スマートフォンやゲームに費やす時間が減少するなどの改善も見られます。今後も、子どもたちが自ら学ぼうとする意欲やがんばろうとする気持ちを高め、「確かな学力」を確実に身につけられるよう、学校と家庭・地域が連携して取り組んでいく必要があります。

② 人間性豊かな心と自己肯定感

自分の気持ちをコントロールする力やコミュニケーション力の弱さ、他者の気持ちを理解し思いやるような共感力の乏しさ等から、学校生活の中での人間関係が上手くいかず、不登校となったり、トラブルにつながったりする子どももいます。さらに近年では、インターネット、携帯メールやライン（LINE）[※]などソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）[※]の普及により、大人からは見え難い場所でトラブルが進行し、深刻化するケースが増えていきます。

本市では、小中学校にスクールカウンセラー[※]を配置し、必要なときにすぐ相談を受けられるような体制をとってきましたが、不登校及び問題行動、いじめの件数は、依然として減ってはいません。また、平成26年度から平成28年度にかけての全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査において、「自分に良いところがある」と思っている小学生の児童や、「学級で協力して何かをやり遂げてうれしかったことがある」と答えた中学校の生徒の割合が全国・県平均に比較して少ないことから、子どもたちの自己肯定感がやや低く、仲間との連帯感を持つ機会が少ないことも課題であると考えられます。

今後、道徳教育や人権教育をはじめ、教育活動全体を通じたあらゆる場で安心できる学級づくり・仲間づくりを進め、子どもたちが自分自身でしっかりと考え判断し、必要な場面で適切な行動を選択できるような力をつける必要があります。同時に、より豊かな体験活動の機会をつくることで、自分の力で、または仲間と協力して最後までやり遂げたという自信を持たせ、自己肯定感を高める取組を充実させることも必要です。

③ 健やかな身体と体力

本市では、体力向上に係る外部講師を保育所・幼稚園・認定こども園、小学校に派遣したり、部活動指導員[※]を中学校に派遣したりする取組を通して、子どもたちの運動意欲や能力を伸ばすとともに、教職員の指導力を向上させる取組を行ってきました。平成27年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査[※]」における体力合計点は、中学校女子は全国平均・県平均を上回り、また、小学校男女と中学校男子は全国平均・県平均値との差が縮まっており、質問紙調査においても「運動が好き」と回答した児童の割合は全国・三重県の割合を上回っています。

また保護者アンケートにおいて各小中学校での食に関する指導や「かめやまっ子給食[※]」などの地産地消の取組に満足している保護者の割合は77.1%と高く、子ども・保護者の食に対する意識の向上が見られます。

今後も家庭との連携を図りながら、幼児期から日常生活の中で楽しく身体を動かしたり食事をしたりする機会を確保し、子どもたちがよりよい運動習慣・生活習慣を身につけられるように取り組む必要があります。

④ 多様な個性・特性と教育ニーズ[※]への対応

平成28年度の市内小中学校の特別支援学級[※]に在籍する児童生徒の全体に占める割合は小学校で3.28%、中学校で2.94%、通級指導教室[※]に通級する児童生徒の全体に占める割合は1.71%と、全国平均や県平均に比べてかなり高い割合となっています。本市では早くから子ども支援室との連携により発達相談・支援体制が充実し、乳幼児期からの途切れのない支援が行われてきており、介助員[※]・学習生活相談員[※]による支援体制も充実したものとなっています。また各学校においては、教職員が特別支援教育の必要性・重要性を高く認識し、個々の特性に対応した指導に取り組んでいます。外国人児童生徒など日本語の習得が十分で

ない児童・生徒についても、日本語指導教室の設置や指導員の配置とともに、通訳や学習・生活支援を行う相談員の配置など、支援体制の充実にも取り組んできましたが、近年はその母国語の多様化により、支援をする相談員の確保が年々難しくなっており、課題となっています。今後、ますます増加・多様化する教育ニーズに対応するためには、インクルーシブ[※]の視点に立った支援体制・基礎的環境整備の充実とともに、個々のニーズに応じた教育課程（カリキュラム）[※]の編成や合理的配慮[※]の提供、教育内容の質の向上も重要になります。

また本市では、市単独の加配[※]による少人数学級の実施を継続してきました。個々の能力に応じた対応をさらに進めるためには、教科学習における効果的なチーム・ティーチング（TT）[※]による指導や少人数指導（習熟度別指導など）のあり方について実践研究を進め、その効果を検証する必要があります。

さらに、職場体験学習、社会体験学習など、子ども一人一人の個性を活かし夢や希望を実現させる力を育成するキャリア教育[※]や、社会参画の力を育成する主権者教育[※]等の実践も重要です。

（２）学校・教職員の状況

①学校力・教師力と教育支援体制

本市の小中学校では、教職経験が５年未満の教職員数の割合が全国・県に比べて高く、指導技術の伝達と向上が大きな課題になっています。平成２７年４月には「亀山版 学習スタイル」「国語科指導の手引き」「算数科・数学科指導の手引き」を作成し、めあての提示と振り返りの活動を重視した課題解決学習[※]への授業改善に取り組んでいます。子どもたちの学習への目的意識や意欲を高め、将来に必要となる力を確実に身につけさせるためには、今後も教職員研修を充実させ、一人一人の教職員が学び続け、指導力を向上させることが必務です。

同時に、年々増加する教職員の過重労働時間や負担感を軽減し、全ての教職員が元気に子どもたちの指導に専念することができるよう、学校組織体制の充実や校務の効率化等を進めるとともに、様々な教育資源を活用し、人的・物的な支援体制を充実していくことが必要です。

②就学前教育の充実と保幼認・小・中・高の連携

市内全ての子どもたちの生きる力を育み健やかな成長を図るため、これまで、保幼の一体化や保幼・小・中・高がつながる連続性・一貫性のある教育体制の構築に取り組んできました。

平成２７年には「保幼小接続カリキュラム[※]」を策定し、就学前教育から小学校教育への

スムーズな接続を図るとともに、小学校を核とした保幼小のブロックごとに「顔の見える」連携・交流活動を進め、就学前教育から小学校教育への接続期に生じる「段差※」や「小1プロブレム※」の問題を未然に防ごうと取り組んでいます。また、平成28年には「保幼共通カリキュラム※」を策定し、これまでの保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「関認定こども園アスレ」も開園し、市内全ての園において共通認識のもと、幼児期からの生活習慣の確立や人とかかわる力の育成、体力向上など、就学前教育の充実に取り組んでいます。

小・中間では、中学校区ごとに人権教育・生徒指導などの課題を協議したり、小学校から中学校への必要な支援の引き継ぎを行ったりする機会を定期的に設定しており、今後は、9年間を見通したカリキュラムづくりなど、小中連携教育のあり方を検討することも必要です。中高間においては、市内の中学校・高等学校間では授業体験や進路ガイダンス※、支援の引き継ぎ等、密接に連携を進めており、今後は市外の高等学校や大学との連携にも広がっていくことも必要です。

③ 関係機関との連携

就学前の家庭教育啓発資料の作成や学力向上推進計画の取組、英語教育・外国語活動推進のための外国語指導助手（ALT）※の配置や教職員との連携についての取組等、教育委員会内の複数の室が関連する業務を連携して実施し、効果的・総合的な教育行政を進めています。また、伊賀市・甲賀市（滋賀県）などの教育行政部局と交流する機会をつくり、教職員研修を相互に紹介し合ったり、教育課題の現状や対策について情報交換したりするなど、広域的な市町間の連携も進めています。

さらに、文化会館との連携により著名な芸術家を各小中学校に派遣するアウトリーチ活動※を進め、子どもたちが文化芸術に直接触れることができる機会を確保したり、歴史博物館との連携により貴重な歴史的資料を学校に教材として貸し出し、子どもたちの学習意欲の向上と授業理解に役立てたり、市立図書館との連携による図書の団体貸し出しを活用し読書指導や資料活用指導に役立てたりするなど社会教育との連携を進め、学校教育の活性化を図っています。また、スポーツ少年団やレクリエーション協会及び総合型地域スポーツクラブ※等の活動に参加することが子どもたちにとって身近で気軽にスポーツや運動に取り組める機会となるなど、社会体育が学校の教育活動を補完する役割もあり、今後有機的な連携を進めていく必要があります。

（3） 家庭や地域との連携

① 家庭、保護者との連携と家庭教育力

市内の小中学校では、「学校配信メール※」や学校だより、保護者会等を活用し、学校の教

育方針や教育活動についての情報発信に努めています。しかしながら、保護者、教職員アンケート（p 61～ 参考資料参照）の結果から、教職員が重要視している「学力向上」や「個に応じたきめ細かな指導体制づくり」「すべての子どもたちが安心できる学級集団づくり」の取組について、保護者の満足度指標と教師と重要度指標の差が大きく、取組について「知らない」と答えている保護者の割合も23.5%～39.7%と決して少なくない状況がみられます。今後は、重点的・効果的な情報発信のあり方が求められます。

また、保護者アンケートから、小学校に入学するまでに身につけさせたいこととして「ルールやマナーなどを守る規範意識」（80.5%）、「基本的な生活習慣」（75%）を挙げる保護者の割合が高く、特に「基本的な生活習慣」については大半の保護者が「家庭で」身につけさせるべきだと考えています。教育委員会では、小学校就学前の保護者・児童対象に家庭教育啓発教材を配付し、幼児期からの生活習慣の確立の重要性について呼びかけています。市内の各学校でも、PTA と連携した「ノーテレビ・ノーゲームデー」や「ケイタイ0作戦」などの取組や「家庭学習の手引き」等の配付など、家庭と連携して学習習慣の確立に取り組むことが増えています。今後も、家庭と連携しながら効果的な取組を進めていくことが必要です。

②地域資源の活用と連携

『『亀山っ子』市民宣言[※]』のもと、「放課後子ども教室[※]」や地域行事での地域の人々と子どもとの活発な交流が行われ、平成27年度の全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙）においては、小中学校ともに地域行事への参加率がとて高くなっています。学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）[※]については、市内では小学校3校が導入済みで、新たに小学校2校が現在導入に向けて検討しています。市内の小中学校では、土曜授業や生活科・総合的な学習の時間など、様々な教育場面で地域の多様な人材を活用し、特色ある学校教育を展開しています。また、地域での子どもたちの安全を見守る存在としても、地域の人々との連携はますます重要なものとなっています。

今後は、子どもたちが地域の活動にただ参加するだけでなく、地域の課題に対して自分なりの考えをもち、地域の人々とともに、主体的に自分の役割を果たす機会をつくることが大切です。そのためには、学校と地域が、子どもたちに「つけたい力」は何かを明確に共有しながら、連携を進めることが必要です。

（4）教育環境

①施設・設備の整備

本市では、大型テレビや実物投影機[※]など ICT 機器の活用、学校図書館情報システムの整備によるネットワーク化など、時代に必要とされる教育設備の整備を計画的に進めてきてお

り、今後も国の示す「教育の情報化[※]」に対応する ICT 環境の整備を進める必要があります。

市内全ての小中学校施設では耐震化（構造体[※]）が完了し、また、防犯カメラの設置やセキュリティシステムの継続設置等により、学校の安全性がより高まっています。学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域住民の学習・スポーツ・文化活動など地域活動の拠点にもなります。さらに、多くの学校が災害時の避難所として指定されるなど、地域の防災拠点としての役割も果たすことになり、今後も、地域の全ての人々にとって活用しやすい、安全・安心な学校施設のあり方を検討・整備していく必要があります。

②教育支援体制

本市では、少人数教育推進教職員、学習生活相談員、介助員、外国語指導助手（ALT）、学校司書、外国人児童生徒相談員（通訳など）、体力向上外部講師、部活動支援員、巡回相談員等を、市単独で各小中学校に配置・派遣しています。今後も、これらの人材の効果的な活用のあり方を検討し、子どもたち一人一人のきめ細かな学びを支えることが必要です。

また、平成27年度からは、経済的な理由を含む様々な理由で「勉強したいのにできない」「学習習慣を身につけたい」等の思いを抱える中学生を対象に「学習教室」を設立し、学習支援を行っています。今後も、あらゆる立場の子どもたちへの学びの支援を充実させる必要があります。

③安全・安心の確保

通学路における交通事故、犯罪など、子どもたちの周囲での危険はますます増えています。学校や青少年総合支援センター[※]による登下校時等のパトロール、警察等と連携した防犯教室の実施、地域住民の方の見守りなど、通学路の安全確保には今後も十分力を入れていく必要があります。

また、各校で地域住民と連携した防災マップ[※]づくり、避難訓練・引き渡し訓練[※]など、東北・熊本等での震災に学び、子どもたち自身が自分の命を守る力をつけるための防災・減災教育を推進する必要があります。



第2章 ビジョンの基本的な考え方

1. めざす子どもの姿

希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち

- 「希望に輝く」とは・・・

子どもたちが、確かな学力と健やかな身体を基盤にしなが、自分の個性や特性を活かし夢や志を実現させようと前向きに取り組もうとする姿であり、なかまとかかわり合いながら共に伸びようとする姿です。また、地域や社会の課題等について自分なりの思いをもち、主体的にかかわろうとする姿です。

- 「心ゆたかな」とは・・・

子どもたちが、豊かな自然や歴史文化、芸術をはじめ、様々な人や物事等とのかかわりの中で感動する心をもつとともに、優しさや思いやりをもって人とのかかわり、相手の思いに気づき受け止め、自分も相手も大切にしようとする姿です。さらに、多様な立場や考えに触れることで自分の考え方や視野を広げ、互いのよさを生かして協働し、よりよい未来を創ろうとする姿です。

本市は、このような「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」の育成をめざし、新たな「亀山市学校教育ビジョン」を策定します。

2. 基本理念とつきたい力

【基本理念】

「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造

本市では従来から、豊かな自然や歴史文化とともに地域の人々の営み・知恵・思いなどを大切な教育資源として活かす教育に取り組み、地域に開かれた特色ある学校づくりをめざしてきました。これまでの価値ある取組を継続・発展させ、地域とともにある学校*づくりを進める中で、学校と家庭・地域が双方向の関係を築きながら、「ふるさと亀山」を受け継ぐ子どもたちを育成します。そして、確かな学力・健やかな身体・豊かな心を育むとともに新しい時代を生き抜くために必要な力を確実に獲得させ、将来どのような場所に住もうとも「ふるさと亀山」で受け継いだ思いや考えを活かし、人々とともによりよい未来を拓く子どもたちを育成する教育活動に取り組みます。

さらに、この基本理念のもと、めざす子どもの姿を実現するため、次の3つを、子どもたちに特につきたい力として設定します。

〔子どもたちにつきたい力〕

- 自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、
人々とともに未来を拓く力
- 確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、
自らを高め、新しい時代を生き抜く力
- 安全・安心な教育環境の下で、
個性を伸ばし夢を実現させる力

3. 基本目標・基本方針と体系

<基本となる5つの目標と19の方針>

めざす子どもの姿を実現させるために、基本理念のもと、次の5つの基本目標と19の基本方針を設定します。

基本目標 1	豊かな地域資源を活かした 教育の創造
---------------	---------------------------

- (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育
- (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育

基本目標 2	学校・家庭・地域の 連携と協働による 教育力の向上
---------------	----------------------------------

- (1) 特色と信頼のある学校づくり
- (2) 学校力・教師力の向上
- (3) 家庭との連携・協働
- (4) 地域との連携・協働
- (5) 関係機関の連携ネットワーク

基本目標 3	確かな学力を基盤にした 生きる力をはぐくむ教育
---------------	--------------------------------

- (1) 子どもの学ぶ力づくり
- (2) すべての子どもの可能性を広げる教育
- (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育

基本目標 4	なかまとともに 豊かな心と身体をはぐくみ 自己肯定感を高める教育
---------------	---

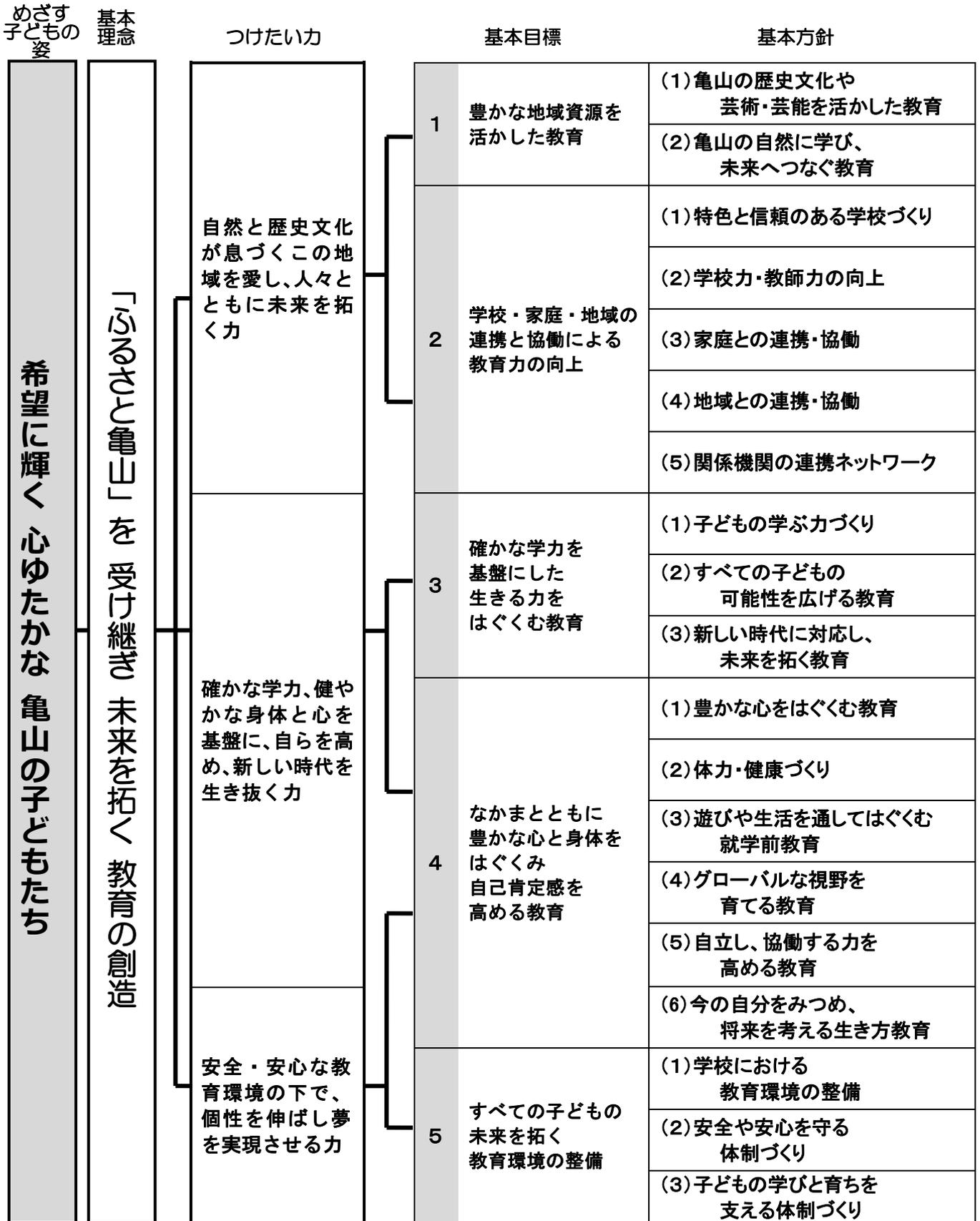
- (1) 豊かな心をはぐくむ教育
- (2) 体力・健康づくり
- (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育
- (4) グローバルな視野を育てる教育
- (5) 自立し、協働する力を高める教育
- (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育

基本目標 5	すべての子どもの未来を拓く 教育環境の整備
---------------	------------------------------

- (1) 学校における教育環境の整備
- (2) 安全や安心を守る体制づくり
- (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり

<体系>

亀山市学校教育ビジョンの体系



第3章 亀山市の学校教育の施策

基本目標 1

豊かな地域資源を活かした教育

<基本的な考え>

本市は、西側に連なる鈴鹿山脈を背景に、東西に鈴鹿川などの河川が流れ、その水の恵みを受ける田畑が広がるなど、豊かな自然に恵まれた環境を有しています。また、古代三関の1つである「鈴鹿関」や東海道の宿場町、亀山城跡の「多門櫓」など、千数百年にわたって積み重ねられた歴史文化の資産を有しています。

これらの豊かな自然や歴史文化、芸術・芸能などを大切な教育資源として活用する教育を推進することで、人間性豊かな心をもつとともに、「ふるさと亀山」への理解を深め、地域のよさについて誇りをもって語ることができる子どもたちを育成します。

<指標>

成果指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生:69.5% 中学生:64.9%	小学生:75% 中学生:70%
学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合	小中学校:60%	小中学校:75%

<具体的な施策>

1 - (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育

① 亀山の歴史文化を活かした学習

- ◆ 子どもたちが亀山市のよさや自分たちの住む地域の豊かな自然や歴史文化について誇りをもって語ることができる力を身につけられるよう、学校の教育活動のさまざまな場面で、郷土について主体的に学ぶ活動を積極的に取り入れます。また、各学校が地域と連携して開発した地域の歴史、文化、産業などを取り入れた地域教材について、市内の他の学校においても活用・実践できるよう、ホームページや共有フォルダ[※]等を活用した情報の共有化を推進します。
- ◆ 子どもたちが地域の歴史や伝統的文化について自分なりの思いや考えをもち、人々とともに新たな文化を創り出そうとする力を身につけられるよう、地域の歴史文化の保存・継承について学んだり、地域独自の伝統工芸品や特産物などに身近に触れたり実際につくったりするような体験活動を取り入れた教育の推進に努めます。
- ◆ 子どもたちが郷土への理解を深め、社会で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の伝統や産業、文化活動に携わる人をはじめ、高度な知識・技術や幅広い経験を持つ人など、地域に住むさまざまな人々と連携し、それぞれの生き方や思い・願いなどに触れる学習を推進します。
- ◆ 子どもたちが亀山市の歴史文化について楽しみながら学習する機会を充実させるため、亀山市歴史博物館や関まちなみ資料館などの社会教育施設や文化財の活用を推進します。

② 地域資源を活かした子どもの芸術・芸能活動

- ◆ 子どもたちの豊かな感性や情操及び自己表現力を育むため、亀山市文化会館と連携したアウトリーチ活動や亀山市小中音楽会の開催など、本物の文化芸術に触れる機会や子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の充実を図ります。
- ◆ 子どもたちの地域の文化・芸能活動への関心を高め、大切にしようとする気持ちを育むために、地域で様々な文化的活動を行っている人たちなどに学んだり、実際に地域の祭りや催しなどの活動に参加したりする体験を取り入れた教育活動を推進します。

1 - (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育

① 地域の自然に親しみ、自然を愛する子どもづくり

- ◆ 子どもたちが日常生活の中で身近な地域の自然に親しみ、興味・関心をもつとともに、自然を愛し守り育てようとする気持ちをもつことができるよう、様々な機会をとらえ、地域の山や川など豊かな自然を活かした体験活動や亀山に生息する動植物とのふれあいを取り入れた教育活動を推進します。

② 地球環境と自分とのかかわりを考える子どもづくり

- ◆ 子どもたちが環境問題を自らの問題として捉え、自分にできることを考え実践する力を身につけられるよう、各教科や総合的な学習の時間等において、身近な自然や地域社会の中でのさまざまな体験を通して主体的に学び・考え・行動する活動に取り組みます。また「学校環境デー[※]」を中心とした創意工夫ある環境教育活動を推進します。
-
- ◆ 子どもたちが身近な自然や環境問題について学び、考え、行動する体験の機会を充実させるため、行政が一体となり、民間団体とも協力連携しながら、自然の材料を素材に使ったものづくりを通して先人の生活の工夫を学ばせる活動を展開したり、自然体験学習のネットワークづくりを進めたりします。また、鈴鹿峠自然の家や里山公園などの生涯学習施設等の利用や体験学習を重視して、環境と体験が一体となった取組を進めます。



基本目標 2

学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上

<基本的な考え>

子どもたちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、多様な人々とのかかわりやさまざまな経験の積み重ねの中で育まれます。子どもや学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、その解決には、これまで以上に学校・家庭・地域の連携・協働が必要です。

本市では、すべての学校において、学校力・教師力を向上させ、家庭・地域に信頼される特色ある学校づくりを進めます。また、家庭の教育力向上や、地域の人材・活動を活用した教育活動の充実等についての話し合いを通して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、めざす子どもの姿を共有し、一体となって教育活動に取り組む「地域とともにある学校づくり[※]」を進め、関係機関とも連携しながら、教育力の向上を図ります。

<指標>

成果指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 <small>*コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数</small>	3 校	8 校
子どもの家庭学習の状況 <small>*「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】</small>	小学生: 54.6% 中学生: 44.3%	小学生: 65% 中学生: 50%
子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 <small>*1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】</small>	小学生: 66.7% 中学生: 58.4%	小学生: 70% 中学生: 62%
地域の行事に参加している子どもの割合 <small>*「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】</small>	小学生: 76.9% 中学生: 68.6%	小学生: 85% 中学生: 72%

<具体的な施策>

2 - (1) 特色と信頼のある学校づくり

① 魅力ある個性をもち、地域とともにある学校づくり

- ◆ すべての子どもたちがその人権を保障され、なかまとともによく学びよく遊び、楽しく充実した学校生活を過ごすことができるよう、学校は、地域の特色や子どもの実情に合わせた創意工夫ある教育活動を展開する「魅力ある学校づくり」を進めます。また、教育課程や予算などについて学校裁量の拡大を図り、自主的、自立的な学校運営ができるように努めます。
- ◆ 学校は子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて設定した学校教育目標を実現するために、家庭・地域とも連携・協働しながら、学校全体で「カリキュラム・マネジメント」（教育課程の編成・実施・評価・改善）やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に取り組み、学校教育力の向上を図ります。
- ◆ 子どもたちが身近な地域を含めた社会とのかかわりの中で豊かに学び、自分たちの力で社会をよりよく変えていくことができるという実感をもち、地域とともにある自立した社会人として成長できるように、各学校が、目指す「学校像・子ども像」や課題を地域住民等と共有する機会をもち、地域の特色や人的・物的資源を活かした体験活動を充実させる等、「社会に開かれた教育課程※」を実現させ、地域とともにある学校づくりを進めます。
- ◆ 学校及び地域の活性化を図り、子どもたちにつけたい資質・能力を効果的に育むために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の組織や人的環境を最大限に活用し、地域ならではの創意や工夫、強みを活かした特色ある学校づくりを一層進めます。

② 保護者・地域に信頼される学校経営

- ◆ 保護者・地域住民の学校教育への関心を高め理解・協力を得るために、学校経営方針やその達成状況をはじめ、教育活動その他学校運営に関する情報について、通信やホームページ等による積極的な発信に努めます。
- ◆ 子どもたちや保護者、地域住民からの信頼を高めるため学校マネジメント※について全教職員が理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を組織的に進め、教育活動その他の学校運営の質的向上を図ります。
- ◆ 学校関係者評価等を活用した学校運営の評価・改善サイクルを充実させて自校の「強み」を伸ばし「弱み」を改善し、目指す「学校像・子ども像」の実現に向けた計画的・継続的な取組を推進するとともに、課題の共有や対策の協議を行うことを通して、学校・家庭・地域の連携・協働体制を強化します。

2-（2）学校力・教師力の向上

① 仕事への誇りをもち、学び続ける教師集団づくり

- ◆ 子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるように、教師の授業力向上や授業改善につながる研修を推進します。また、亀山市レディネステスト[※]や全国学力・学習状況調査等の各種学力調査や子どものノート、作品、発言など、様々な方法で子どもの学力の状況を把握・評価し、つまずきや課題を分析し、指導の改善につなげます。
- ◆ 子どもの問題行動の背景にある要因を捉えるために、観察、対話等を心がけ、Q-U 調査[※]等様々なアセスメント[※]も活用しながら、子どもの心の声や思い等にも留意しながら柔軟に対応し、指導や支援につなげます。また、教師自身が人権感覚を磨き、規範意識や人間性を高める努力を続け、子どもたちにとって人生の先輩として道を示す存在となれるように努めます。
- ◆ 教職員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成するために、校内研修やOJT[※]等を活性化させ、指導力向上に向けた組織的な取組を推進します。また、亀山市教育研究会、亀山市人権教育推進協議会、亀山市生徒指導協議会、亀山市図書館情報協議会など、学校の枠を超えて教員がつながり、教育課題を解決する研修等を支援します。
- ◆ 教職員一人一人が常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する市民の信頼の確保に努めるよう、服務規律の確保について周知徹底に努めます。また、教職員のコンプライアンス[※]の意識の向上をめざし、校内研修の実施等、各学校での取組を進めます。
- ◆ 教職員育成支援のための人事評価制度の取組により、一人一人の教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促して能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し、教職員の協力・協働を促進するなど、組織力の向上をめざします。
- ◆ 教職員 1 人 1 台の校務用パソコンや指導用タブレット端末の整備、ICT 支援員等による ICT 機器活用へのサポートとともに、デジタル教科書の購入やネット配信型の学習補助教材の提供等により、教職員が教材作成や資料収集等にかかる労力を軽減し、教職員の資質向上を支援します。
- ◆ 教職員が元気に子どもと向き合う時間を確保するため、学校長のリーダーシップの下、校内組織のスリム化や会議等を精選するなど、業務の簡素化・効率化を図ります。また、教職員の総勤務時間の縮減のため、学校ごとに定時退校日を設定するなどの取組を推進します。
- ◆ 教職員への相談体制の確立や心の健康づくりを支援するために学校衛生委員会[※]機能の充実を図り、教職員のメンタルヘルス[※]対策を推進します。

② 多様な人材が活かされ、つながる、学校のチーム力の向上

- ◆ 子どもや保護者、地域の価値観の多様化・複雑化に対応し、きめ細かな学びを支えるため、少人数教育推進教員[※]、学習生活相談員、学校司書、外国語指導助手（ALT）、スクール・ソーシャル・ワーカー[※]、スクール・カウンセラー、部活動指導員[※]、各種ボランティアなど、多様な人材の活用・連携を推進し、チームとしての学校の機能充実を図ります。
- ◆ 教職員や専門スタッフ、ボランティア等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、校長がリーダーシップを発揮できるような体制を整備工夫したり、学校内の分掌や委員会等の活動を調整したりして、学校教育目標の下、学校全体を動かしていく機能など、学校のマネジメント機能を強化する取組を進めます。
- ◆ 新しい視点から教育課題への対応力を向上させるため、保幼認、小中間等の人事異動・交流や一定期間の研修機会を設けるなど、異校種間の人事交流を推進します。



2-（3）家庭との連携・協働

① 学校と家庭との連携による、望ましい学習・生活習慣の確立

- ◆ 保護者の学校教育への信頼を得るために、学校は、学校教育目標や特色ある教育活動等について保護者に十分な説明を行い、各方面からの建設的な意見を参考にしながら教育課程を編成するとともに、その教育効果について常に検証し、結果を公開し改善を図るなど、説明責任を果たします。
- ◆ 保護者の学校教育への関心を高め、理解・協力を得るために、学校は、子どもの活動の様子や成長の状況、課題などについて、保護者会や PTA 行事等の機会や学校だより、ホームページなどを活用して情報発信の機会を十分に確保するとともに、必要に応じて「学校配信メール」などを活用しながら、きめ細かく必要な情報を迅速に伝えるための連絡体制を充実させます。
- ◆ 日本語の習得が難しい保護者との連絡をスムーズに行うため、各校への外国人児童生徒支援員（通訳）の配置や翻訳等の支援を拡充します。
- ◆ すべての子どもが充実した学校教育を受ける権利を保障するため、家庭環境づくりに向けた支援や家族支援に努めるとともに、子育ての不安や悩みなどに関する保護者等からの相談に的確に対応し、子育て支援講座や家庭教育講座の実施や相談体制の充実等に取り組みます。
- ◆ 乳幼児期からの基本的な生活習慣づくりのために、家庭教育の重要性について就学前の幼児の保護者に呼びかけるとともに、すべての子どもたちが、望ましい生活習慣や食習慣、社会的なマナーなどが身につけられるように、園・学校と家庭が連携し、学校の教育活動及び家庭生活での指導で一体的に行われるように取り組みます。

② P T A 活動における、保護者の連携と教育活動への参画

- ◆ 保護者が、PTA 行事や学校行事等により多く参加して、学校の教育活動への理解を深め参画する機会を増やすことを通して、保護者同士がつながり、学校・地域と連携・協働する力をさらに高めることをめざします。
- ◆ 子どもたちが地域の中で豊かに学び成長できるように、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）などの仕組みを活用し、PTA・地域との関係を深め、地域の子どもの実態や課題、目標を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し、連携・協働した取組を進めます。

2 - (4) 地域との連携・協働

① 学校と地域の連携による、子どもの見守り

- ◆ 子どもたちが安全・安心できる環境のもと、放課後の時間を過ごすことのできる場を確保するため、地域内の「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ※」などについて、増設及び充実を図ります。
- ◆ 子どもたちが地域の中で様々な人とのかかわりの中で学び、自立した社会人として成長することをめざし、「『亀山っ子』市民宣言」の理念を広め、地域の人々と子どもたちとの活発な交流を積極的に進めます。
- ◆ 学校は教育活動やその成果を家庭・地域に公開して学校教育への理解を得るとともに、子どもの実態や課題を共有し、めざす目標に向かって、地域も一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めます。また、地域の子どもたちを育むために、学校・家庭・地域が実態に応じて連携・協働するコミュニティ・スクール〔学校運営協議会〕の導入をさらに進めるなど、家庭・地域が学校運営に参画する仕組みを充実させます。
- ◆ 子どもたちの安全を確保するために、学校・家庭・地域が連携した登下校時の安全確保など、市民会議やまちづくり協議会等と連携した地域での見守り体制の充実に努めます。

② 地域行事や人材などを活用した、子どもにつけたい力を意識した活動の充実

- ◆ 子どもたちが郷土の自然・歴史や地域の伝統文化、地域産業などについて体験的に学んだり、地域の人々の思いや考えに触れながら視野を広げたりするよりよい機会をつくるため、ゲスト・ティーチャー※や学校支援ボランティア※として地域の多様な人材の協力を得るとともに、子どもの実態や課題、活動のねらいなどを共有し、効果的な学習活動に取り組みます。
- ◆ 子どもの実態や活動のねらいに応じた人材を活用できるよう、教職員のOB※やかつてPTA活動に携わった地域住民など地域における優れた教育力を持つ人材を活かしたり、様々な分野における特技・技能を持つ人材を発掘したりするなど、豊かな人的資源を確保する体制を充実させます。
- ◆ 子どもたちが社会と自分とのかかわりや自分の将来を考えたり、社会参画への意識を高めたりして成長するよりよい機会とするため、職場体験などの体験学習を、学校と地域の企業や事業所が子どもの実態や目標について共有・連携して進めます。
- ◆ 子どもたちが地域の多様な人々とのかかわりを通して、自分が認められる経験や、自分の手で何かを変えたりよりよくしたりすることができる実感をもてるよう、子どもの地域活動への参加を促進するとともに、地域行事・活動を学校の教育課程に位置づけ、学校・地域が連携・協働した教育活動を展開します。また、学校で行う様々な教育活動への地域の人々の参加を積極的に呼びかけます。

2-（5）関係機関の連携ネットワーク

① 学校間、保幼認・小・中・高及び広域的な連携体制の充実

- ◆ 市内すべての子どもたちがよりよい教育のもと豊かに学び成長することができるよう、各学校が有するそれぞれの特色や立地環境などを互いに活かすため、教育体制の面での連携や教育内容の実施にあたっての交流・連携など補完・連携体制づくりを推進します。
- ◆ 子どもたちが保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、中学校及び高等学校へ至る各段階において、円滑にその学びや育ちをつなげていけるよう、保幼認・小・中・高の教職員同士が交流し互いの教育への理解を深めるとともに、課題を共有し、連携した取組を進めるなど、市全体で連続性・一貫性ある教育を進める体制づくりに努めます。
- ◆ 就学前の子どもたちが主体的な活動や協同的な遊びの中で豊かに育ち、様々な力を身につけられるよう、市内すべての保育所・幼稚園・認定こども園において「亀山市保幼共通カリキュラム」の活用・実践に取り組みます。
- ◆ 小学校に就学する子どもたちが接続期における「段差」を乗り越え、小学校生活に円滑に適応できるよう、すべての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校において「亀山市保幼小接続カリキュラム」の活用・実践に取り組むとともに、小学校ブロック別の連携・交流活動に取り組みます。
- ◆ 思春期の子どもたちの連続性・一貫性のある学びと成長を実現させるため、中学校ブロックごとの子どもの実態や課題について情報共有・連携したり、教育課程のあり方や授業づくり等について話し合ったりするなど、小中連携教育の取組を進めます。また、市内高等学校等との連携とともに、市外の高等学校や大学等と連携した教育活動を推進します。
- ◆ 子どもたちが多様な地域の特徴や人の考えなどに触れ、視野を広げることができるよう、近隣市町の学校と連携した教育活動や、県内他市町の学校及び県外の学校との交流活動など広域的な学校間の連携に取り組みます。また、他市町の学校職員・教育行政機関等と交流、連携することで、教育課題への対応力を高めます。



② 教育関係部門・機関及び社会教育・社会体育との連携の強化

- ◆ 学校教育をはじめ、行政内における子どもに関する「社会教育（生涯学習）」、「子育て（福祉）」、「地域コミュニティ（市民サービス）」、「医療機関」など、各種部門の連携による総合的な施策を推進します。
- ◆ 教育行政をさらに推進するため、教育委員会内の連携機能の充実を図り、人的及び施設的な整備を図ります。また、学校及び教職員への指導・支援をさらに充実させるための人的配置など、体制の強化に努めます。
- ◆ 学校・地域相互の教育力を高め、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、学校教育と社会教育・社会体育が連携し、学習の場や内容の一部を共有しながら一体となって活動に取り組みます。
- ◆ 子どもたちにより豊かな教育体験を提供し、学ぶ意欲を喚起できるよう、公民館や図書館、博物館や美術館等の文化施設、自然体験施設における学習プログラムを積極的に活用するなど、学校教育と社会教育との有機的な連携を進めます。
- ◆ 子どもたちの豊かな感性や情操を育んだり、自らの興味・関心や目的に応じて主体的に情報を選択し活用する力を高めたりするために、学校図書館情報システムを活用した学校図書館と市立図書館の連携体制を充実させ、読書センター、学習・情報センターとしての機能を高めます。
- ◆ 子どもたちが日常生活の中で運動を楽しむ習慣を身につけ、健康な身体を維持できるよう、総合型地域スポーツクラブや地域の団体・サークル等の社会体育団体との連携により、自分の興味・関心に応じたスポーツに気軽に参加できる環境づくりに努めます。



基本目標 3

確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育

<基本的な考え>

多様で変化が激しく一層複雑化するこれからの社会を生きる子どもたちには、ただ新しい知識・技能を身につけるだけでなく、それらを実際の社会や生活の中で活用し、そこで生じた課題の解決に向けて主体的・協働的に取り組み、よりよい未来を切り拓く力が必要です。

本市では、言語活動を重視した主体的・協働的な授業づくりを進め、子どもたちの学ぶ意欲を高め、社会で生きてはたらく「確かな学力」を育成します。また、特別支援教育・少人数指導など、子どもの実態に合わせたきめ細やかな指導により、すべての子どもの力を伸ばし可能性を拓く教育の実現をめざします。さらに、ICTを活用した学習や、外国語活動・英語教育など、新しい時代に対応した教育活動の充実を進めます。

<指標>

成果指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
学校での授業をよく理解している子どもの割合 <small>* 「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【学校評価アンケート】</small>	小学生： 88.0% 中学生： 83.0% (平成27年度)	小学生： 92% 中学生： 85%
子どもの学習意欲の状況 <small>* 「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのまましておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】</small>	小学校： 93.9% 中学校： 89.3%	小学校： 95% 中学校： 92%
授業時間以外の子どもの読書状況 <small>* 「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】</small>	小学生： 68.6% 中学生： 54.0%	小学生： 80% 中学生： 65%
ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 <small>* 「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】</small>	小学校： 36.4% 中学校： 66.7%	小学校： 50% 中学校： 70%

<具体的な施策>

3 - (1) 子どもの学ぶ力づくり

① 学ぶ意欲が高まり、仲間とともに主体的に学ぼうとする子どもづくり

- ◆ 子どもたちの意欲的・主体的な学びを広げ深めるために、言語活動を重視するとともに、課題の発見とその解決に向けて主体的・能動的に学習する、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの、学習過程や指導方法の改善を進めます。
- ◆ 子どもたち一人一人が学習活動への見通しを持ち、意欲的に学び続けられるよう、「亀山版学習スタイル」をもとに「めあての提示」と「振り返る活動」を位置づけた授業スタイルの確立や、学習規律の徹底に取り組みます。
- ◆ 子どもたちが学ぶ楽しさや達成感をもったり、学ぶことの意義を自覚したりできるよう、教材の選択や課題提示を工夫し、多様な体験活動を取り入れるなど、子どもにつけたい力を確実に身につける授業づくりを進めます。
- ◆ 子どもたちが仲間と学び合う中で学ぶ喜びやわかる楽しさを実感するとともに、多様な考えを受け入れ自分の考えを広げられるよう、グループ学習などを取り入れた協働的な学習[※]を進めます。
- ◆ 子どもたちが家庭における意欲的・主体的な学習習慣を身につけられるよう、個々の実態に応じて課題の内容や量を選択できたり、自分の興味や関心に合わせた自由な課題に取り組んだりできる仕組みを取り入れた家庭学習の取組を推進します。

② これからの時代に必要となる、確かな学力の育成

- ◆ 子どもたちが社会生活の中で必要とされる「生きてはたらく知識・技能」を身につけられるよう、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるとともに、それらを相互に関連づけたり、様々な教科・領域で活用したりするカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）の取組を推進します。
- ◆ 子どもたちが予測困難な社会において必要となる「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」を身につけられるよう、自ら課題を見つけ、その解決に向けて主体的・能動的に学習を進める授業づくりへの転換と学習評価の充実に努めます。
- ◆ 子どもたちが、自分の学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を高めるため、豊かな体験活動の中での多様な人々とかかわる機会を充実させ、人々と協働するためのリーダーシップ、チームワーク、コミュニケーション能力を養います。
- ◆ 子どもたちが言語を通じて新たな情報を得たり、思考・判断・表現したり、人とかかわったりする力を効果的に獲得できるよう、国語教育・外国語教育の指導内容や方法を効果的に連携させたり、読書活動の充実を図ったりするなど、教科等の枠を超えた教育活動全体で言語能力の育成を図ります。
- ◆ 子どもたちが様々な情報を必要に応じて選択し手段として活用できる力を身につけるため、各教科等において学校図書館等を活用したり、情報技術を活用したりする活動を取り入れ、情報活用能力の育成を図ります。

3-（2）すべての子どもの可能性を広げる教育

① 学習ニーズ※に応じた、きめ細かな教育支援の充実

- ◆ 子どもたち一人一人の可能性を最大限に伸ばし、社会の中でよりよく生きる力を育てるため、子どもが自分にふさわしい学び方や学習方法を身につけられるよう、一斉指導や個別指導、グループ指導などさまざまな学習形態や、習熟に合わせた指導等を取り入れた少人数指導、チームティーチング等の指導体制を学習の状況に応じて取り入れ、効果的な指導方法と学習評価の工夫・改善に努めます。
- ◆ 子どもたち一人一人の学習理解・定着の状況や学習状況を把握・検証し、効果的な指導へと改善を図るため、全国学力・学習状況調査等の学力調査や、各種ワークシート・補充学習支援教材等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的に取り組みます。
- ◆ 子どもたち一人一人の興味・関心・個性や特に優れた能力、リーダーシップの資質など、その可能性や能力を最大限に伸ばせるようにするため、授業や課外活動等において ICT を積極的に活用したり、研究者、芸術家、スポーツ選手、起業家、職人など様々な分野の専門家から直接指導を受けたりする機会の充実に取り組みます。

② 特別支援教育の推進・充実

- ◆ 特別な支援を必要とする子どもたち一人一人が自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、「個別の教育支援計画※」及び「個別の指導計画※」の作成・活用と評価・改善に取り組むとともに、支援情報の引き継ぎを丁寧に行うことで、個々の実態や特性・長所を生かした効果的な指導・支援の充実に努めます。
- ◆ 特別な支援を必要とする子どもを含むすべての子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、ICT機器、視覚情報の活用や見通しを持ちやすい展開の工夫など、ユニバーサル・デザイン※の授業づくりに取り組むとともに、必要性に応じて通級指導教室での指導や合理的配慮の提供を行います。
- ◆ すべての子どもが障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築をさらに進めるとともに、障がい及び障がい者理解のための教育や啓発に積極的に取り組みます。

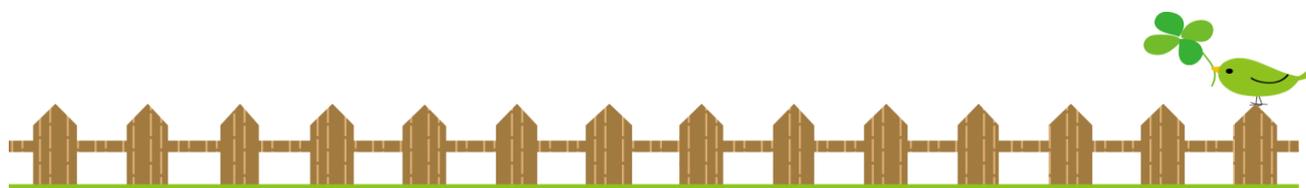


③ 居心地のよい学校・学級づくり（不登校やいじめ問題等への支援・対応）

- ◆ すべての子どもが安心して笑顔で過ごし、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちの自主的・自立的な活動を推進し、学級でのルールや学習規律が守られるとともに温かな交流のある、居心地の良い集団づくりを進めます。また、子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握を通して、きめ細やかな子ども理解に努めます。さらに、保幼認・小・中の連携により小1プロブレムや中1ギャップ[※]等を軽減・防止するよう、校種間の接続を円滑に進めます。
- ◆ 子どもたちの将来における社会的な不適応を予防し、保護要因[※]を高め、社会を生き抜く力を獲得させるため、体験活動も含め、社会や世界とのかかわりの中で学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させ、自己の感情や行動を統制する力やよりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育みます。
- ◆ 学校不適応・不登校等、学校になじめない子どもたちの学ぶ機会を保障し、個々の実態に応じた目標に向けた取組を進めるため、別室登校など校内での支援体制を整備するとともに、適応指導教室の活用、カウンセリング[※]等の実施や、専門機関・大学、フリースクール[※]などの関連機関や地域との連携等を積極的に進めます。
- ◆ 子どもたちが命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や個性を認め合う態度等を身につけるため、子どもたちの言動のわずかな変化等を捉え、不安や葛藤等の内面の感情に寄り添った支援に取り組みます。そのために、スクール・カウンセラーなど多様な人材との連携を図りながら、学校全体で問題行動の未然防止や迅速な解決に取り組みます。また、各学校において学期1回以上のアンケート調査を行うなど、きめ細かな実態把握ができるよう工夫し、いじめ事案等の未然防止、早期発見・解消に向け組織的に対応します。

④ 日本語の習得が十分でない子ども・保護者への支援

- ◆ 日本語指導が必要な子どもたちの学ぶ機会を保障するため、日本語教室等において初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うなどの受け入れ体制の充実を図ります。さらに、子どもたちの学力及び社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力を育成するためのカリキュラム（JSLカリキュラム[※]等）の活用や特別の教育課程を編成・実施するなど、個々の実態に合わせた指導の充実を図ります。
- ◆ 日本語の習得が十分でない子どもたちが安心して学校で学ぶことができるよう、担任や日本語教室担当教員、母語での通訳や学習支援を行う外国人児童生徒支援員が連携し、学校生活への適応支援や保護者への情報提供・支援を組織的に進めます。また、NPOや関係機関、地域ボランティアと連携しながら、よりよい教育支援の機会を提供します。



⑤ すべての子どもへの教育機会の保障

- ◆ すべての子どもが家庭の経済状況に左右されることなく学ぶ機会が保障され、自分の能力を伸ばすことができるよう、習熟度に合わせた少人数指導や放課後等の補充学習など学校で十分な基礎学力を習得できる機会を設定するとともに、中学生を対象とした「学習教室」において、進学に向けた学習支援を充実させます。

⑥ 教育相談・支援体制の充実

- ◆ 学校や家庭・地域での人間関係や、不適応・不登校、いじめ、学習不振など、様々な理由で悩む子どもや保護者の不安を和らげるため、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーなどの効果的な活用を進めるとともに、福祉等との関係機関と連携した支援や、教育相談窓口等による教育相談体制の充実を図ります。
- ◆ 子どもたち一人一人の実態や特性・個性及び能力に応じたきめ細やかな指導を行うため、学校の教職員全体の協力体制を整えるとともに、教職員の対応力や専門性の向上を図る研修機会の充実に努めます。特別な支援の必要な子どもたちへの支援・対応において学校の窓口となる特別支援教育コーディネーター^{*}や生徒指導担当教諭、通級指導担当、適応指導教室指導員等については、その経験や能力、専門性などを考慮した人材の登用及び養成を推進します。
- ◆ 子どもの実態や状況に応じたきめ細かな対応を適切に進めるため、子ども総合センター等と連携して行う巡回訪問、事例検討会、研修会、保護者講演会等により相互の指導力を高め、支援体制を維持・充実させます。

【参考】

<市の教育相談窓口>

内容	窓口	電話番号	曜日	時間
いじめ・体罰等 学校生活について	教育委員会事務局 教育研究室	84-5077	月～金	8:30～17:15
不登校に関する事	ふれあい教室	82-6000	月～金	8:30～17:15
引きこもり・ニートに 関すること	青少年総合支援 センター	82-6000	月～金	9:00～17:15
子どもの育ち・発達に 関すること	健康福祉部 子ども支援室	83-2425	月～金	9:00～17:15

3 - (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育

① 子どもたちが思考を深めるツールとして活用するICT

- ◆ 子どもたちが大量に存在する様々な情報から自分に必要な情報を選択し適切に活用できる力を身につけ、社会の情報化に主体的かつ柔軟に対応できるようにするため、タブレット端末等様々な情報機器（ICT）の基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、自己実現や自己表現等の手段として活用する教育を推進します。
- ◆ 子どもたちがより主体的・協働的に学習を進めるための手段として、様々なICT機器を活用した授業づくりを進めます。また、子どもたちがどのような職業に就くとしても必要となる「プログラミング的思考*」を育むプログラミング教育*を、発達段階に応じて進めます。
- ◆ 子どもたちがインターネット等の利用におけるルールやマナーを身につけ、適切に利用できるよう、情報の特徴や情報化が社会に及ぼす影響を理解し、情報モラル*を身につける学習活動を重視した取組を行うとともに、保護者等に対して携帯電話等へのフィルタリング*の必要性について理解を求めするなど、PTAと連携した啓発活動等の取組を行います。さらに、子どもたちのインターネット等の活用状況の実態を教員が把握し、適切に指導するための考え方や指導方法についての研修を実施します。

② 子どもが本に親しみ、必要な情報を選び活用する学校図書館活用教育

- ◆ 子どもたちが読書を楽しむことを通じて感性を磨き、思考力・判断力・表現力を高めるとともに、豊かな人間性を身につけて成長できるよう、司書教諭、学校司書、図書ボランティア等が連携し、図書まつりや読み聞かせ、朝の読書や「かめやましファミリー読書リレー*」等、子どもが本に触れ、読書に親しむ多様な取組を進めます。
- ◆ 子どもたちが目的に応じて自ら選んだ本を読み、学力の基盤となる読解力や言語力とともに、情報を選択し活用する力を高められるよう、学校図書館を活用した授業づくりを進めます。また、図書館情報システムを活用した市立図書館との連携等により学習に必要な図書を提供するなど、司書教諭*・学校司書等が授業づくりを支援する体制を整えます。

③ 世界の人々とのコミュニケーションを楽しもうとする子どもの育成

- ◆ 子どもたちがグローバル化が進展する社会の中で、世界の公用語の一つである英語を使って理解したり表現したりしながら様々な国の人々とのコミュニケーションを楽しむことができるように、小学校の段階から、担任が中心となって外国語指導助手（ALT）との連携を生かして行う小学校外国語活動や英語教育の充実に取り組みます。
- ◆ 小学校では、英語の音声や基本表現に親しみ「聞くこと」「話すこと」の学習を中心に英語への興味・関心を高めます。また中学校では、小学校段階での学習内容を踏まえて「読むこと」「書くこと」を加えた4技能を総合的に育成するために、各学年の発達段階における学習到達目標を設定し、授業実践に取り組みます。
- ◆ 子どもたちが様々な文化・習慣や考え方をもつ人々と理解し合い、共生していく力や態度を身につけるために、外国語指導助手（ALT）をはじめ、様々な国の人々との交流を通して理解し合う機会を設けます。

基本目標 4

なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ 自己肯定感を高める教育

<基本的な考え>

子どもたちが自立した人間として社会で生きていくためには、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等を育成することが重要となります。

本市では、子どもたちがなかまとつながり、多様な立場や考えを認め合い、ともにかかわり合う教育活動に取り組む中で、子どもたちの自己肯定感を高め、豊かな心を育むとともに、自立し協働する力や、自分を見つめ将来を考えたり社会に参画したりする力を育成します。また、幼児期から園・学校と家庭が連携し、子どもたちが自分に合った運動に親しみ、日常的に身体を動かすことが好きになる取組や、望ましい食習慣を確立する取組を進め、子どもたちの健やかな身体を育みます。

<指標>

成果指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
子どもの園・学校生活への満足度の状況 * 「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合 (%) 【学校評価アンケート】	幼稚園：— 小中学校：91% (平成27年度)	幼稚園：95% 小中学校：92%
自分には良いところがあると思う子どもの割合 * 「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生：74.9% 中学生：61.5%	小学生：80% 中学生：72%
将来の夢や目標を持っている子どもの割合 * 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生：81.9% 中学生：66.4%	小学生：85% 中学生：70%
子どもたちの規範意識の状況 * 「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生：91.6% 中学生：94.8%	小学生：93% 中学生：96%
子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 * 体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合 (%)	幼稚園：100% 小学校：54.5%	幼稚園：100% 小学校：100%

＜具体的な施策＞

4 - (1) 豊かな心をはぐくむ教育

① 命を大切にし、あたたかく思いやりのある心の育成

- ◆ 子どもたちが身の回りの自然に親しみ、自然環境や生き物の生命を大切にしようとする思いや態度を身につけられるよう、また、人との信頼や絆、友情を築き、自分も相手も大切にす
る気持ちを持てるよう、各教科や生活科、総合的な学習の時間、特別活動等での教育活動の中に
豊かな体験活動の場を設定します。さらに、家庭・地域及び社会教育や関係機関、企業等との
連携による、多様な体験活動等への子どもたちの参加を促します。
- ◆ 子どもたちが年少者や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にしたり敬ったりし
て大切にすることができるよう、高齢者施設の訪問・交流や保幼認・小・中の交流活動、保育
体験学習など、年少者や高齢者との直接的なかわり合いの機会を多く設定します。
- ◆ 子どもたちが地域の中で人々とともに思いやりの心、助け合いの心などをもち、温かい絆を
育みながら生きていく社会人として成長できるよう、地域性を生かした福祉体験活動の機会を
設定したり、自主的な参加を促したりします。
- ◆ 子どもたちが豊かな読書体験及び文化芸術等にかかわる体験を通して豊かな感性や人間性を
身につけられるよう、市立図書館や文化会館等の社会教育や企業等と連携した読書活動・文化
芸術活動を推進します。

② 規範意識をもち、よりよい生き方や選択をしようとする態度の育成

- ◆ 子どもたちが善悪を判断する力や規範意識等をもち、様々な生活場面で主体的に考え適切な
判断・行動ができるよう、道徳の時間をはじめ各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など
学校の教育活動全体の場において、発達段階に応じた適切な指導計画の作成、教材活用、授業
づくり、指導方法の工夫改善に取り組みます。また、家庭や地域の方々の協力等による体験的
な学習を積極的に進めます。
- ◆ 子どもたちが様々な人と接する中で、あいさつ、礼儀、思いやりの心や正義感、基本的な生活
習慣など、社会生活を送る上で必要な資質やマナーとともに、多様な立場や考えを理解し尊重
する態度を育成するために、地域での体験活動や・あいさつ運動など「『亀山っ子』市民宣言」
を大切にしたい地域と一体となった取り組みを進めます。

③ 人権を尊重し、なかまとつながり、ともに高まろうとする心の育成

- ◆ 子どもたちが部落問題、障がい者、外国人、子ども、高齢者、H I V・エイズ等さまざまな病気に罹患した人、少数民族、性的マイノリティ※、ホームレス等の人権に係わる問題やインターネットによる人権侵害など、種々の個別的な人権問題を解決するために必要な知識を身につけ、人権意識を高め、あらゆる差別を許さないという意味を持って行動できるよう、人権学習指導資料等を活用した学習を推進します。また、それぞれの学校が子どもや地域の実態に応じて総合的・体系的に人権教育を展開できるよう保幼認・小・中を通した人権教育推進計画※や人権教育カリキュラム※の作成と活用を推進します。
- ◆ 子どもたちが主体的に考えながら、互いの個性や違いを認め合い、仲間としてつながり、ともによりよく生きようとする態度を育むため、さまざまな手法や客観的なデータ、指標などを取り入れながら子どもの実態を把握し、すべての子どもが安心して過ごせる学校（学年・学級）づくりを推進します。
- ◆ すべての教職員が確かな人権意識と指導力を持って人権教育を進められるよう、人権学習指導資料の活用や指導方法に関する研修を実施するとともに、保幼認・小・中の教職員が連携し、子どもの実態等の交流や効果的な指導についての協議を行える場を設定します。
- ◆ 子どもたちが様々な場面で人権について考え、人権意識を高められるよう、学校生活のあらゆる場面で人権に配慮した取組を進めます。また、人権集会・人権フォーラム※、ヒューマンフェスタ※など人権について考える活動や体験活動等に、地域・関係機関とも連携しながら積極的に取り組みます。
- ◆ 子どもたちが家庭や地域の中で様々な人々と人権について語り合い、主体的に考え行動できる社会を実現するため、家庭・地域・企業等に向けた啓発活動に取り組み、家庭や地域と協働しながら人権尊重のまちづくりを進めます。



4 - (2) 体力・健康づくり

① 運動が好きになり、自分から進んで身体を動かそうとする子どもの育成

- ◆ 子どもたちが体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善を進めます。
- ◆ 子どもたちが幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校（園）1運動プロジェクト」（学校・園全体で、なわとびや集団遊び等に取り組む活動）など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会を設定し、子どもたちの参加を支援します。
- ◆ 子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「せいかつちゃれんじシート[※]」など家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めるとともに、家庭・地域での、親子や地域の人々とともに取り組むスポーツ活動への参加を一層促します。
- ◆ 子どもたちが生涯にわたり自主的・自発的に日常生活の中で運動に取り組み、健康な身体を維持できるよう、総合型地域スポーツクラブや地域の団体・サークル等の社会体育団体との連携により、自分の興味・関心に応じたスポーツに気軽に参加できる環境づくりに努めます。



② 健康の大切さを意識し、正しい食生活や生活習慣を身につけようとする 子どもの育成

- ◆ 子どもたちが生涯にわたって心身の健康を自ら管理し、健康で充実した生活を送るための知識や習慣を身につけられるよう、学校における各教科、特別活動等の学校教育全体で健康教育を推進します。
- ◆ 子どもたちの健康課題の解決に向け、虫歯予防や喫煙・飲酒・薬物使用の防止、アレルギーや感染症対策など、養護教諭の専門的な知識・技能等も活用した保健教育や関係機関と連携した保健指導を推進します。
- ◆ 子どもたちが健全な食生活を実践し健康で豊かな人間性をもって成長できるよう、栄養や食事の取り方について正しい知識をもち、自分で考え実践できる力を育む「食に関する指導」に、各教科や特別活動等と関連させ、学校教育活動全体で取り組みます。また、学校給食における食物アレルギーに対する情報を集約・共有し、保護者と連絡を密にし、教職員等が高い意識を持って除去食への対応等も含めた給食指導や給食提供に対応します。
- ◆ 子どもたちが地域の自然や文化、食を担う農業、食育の大切さ等に関する理解を深め、食への感謝の気持ちをもつことができるよう、地元の食材を生かした郷土色豊かな学校給食（「かめやまっ子給食」）を積極的に取り入れ、学校給食の地産地消に取り組み、食育だよりの定期的な発行等により、食に関する取組の情報発信に努めます。また、米や野菜などの栽培や収穫を体験したり、それらを食したりすることを通して、郷土への愛着を育み、地域の食文化の担い手を育成します。
- ◆ 子どもたちが幼児期から望ましい食習慣を身につけ、生涯を通じて健康な心身をもとに充実した生活を送れるよう、「せいかつちゃれんじシート」「あさごはんバランスシート」[※]等を用いたり親子での給食体験等を実施したりして、朝食の摂取やバランスよく栄養を摂ることの重要性等について保護者に呼びかけ、家庭と連携した取組を進めます。



4 - (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育

① 一人一人の発達や個性に応じ、遊びや生活を豊かにする幼児教育の充実

- ◆ 就学前の子どもたちが学ぶ意欲や関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、慈しみや思いやりの心等を身につけられるよう、一人一人の興味や関心に基づいた多様な体験活動を積み重ねることができる教育活動を展開します。また、主体的で多様な遊びを通して社会性や情操、感性、言語力、健康、体力などを着実に身につけられるような意図的・計画的な環境構成を進めます。
- ◆ 子どもたちが自ら進んで日常的に楽しく身体を動かす習慣を身につけられるよう、保育所・幼稚園・認定こども園で身体を動かす多様な遊びを推進するとともに、家庭と連携した外遊びの推進に取り組みます。また、体力向上外部講師の派遣により、子どもへの効果的な運動遊びの指導を行うとともに、教職員の指導方法の工夫改善を支援します。
- ◆ 子どもたちが地域の豊かな自然や様々な人とかかわることを通して生命の大切さや自然に感動する心や感情、大人への信頼感や温かい心などを身につけて成長できるよう、身近な公園・野原・里山などでの自然体験や、高齢者や未就園児、地域の小学校、中学校、高等学校等との連携・交流の実施を進めます。
- ◆ 子どもたちが幼児期に培うべき言語力や表現力を身につけ、学校教育での学びにつながる力を獲得できるよう、絵本の読み聞かせや言葉による表現や伝え合う経験、日常的な音楽、絵画製作活動などを通して、表現する喜びを味わい意欲が高まる保育・教育を進めます。
- ◆ すべての子どもたちの特性や個性が長所として生かされ力を伸ばせるよう、園内の多様な教職員が連携し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等に基づいた、一人一人の発達等の特性に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、障がい・疾患等の有無にかかわらず、すべての子どもが可能な限り同じ場でともに生活し、遊び、学ぶ、インクルーシブ教育（保育）の実現をめざします。また、すべての教職員が特別支援教育や発達支援スキル、アレルギー対応等の研修会に参加し、子ども支援室等と連携しながら障がい・疾患等への理解を深め、指導スキルを高め、個々の特性に応じた効果的な支援方法の工夫改善を進めます。
- ◆ 市内の小学校に就学するすべての子どもたちが豊かな保育・教育を受ける権利を保障するため、「亀山市保幼共通カリキュラム」の活用・実践を進め、市内の保育所・幼稚園・認定こども園の教育内容・方法の一貫性を図ります。
- ◆ 子どもたちが幼児期から望ましい生活習慣を確立し、豊かな心をもって成長できるよう、家庭教育の大切さについて園だより等で呼びかけたり、「せいかつちゃれんじシート」等の取組を進めたりするとともに、「かめやましファミリー読書リレー」での親子読書等の活動に取り組みます。

② 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の充実

- ◆ すべての子どもたちの就学前教育から小学校教育への円滑な接続・適応や、接続期の学びと育ちの連続性・一貫性を図るため、「亀山市保幼小接続カリキュラム」の活用・実践を進めます。
- ◆ 市内すべての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が、それぞれの段階における役割を確認し、相互の教育への理解を深めるため、小学校ブロックごとに子ども同士、教職員同士の連携・交流活動を実施したり、一緒に研修会に参加したりするなど、保幼認・小の連携や交流の取組を推進します。



4-（4）グローバルな視野を育てる教育

① 多様な文化や考えを認め、受け入れようとする子どもづくり

- ◆ 子どもたちがさまざまな国や地域の文化や考え方を尊重し共生していくことができるよう、外国語に触れたり、外国の人々や海外居住経験者等との交流を深めたり、また、外国の生活や文化を知る機会を設けたりするなどのさまざまな学習活動を積極的に取り入れる教育を推進します。
- ◆ 子どもたちが異なる文化を対等なものとして認め合い理解し合うことができるよう、地域に在住する外国の人々との交流を通して国際理解の推進を図るとともに、外国の子どもの海外での生活体験、外国語能力などを活かし相互啓発を図りながら、多文化共生*の学習活動を進めるとともに、広い視野に立った平和教育を推進します。

② 自国人としてのアイデンティティ*と国際人としての広い視野をもつ子どもづくり

- ◆ あらゆる立場・国籍をもつ子どもたちが、国際的な視野をもち、自分の意見や考えを発信する力を身につけるとともに、自国人・市民としてのアイデンティティをもちながら、多様な立場・国籍の人々と共生する能力や態度を身につけられるよう、多様な国の人々との交流活動など理解を深め合える活動を設定したり、地域の関係諸団体の活動への参加を促したりしながら、国際社会に対応できる資質や能力を育てる学習を進めます。



4-（5）自立し、協働する力を高める教育

① 社会の中で人々と協働するためのチームワーク、コミュニケーション力の育成

- ◆ 子どもたちが言葉や身振りなどの手段で自分の思いや考えを適切な形で相手や全体に正しく伝えることができるように、各教科、特別活動など学校教育活動のさまざまな場面において、言語活動を重視した協働学習を取り入れるなどして、コミュニケーション能力の育成を図ります。
- ◆ 子どもたちが様々な人と互いのよさを活かしながら協働する力を身につけられるよう、学校教育の様々な場面で、子どもたちが仲間と課題解決や目標達成に向けて話し合い、自分の役割を自覚し責任を果たすとともに、仲間と助け合い、みんなで目的を達成させる経験を積む機会を設定し、子どもたちのチームワークやリーダーシップの力を高めます。

② 様々な場面で、自分の個性や主張を適切な方法で表現する力の育成

- ◆ 子どもたちが様々な相手に自分の個性や主張を適切に表現し、理解し合い、良好な人間関係をつくることできるように、学校生活のあらゆる場で、相手との間のとり方や話題の選び方、状況に応じた話し方、聞き上手な応答の仕方など、言語による表現のみならず、身ぶり手ぶり、表情など身体による表現も含めたさまざまな対人関係スキルの習得を図ります。



4 - (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育

① 夢と感動、成長ある体験の場づくりへの支援

- ◆ 子どもたちの心に響く感動的な体験を積ませるために、地域の自然を野外の学びの場として積極的に活用するほか、幼児、高齢者、障がいのある人々などとのふれあいや社会参加などの体験活動を通して、感動を生み出す教育活動の工夫・創出に努めます。また、ボランティア活動や体験活動を通して、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念など、子どもの内面に根ざした心の育成に努めます。
- ◆ 子どもたちが実体験を通して、社会の一員として必要なモラルやマナー、ルールを学ぶとともに、将来の生き方や社会とのかかわりについて考えることができるよう、職場体験や総合的な学習の時間など、家庭・地域や企業等と連携しながら、社会とのかかわりの中で豊かに学ぶ体験学習に取り組みます。
- ◆ 子どもたちが地域の自然環境や社会的な課題について自分なりの思いや考えをもち、主体的にかかわろうとする態度を養うため、学校、地域、関連機関等が子どもにつけたい力を明確に共有し連携しながら、自然体験活動、環境保全活動やボランティア活動等を通じた子どもたちの成長を支援し、達成感をもたせ、自己肯定感を高めます。
- ◆ 子どもたちが地域社会とのかかわりの中で豊かに学び、よりよい地域社会の担い手として成長できるよう、学校は、子どもの実態や地域の特色、よさを活かし、地域と連携・協働しながら特色ある学校づくりを図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させます。
- ◆ 子どもたちの豊かな情操や感性、創造的な表現や鑑賞の能力、生涯にわたり芸術を愛好する心を育むため、子どもにかかわる各種団体との幅広い連携活動などを通して、音楽・美術・工芸・書道など、優れた芸術文化に直に触れることのできる機会を数多く設定します。

② 子どもが自ら考え動く活動への工夫・改善

- ◆ 子どもたちが受け身ではなく、主体的・協働的に課題解決への道筋を考え、解決に向かって努力し続ける力を身につけられるよう、授業や特別活動、部活動などあらゆる教育活動において「アクティブ・ラーニング」の視点からの指導方法の改善を進めます。
- ◆ 子どもたちに必要な力を地域総掛かりで育てるために、家庭や地域と子どもの実態や課題、つけたい力や目標についてしっかりと熟議・共有し、めざす子どもの姿を意識した上で、それぞれの役割や責任を自覚し、連携し、効果的な活動に取り組みます。

③ 子どもたち一人一人が自分らしい豊かな生き方を探すための学習

◆ 子どもたちが勤労の尊さを理解するとともに、望ましい勤労観や職業観を身につけるため、家庭、地域、企業等と連携しながら、自分の親が働く様子を見たり、地域における様々な職場見学・体験や男女共同参画の学習に取り組んだりする教育活動を推進します。また、子どもたちが自分の個性や長所を理解し、これまでの自分のあり方や生き方を見つめ直すとともに、将来の生き方や進路について考え、常に夢や展望をもち続けられるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。

◆ 子どもたちが自らの生き方を考え、目的意識を持った進路選択ができるよう、働いている人や夢の実現に向けて学ぶ先輩や地域の先人の話を聞く機会等を設けるなど、進路相談・指導の充実を図ります。

④ 自分の思いや考えを、社会に活かし参画しようとする子どもの育成

◆ 子どもたちが地域の一員であることを自覚し、地域社会に起こっている課題について自分とかわらせて考え、主体的にかかわろうとする態度を育成するため、体験学習やボランティア活動などの社会活動を通して互いが支えあう社会のしくみを考えるとともに、社会に貢献する意識づくりを進めます。

◆ 子どもたちが自分の生き方を考え人生を歩む上で必要となる自分なりの家族観や家庭観を形成するために、人が生きていく上で生命が世代から世代へと受け継がれていくことや「子育て」についての理解を深めるなどの学習を推進します。

◆ 子どもたちが主権者として主体的に社会にかかわり責任を担う力を身につけられるよう、家庭・地域と連携し、発達段階に応じて、様々な課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをつくり根拠をもって主張する力を身につける機会を充実させます。



基本目標 5

すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備

<基本的な考え>

子どもたち一人一人が、自分の個性や力を最大限に発揮し、可能性を伸ばすためには、安全・安心な教育環境の整備が重要となります。

本市では、各学校における学習指導や支援・相談に必要な人材を確保し、きめ細かな指導体制を確立するとともに、ICT教育を進めるための学習環境や、安全で快適な学校生活を送るための施設・設備の計画的な整備など、学校における教育環境を整備し、子どもの学ぶ意欲を喚起します。

また、防犯・防災教育など、子ども自身が自分の身を守る学習に取り組むとともに、学校における防犯対策、地域と連携した通学路の安全確保及び防災体制づくりなど、子どもの安全や安心を守る体制づくりに努めます。

さらに、生まれ育った環境等によって子どもの将来が左右されることなく、学ぶ権利や進路・就労が保障されるように、教育、福祉などの分野で連携をしながら有効な支援を行い、すべての子どもの学びと育ちを支える体制づくりに努めます。

<指標>

成果指標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数 (人)	小学校: 6.5 人 中学校: 8.4 人	小学校: 2 人 中学校: 3 人
小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機 (エアコン) が整備されている教室数の割合 (%)	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 100% 中学校: 100%
放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補足的な学習サポートの実施状況 *放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補足的な学習を、年間 20 回以上実施した学校の割合 (%)	小学校: —% 中学校: —%	小学校: 100% 中学校: 100%
学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート (補助) を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】	小学生: 54.6% 中学生: 33.3%	小学生: 70% 中学生: 70%

<具体的な施策>

5 - (1) 学校における教育環境の整備

① 多様な人材の活用によるチームとしての学校体制づくり

- ◆ すべての子どもたちがその能力差や学習ニーズの違いにかかわらず持てる力を最大限に発揮して確かな学力を身につけることができるよう、一斉指導や個別指導、グループ指導などさまざまな学習形態や、習熟度に合わせた少人数指導、ティーム・ティーチング等を実施するため、少人数教育推進教員や学習生活相談員を配置するとともに専門性をもった地域人材や学習ボランティアなど、多様な人材が学習支援スタッフとして連携しながら、個々の子どもの実態に合わせた効果的な指導を展開します。
- ◆ 子どもたちが幼少期から生きた外国語に触れる機会を一層充実するため、担任教諭等と外国語指導助手（ALT）との連携による英語活動や英語教育をさらに推進します。
- ◆ 多様な特性をもつ子どもたちへの効果的な支援のために、特別支援教育コーディネーターを保護者や関係機関の窓口として、また教育・福祉・医療等の関係機関との連絡調整役として指名し、校内委員会などの校内での支援体制を充実させるとともに、介助員、学習生活相談員等を配置し、特別支援教育をさらに推進します。
- ◆ 日本語の習得が十分でない子どもたちが、安心して学校生活を送るとともに、学ぶ喜び・わかる楽しさを感じながら確かな学力を身につけられるよう、日本語指導教室の担当教員の指導力を向上させる研修会、担当者会等への参加を推進するとともに、子どもたちの母国語を話す外国人児童生徒支援員（通訳）を配置し、子どもたちの生活・学習支援及び保護者支援を充実させます。
- ◆ 子どもたちが読みたい本や知りたい情報にすぐに手が届き、読書習慣の確立や情報活用能力の向上が図られるよう、各学校図書館への学校司書・学校図書館支援員等の配置や、図書ボランティアの活用を進めます。
- ◆ 子どもたちの運動習慣の確立や体力・運動技能の向上及び教職員の指導力向上のため、優れた専門性をもつ体力向上外部講師や運動部活動支援員を学校に派遣します。
- ◆ 多様化・複雑化する子どもの悩みや不安、適応の難しさなど、学校や家庭での課題等に対応するため、臨床心理に関して専門性をもつスクール・カウンセラーや、福祉に関する専門性をもつスクール・ソーシャル・ワーカーなどを必要に応じて学校や家庭へ配置・派遣し、校内の相談機能のさらなる充実を図ります。

② 安全で安心できる学校施設の整備

- ◆ 子どもたちが安全・安心な環境の中で家庭や地域の人々とともに豊かに成長できるよう、学校施設や設備等の整備については、保護者・地域の人々の意見も取り入れるなど、計画的な整備を進めます。
- ◆ 保護者・地域の人々の学校教育活動への参画を図るとともに、地域文化の核となる学校として地域の人々の学校施設の積極的な利用を推進します。また、災害時においては地域の避難場所としての機能を果たせるよう、ユニバーサル・デザインの視点を取り入れたり、外国語表記の案内板を設置したりするなど、地域に住むすべての人々にとって利用しやすい学校施設の改修や設備の充実を進めます。
- ◆ 子どもたちが安全・安心で充実した放課後や休日を過ごせるよう、放課後等の居場所づくりの一環として、放課後子ども教室への学校施設の開放を進めるとともに、必要に応じて放課後児童クラブの施設の整備を進めます。
- ◆ 子どもたちの学校施設・敷地内の安全を確保するため、学校への防犯カメラの設置・拡充や校舎警備の充実などの環境整備を推進します。また、災害時等における子どもたちの安全を確保するため、非構造部材^{*}の耐震化を充実させます。
- ◆ 子どもたちが清潔で衛生的・健康的な学校生活を送れるよう、給食室やトイレ、手洗い場などの施設・設備の改修や充実に努めます。

③ 子どもの学ぶ意欲が湧き出る充実した環境づくり

- ◆ 子どもたちが快適な環境の中で学習に向かう意欲を高められるよう、普通教室への空調機の設置について計画的に整備を進めます。
- ◆ 子どもたちが日常的に多様な運動に親しみ、望ましい運動習慣を身につけ体力を向上することができるよう、運動場の遊具や体育館等の設備の整備・充実を図ります。
- ◆ 子どもたちの多様な学びの場を確保するために、少人数指導用の教室や教育相談室、通級指導教室、特別支援教室、日本語指導教室等の学校施設の整備に努めます。
- ◆ 子どもたちの意欲的・主体的な授業づくりを推進するとともに、教職員の校務の効率化を図るため、各学校へのタブレット端末及び児童・生徒用パソコンの整備や校務用パソコン・サーバの整備・拡充など、国が示す「教育の情報化」に対応した情報教育環境の整備を推進します。
- ◆ 子どもたちの「読みたい」「調べたい」という思いに応え、読書習慣を確立するとともに情報活用力を向上させるために、学校図書館の資料及び施設の充実を進めます。また、学校図書館情報システムを活用した、市立図書館との連携や学校間の相互貸出体制を充実させます。
- ◆ 子どもたちの望ましい食習慣・食生活を支えるため、中学校への栄養教諭の派遣指導等による食に関する指導の系統性を重視した取組を進めるとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食のさらなる充実を図り、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行います。

5 - (2) 安全や安心を守る体制づくり

① 学校施設や通学路等の安全確保と防犯体制の充実

- ◆ 子どもたちの安全を確保するため、来校者への対応や登下校時の安全確保、学校開放時における安全対策等について、地域や学校の実態に応じて適切に対応するよう努めるとともに、教職員全員が危機管理意識を高め、共通認識のもと、家庭・地域・関係機関などと連携しながら、学校の安全管理体制の充実を図ります。
- ◆ 通学路の安全確保のためスクールバスの運行を継続し、校外学習の移送手段としての利用など、活用の拡大化に努めます。
- ◆ 子どもたちが安全に学校に通学できるよう、通学路における交通事故や災害の起きる可能性が高い危険箇所や、不審者に狙われやすい場所などの把握と周知徹底に努めるとともに、登下校中の防犯対策の取組として学校や青少年総合支援センターによるパトロールに加え、警察や保護者、地域住民の協力を得つつ子どもの通学時の安全確保に努めます。
- ◆ 子どもたちが、インターネット上で起きている人権侵害や著作権侵害等の問題の加害者にも被害者にもならないよう指導するとともに、リスク回避と危機対応、情報セキュリティなどの指導に取り組みます。また、携帯電話やパソコン等の情報通信機器の利用については、学校だけでなく家庭においても適切なルールづくりが行われるよう、保護者や地域住民への情報モラルに関する啓発活動を推進します。
- ◆ 子どもたちが学校内外で自分の命を守るための力を身につけられるよう、「防災ノート※」などの防災学習教材を活用したり、家庭・地域と連携した避難・引き渡し訓練や体験学習を実施したりして、子どもが自らの安全を自ら守ろうとする意識や生活安全に関する知識や技能を育む教育の充実に努めます。
- ◆ 非常時、災害時等における子どもたちの安全を確保できるよう、各学校が危機管理マニュアル※を定期的に見直すとともに、計画的に防犯・防災訓練を実施することを推進します。また、警察等の協力を得て防犯教室等を実施し、安全教育の推進に努めます。

② 防災・減災教育の推進と地域と連携した防災体制づくり

- ◆ 子どもの安全をすべての地域全体で考え守る体制づくりのため、家庭や地域と連携した防災マップづくりや防災タウンウォーク※等の体験型防災学習や防災訓練等に取り組みます。
- ◆ 非常時・災害時に、子どもたちが地域住民の支援者となることができるよう、発達段階に応じて地域の一員として行動できるように、学校と家庭・地域が連携した防災体制の確立と防災・減災教育・訓練等の取組を進めます。

5 - (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり

① すべての子どもの権利を保障し、育ちを見守り続ける体制づくり

- ◆ 生命の尊厳や人権尊重の理念に基づく学習を通して、すべての子どもの人権が保障され、一人一人の違いが個性として尊重されるとともに、人と人とが豊かに共生していくことの大切さを学ぶことのできる学校づくりを推進します。
- ◆ すべての子どもが安心していきいきと活動でき、だれもが大切にされる学校を実現するため、教職員一人一人の高い人権尊重の意識づくりに努めます。また、保護者や地域、企業等にも呼びかけ、共通理解を図りながら具体的な目標を持った取組を推進します。
- ◆ すべての子どもが身体的虐待や心理的虐待などの児童虐待をはじめ、あらゆる形態の差別や暴力を、学校や家庭において受けたり、そのような事象から放置されたりすることがないように、教育関係者や家庭、地域、関係機関の間で情報共有・連携を図り、充実した体制づくりや環境づくりを進めます。
- ◆ 子どもの特別な教育的ニーズを把握し必要な支援を行うため、子ども総合センターや特別支援学校等との連携を緊密に行うなど相談支援体制を充実させ、きめ細かな就学指導を推進します。また、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校や医療・福祉・行政などの関連機関や NPO、企業等が必要に応じて連携し、「個別の教育支援計画」の策定・実施・活用及び「個別の指導計画」の活用を図り、関係者間での情報共有と支援の充実に努めます。
- ◆ 外国につながる子どもたちが生活や学習に必要な日本語の力や進路希望に応じた学力を身につけ、将来社会で自立できる力を育むため、学校と保護者や、地域ボランティア、関係団体が連携し、補充学習や進路指導[※]の支援を充実させます。
- ◆ 不適応・不登校など、学校になじめなかった子どもたちが中学校卒業後も連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、青少年総合支援センターや子ども総合センターとの連携を充実させます。
- ◆ 家庭の経済事情や生活状況にかかわらず、すべての子どもたちの教育機会を保障するため、学校、地域、福祉、行政、関係団体等が連携し、「学習教室」など補充学習の場を提供し、進路指導の充実に努めます。
- ◆ 子どもや保護者の様々な悩みや不安に対応するため、通級指導教室、適応指導教室、教育研究室、子ども総合センター等における相談業務の一層の連携強化に努めます。

② ともに生きようとする地域の体制づくり

- ◆ 障がいの有無や国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域社会の一員として、生涯にわたって豊かに生きることができるよう、社会教育と連携しながら地域への啓発を図ります。また、さまざまな人々の多様な交流を展開し、地域の中でともに生活するための基盤づくりに努めます。
- ◆ すべての子どもが社会人として他者と協働しながら充実した生活を送ることができるよう、福祉、医療、関係部署と連携し、在学時から卒業後の就労支援、生活支援及び進路保障などの充実に努めます。



第4章 ビジョンの推進にあたって

1. ビジョンの推進体制

(1) 関係機関との連携・協力

本ビジョンに示した本市の学校教育施策を総合的に推進し、子どもを取り巻く多様な複合的な課題に対応するため、庁内関係部局との連携を図り、取り組みます。

また、社会全体で子どもの成長と自立を支えていくため、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の職員等や保護者・地域はもとより、関係機関・ボランティアの方々などと連携・協力していきます。

さらに、市長、教育長及び教育委員会委員から構成される総合教育会議において、教育施策の方向性を共有し、より効果的に施策の展開を図るとともに、教育委員会の活性化を図ります。

(2) 計画の周知

本ビジョンの推進にあたり、家庭、地域、学校等での計画への認知や理解を広めるため、ホームページや広報への掲載、概要版の配付等により、計画の周知を図ります。

2. ビジョンの進捗管理と評価

本ビジョンを効果的に推進し、継続的な改善を図るため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）を実施するPDCAサイクルに基づき、各基本目標にかかる成果指標の達成に向けた進捗状況について毎年点検・評価し、必要に応じ見直し・改善を行います。





＜参考資料＞

- ◆用語解説・・・53
- ◆亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱・・・60
- ◆亀山市学校教育ビジョン策定委員会委員名簿・・・61
- ◆亀山市学校教育ビジョン策定のための
アンケート調査結果・・・62
- ◆「亀山っ子」市民宣言・・・90



◆用語解説（50音順）

*本文等の中で*印を付けた用語について、解説を載せています。

	語句	解説
あ	ICT機器	ICT：Information and Communication Technology 情報や通信に関する技術の総称で、パソコン、タブレット、実物投影機、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器。
	アイデンティティ	自分が自分であること、さらには、そうした自分が他者や社会から認められているという感覚のこと。「自我同一性」「自己同一性」とも訳される。
	アウトリーチ活動	公的機関、公共的文化施設などが行う、地域等への出張サービス。亀山市では、亀山市文化会館がプロのアーティストを市内の小中学校に派遣して、ワークショップやミニコンサートなどを行っている。
	アクティブ・ラーニング	教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、児童生徒が主体的・能動的に学習に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした教授・学習法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれる。教室内でのディベート（討議）やグループ学習等も、有効なアクティブ・ラーニングの方法。
	あさごはんバランスシート	朝食で食べたものについてシールを貼りながら、バランス良く食べられているかチェックすることができるシート。朝食をバランスよく食べることの大切さについて幼児・保護者に考えてもらうために作成したもので、就学時健診などの機会に、就学前の子どもと保護者に配付している。
い	アセスメント	教育場面においては、支援・指導する子どもの状態を理解する為にその子どもに関する情報を色々な角度から集め、その結果を総合的に整理、解釈していく過程をいう。
	生きる力	変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力
	インクルーシブ（インクルーシブ教育）	あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという社会政策の理念。 また「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。小中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの、連続性のある「多様な学びの場」を用意したり、個人に必要な「合理的配慮」が提供されたりすることが必要とされている。
お	OJT	OJT：On the Job Training 組織内教育・教育訓練手法のひとつ。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常の具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させること。
	OB	Old boy の略。 卒業生や先輩のこと。主に男性を指し、女性の場合は OG と呼ぶ。
か	外国語指導助手（ALT）	ALT：Assistant Language Teacher 外国語を指導する教員を補佐し、主に外国語の会話や発音の指導に当たる外国人の補助員。
	カウンセリング	学習や生活、人間関係などで悩みや適応上の問題をもつ人に対して、心理学的な資料や経験に基づいて解決のために援助・助言を与えること。
	学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、各教科などの目標や内容などを文部科学省が定めているもの。小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示す。
	学習生活相談員	市内小中学校において、さまざまな児童生徒に対して、学習・生活上必要な支援や指導、相談を行うスタッフ。

か

学習ニーズ	子どもが学習するために必要な指導・支援や環境調整など。
課題解決学習	子どもたちが、日常生活の中で見つけた具体的な課題について主体的に解決しようとする過程を通して、子どもたちの生きて働く知識や科学的な思考能力を高めようとする学習形態。「問題解決学習」ともいう。
学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
学校衛生委員会	学校における、労働環境の衛生に関する重要事項について調査審議する機関。 勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理や、健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理、教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策等について審議する。
学校環境デー	「世界環境デー」である6月5日に設定した環境に関する三重県独自の取組。 1996年(平成8年)から、よりよい環境づくりに向けて積極的に取り組むことのできる人間の育成をめざし、県内の各学校が創意工夫した活動を実施している。
学校支援ボランティア	学校における教育活動、課外活動などを支援する地域住民等のこと。学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする。
学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成27年4月の学校図書館法改正により、すべての学校に「置くよう努めなければならない」とされている。
学校図書館情報システム	市内の学校図書館の蔵書に関する情報をデータ化し、貸し出し・返却の処理をコンピュータ化することで、蔵書管理や児童生徒への読書指導などを効率的に行うことができるシステム。また、市内の学校図書館と市立図書館をネットワーク化することにより、相互に蔵書の検索や図書の貸し出し等を行うことができる。
学校配信メール	学校やPTAからのさまざまな情報を、保護者の携帯にメール配信するシステム。不審者情報、防犯・防災に関する情報、学校行事の情報や連絡などを、いち早く一斉に配信する。
学校評価	学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。 教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。
学校マネジメント	学校長が中心となり、教職員の対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立って「目指す学校像」を描くとともに、継続的な改善を行うことによって、よりよい学校づくりを推進し、「目指す学校像」を実現すること。
加配	義務教育標準法や高校標準法に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乘せして、非常勤の教員を配置すること。
亀山市学力向上推進計画	児童生徒一人一人の確かな学力の向上をめざし、平成26年11月に策定された計画。「学校力・教師力の向上」「児童生徒への学習支援」「家庭への働きかけ」を3つの重点的な取組事項として掲げている。
かめやましファミリー読書リレー	市内の保育所・幼稚園・認定こども園の年長児とその家族や、小学校の主に1年生児童とその家族を対象に、本が入ったバッグをバトンに家族間で読書のリレーを行う取組。
亀山市レディネステスト	平成21年度から亀山市が独自に実施している、児童生徒の学力定着状況を把握する調査。現在(H28)、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象として年1回実施している。
かめやまっ子給食	県内産、亀山産の食材を多く使用した「生産者の顔の見える学校給食」。

か	「亀山っ子」市民宣言	市民レベルで、大人の行動指針となる「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ青少年の育成団体が共通の目標をめざしながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言。（平成20年6月策定）
	カリキュラム・マネジメント	各学校において、学校教育目標の実現に向け、子どもや地域の実態を踏まえた教育課程（カリキュラム）を編成、実施、評価し、改善を図るという、一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
き	危機管理マニュアル	緊急事態が発生した場合に、児童生徒等、教職員の生命や身体の安全を守り、被害を最小限度にとどめるために、適切かつ迅速に対処できるよう作成された学校における対応指針。
	規範意識	所属する集団や社会において、その構成員が望ましい行動を積極的に行おうとしたり判断したりする心の動き。
	キャリア教育	子どもたち一人一人の望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自分の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させていく過程）を促す。
	Q-U調査	Q-U：Questionnaire-Utilities 楽しい学校生活を送るためのアンケート。児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するために実施・活用する。
	教育課程（カリキュラム）	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。 各学校は、学習指導要領・総則に示されている事項に従い、創意工夫して教育課程を編成・実施する。各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ、授業時数との関連において総合的に組織する。その際、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を考慮して学校教育目標を設定し、その達成をめざして教育の内容の組織及び授業時数の配当を行う。
	教育ニーズ（教育的ニーズ）	子どもが、学校等で生活したり学習したりするために必要な教育的指導・支援や環境調整など。
	教育の情報化	学校教育の質の向上をめざすため、子どもたちの情報活用能力を育成する「情報教育」や、各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用、教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間を確保するための「校務の情報化」を推進すること。
	協働的な学習	子どもたちがグループなどで相互に協力し、教え合いながら、学び合い、共通の目標や課題の達成を目指す学習形態。
	共有フォルダ	ネットワーク上の他のユーザからも参照できるように設定されたフォルダのこと。共有フォルダに資料のデータを入れておくことで、市内の他の小中学校職員がその資料を閲覧したり、使用したりすることができる。
く	グローバル化	英語：globalization 政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
け	ゲスト・ティーチャー	学校が、総合的な学習の時間や各教科の授業等において、指導者として特別に招いた地域住民など一般の人々。
こ	構造体	建物の柱、梁、床など、自重や外力などの荷重に抵抗できるように各種部材を組み合わせた物体のこと。 天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材を「非構造部材」という。
	合理的配慮	障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。一人一人のニーズに応じて個別に必要とされるものであり、体制面、財政面において均衡を失しない、又は過度の負担を課さないもの。

こ	個別の教育支援計画	学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的として、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示して策定・作成される計画。
	個別の指導計画	個々の子どもの特性や状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、指導の目標や内容、配慮事項などを示した具体的な指導計画。
	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
	コンプライアンス	法令遵守。社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること。
し	JSLカリキュラム	JSL : Japanese as a Second Language 日本語の力が不十分なため、学年相当の学習言語が不足し、日常の学習活動に支障が生じている児童生徒に対して、学習活動に参加するための力の育成をはかるためのカリキュラム。日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成をめざしている。
	自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する語。自己否定の感情と対をなす感情とされる。
	司書教諭	小学校、中学校、高等学校などの学校図書館における専門的な職務を担う教員。それぞれの学校、または特別支援学校の教員免許をもち、全国の大学などに置かれた所定機関で司書教諭講習を受講して資格を有した者。学校図書館法により、12 学級以上の規模の学校すべてに司書教諭を置くことが義務化されている。なお、教員としてではなく、事務職員として採用された者が学校図書館に勤務する場合は「学校司書」と呼ばれる。
	持続可能な社会	将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発が行われ、持続可能性を持った社会。
	実物投影機	プロジェクタやテレビにつないで、教科書や資料、立体作品などを拡大して映し出すことができる装置。書画カメラ、OHCとも呼ばれる。
	社会に開かれた教育課程	教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。
	主権者教育	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるよう、個人個人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した、社会的自立と社会参画の力を育む教育。
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段差を乗り越えられないために起こる問題とされる。
	少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進行している現象。出生率の低下により子どもの数が減ると同時に平均寿命が伸び、人口全体に占める子供の割合が減り65歳以上の高齢者の割合が高まる。生産年齢人口(労働人口)の現象による国力の低下や高齢者の増加による社会保険料等の負担の増加などの問題が引き起こされる。
	少人数教育推進教員	市内の小学校又は中学校において、学級又は授業の少人数化に対応したきめ細やかな教育を推進するため、市内の小学校及び中学校において学習指導等を行う教員。
	情報モラル	人が情報を扱う上で求められる道徳。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することが無いよう身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。情報や情報機器、情報ネットワークの利用にあたり、他者に害を加えたり、迷惑をかけた、不快にさせたり、あるいは、自らや周囲の人間を危険に晒したり、無用なトラブルに巻き込まれたりしないよう心がけるべき規範の体系。大人が社会人の基礎的な素養として身につけるべきであることはもちろん、子どものうちから発達段階に応じて教育すべきであるとされ、学校でも情報教育の一環として情報モラルに関する教育が取り入れられている。

し	人権教育カリキュラム	学校の教育活動の中で、人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム。
	人権教育推進計画	学校の人権教育目標を達成するための重点的な方策や推進体制などをとりまとめた計画。
	人権フォーラム	市内の小中学生代表が集まり、身近にある人権問題について話し合ったり、それぞれの学校での取組などを交流し合ったりする活動。
	進路ガイダンス	高校進学をめざす外国人児童生徒とその保護者を対象とした説明会。
	進路指導	生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動。
す	スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門家。
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関などとのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。
せ	せいかつちゃれんじシート	就学前の幼児が、小学校に入学するまでによりよい生活習慣を身につけられるよう、自分ができるようになったことにシールを貼っていくシート。就学前の幼児とその保護者に、よりよい生活習慣を身につけることの大切さについて考えてもらうために作成した資料で、就学時健診等の機会に配付している。
	生産年齢人口	国内で行われる生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことで、日本では15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口を指す。
	青少年総合支援センター	市内の青少年に関するさまざまな課題を総合的に調整し、その活動を推進する組織。青少年の生活実態を把握しつつ健全な育成を図ることを目的として、主にパトロールと、さまざまな心の問題を抱えた青少年やその家族の支援を行っている。
	性的マイノリティ	生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者や、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など。
せ	全国学力・学習状況調査	「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」を目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。 小学校第6学年および中学校第3学年の児童生徒を対象として、教科に関する調査（国語、算数・数学の、主として「知識」に関する調査と、主として「活用」に関する調査）や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施している。
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	「子どもの体力が低下している現状にかんがみ、子どもの体力の状況を把握・分析し、体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立や学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる」ことを目的として、文部科学省が全国の小学校5年生児童と中学校2年生生徒を対象に平成20年より実施している調査。 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅とび、ハンドボール投げの種目から成る実技に関する調査と、生活習慣、食習慣、運動習慣や学校環境に関する質問紙調査（児童生徒、学校）を実施している。
そ	総合型地域スポーツクラブ	地域において地域住民の自主的な運営のもと子どもから高齢者まで様々な人が参加できる総合的なスポーツクラブ。
	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。 よくある基本的な機能としては、自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスなどを知られること無く別の会員にメッセージを送る機能、新しくできた「友人」を登録するアドレス帳、友人に別の友人を紹介する機能、会員や友人のみに公開範囲を制限できる日記帳、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能、予定や友人の誕生日などを書き込めるカレンダー・スケジュール機能などがある。

た	第2期教育振興基本計画	教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。 平成25年6月14日付けで閣議決定され、平成25年度から平成29年度までを対象期間としている。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくこと。
	段差	「遊び」を中心とした幼児教育から、「学習」を中心とした小学校教育への接続期において子どもたちが乗り越える必要のある教育課程や生活の変化などのこと。 適度な段差は子どもたちの成長を促進するが、大きすぎる段差は子どもにとって過度の負担となり、小学校生活にうまく適応できないこともある。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。
ち	地域とともにある学校	学校が抱える課題の解決を図り教育活動等を一層充実していく観点から、コミュニティ・スクールなどの仕組みを活かしながら、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、学校と地域が目指すべき連携・協働の姿。
	中1ギャップ	小学生から中学1年生となったとき、子どもたちが学校生活や学習方法の変化などから、新しい環境（学習・生活・人間関係）になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。
つ	通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、一人一人のニーズに応じた特別の指導（自立活動）を行うための教室。亀山市内には、現在、言語通級指導教室と発達障がい等通級指導教室が設置されている。
て	ティーム・ティーチング（TT）	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の子どもおよび集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法および形態。
と	特別支援学級	小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。
	特別支援教育コーディネーター	それぞれの学校において教員の中から指名される特別支援教育の推進担当者。校務分掌の中に位置づけられており、学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。
に	認定こども園	保育所や幼稚園のうち、①保育②幼児教育③地域子育て支援を総合的・一体的に提供する施設について、条例に基づき知事が認定するもの。保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
ひ	引き渡し訓練	緊急時における幼児や児童の安全確保と保護者、地域との連携をスムーズに行うための訓練。地震などの災害の発生を想定して、児童の安全を確保するため保護者への引渡しの練習を行う。
	非構造部材	天井材、外壁(外装材)、内壁(内装材)のような、構造体以外の部材を指し、落下の危険性のある照明器具、窓ガラス、転倒の危険性のある書架・書棚を含む。
	ヒューマンフェスタ	市民が「人権」について考える機会を設け、人権啓発を行うことを目的に、市民により企画・開催される催し。人権をテーマにした講演会、児童生徒による発表、各種活動団体によるブース展示、人権に関する作品展示、街頭啓発等を行う。
ふ	フィルタリング	インターネットにおいて「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの何らかの意図を有し、一定条件に基づいて情報を分類/制限すること。未成年にふさわしくない有害な内容のウェブサイトにはアクセスできないようにする。
	部活動指導員	教員に代わって、部活動等の指導・助言や各部活動の指導等を行う外部指導者。
	フリースクール	不登校や登校拒否の児童・生徒のために、学校外での学習や交流活動を組織・支援する施設。

い	プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」（自分の意図を実現するための手順を論理的に考える力）などを育む教育。
	プログラミング的思考	コンピュータに意図した命令を伝えるように、自分の意図を実現するための手順を論理的に考える能力。自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。
	放課後児童クラブ	児童福祉法の規定に基づき、仕事等により昼間、家庭を留守にする保護者の児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健やかな育成を図る。いわゆる学童保育のこと。
	防災タウンウォーク	子どもたちが自分たちの町を見て歩き、災害が起こったとき、危険な場所やもの、または役立つ場所やものなどを調べる活動。得られた情報を地図上に表し、避難経路を考えておくことで、防災意識を高め、地域の防災力向上につなげる。
	防災ノート	学校における防災・減災教育を推進するための学習教材。三重県版の防災ノートは、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震等による地震及び津波等から、児童生徒の命を守るため、三重県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に配付（初版：平成24年2月）されている。
	防災マップ	地域内で災害時に役立つものや危険なものなどを地図上に書き込んだもの。自主防災活動を進めるうえで、災害が発生した時に、慌てず冷静に素早く適切な対応ができるようにするための重要な道具。
	保護要因	社会的な不適応を起こす可能性を予防するもの。自己の感情や行動を統制する能力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を獲得することや、生徒と教員、生徒同士のつながりなどが保護要因に当たるものとされる。
	保幼共通カリキュラム （亀山市保幼共通カリキュラム）	保育所・幼稚園等、様々な保育施設で育つ子どもたちに「質の高い教育と保育」を保障するために、平成27年度に策定したカリキュラム。子どもの発達過程に即し、必要な教育・保育の内容とねらいを順序だてて編成している。
保幼小接続カリキュラム （亀山市保幼小接続カリキュラム）	保育所・幼稚園等から小学校への滑らかな生活と学びの接続を考え、互いを理解し見通しを持った保育・教育を進めるために、平成26年度に策定された保育者及び教職員等の指導の目安となるカリキュラム。	
み	三重県ワークシート	三重県教育委員会が作成した、全国学力・学習状況調査結果の課題改善のためのワークシート。県教育委員会ホームページに掲載されている。
	みえスタディ・チェック	三重県内の小中学校の児童生徒を対象に平成26年度から実施されている学力調査。子どもたちの主体的な学習意欲を育むとともに、授業改善や個に応じた指導等につなげるために実施する。
め	メンタルヘルス	労働者の心の健康づくりのこと。仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスがあると訴える労働者が増えていることから、メンタルヘルスの重要性は昨今強く叫ばれている。
も	問題データベース	補充学習等を支援する目的で導入されている、市内小中学校への学習プリントのインターネット配信サービス。
ゆ	ユニバーサル・デザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった違いや、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
ら	ライン（LINE）	無料でメッセージ交換や音声通話ができるサービス。10,000種類以上のスタンプと絵文字で、自分の気持ちを相手に伝えることができる。
り	リーダーシップ	個人または集団に対する「指導力」「統率力」「影響力」。共通の目標があり、その共通の目標を達成することを目的として、メンバーの力を最大限に結集し、効率よく使い、同時に、メンバーの働きがいをつくりだすためにとる行動。

◆亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱

亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱

平成27年2月20日

(設置)

第1条 亀山市の学校教育の基本方針及び目指す子ども像を明らかにする亀山市学校教育ビジョンを策定するため、亀山市学校教育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀山市学校教育ビジョンを策定するため必要な事項を調査、研究及び検討をし、その結果を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市立の小学校及び中学校の学校長の代表者
- (4) 幼稚園の園長の代表者
- (5) 保育所の園長の代表者
- (6) 市立の小学校及び中学校の教職員の代表者
- (7) 公募により選出された者
- (8) P T Aの代表者
- (9) 市職員
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、亀山市学校教育ビジョンの策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、その所掌事務を分掌して調査させ、及び研究させるため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育研究室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

◆亀山市学校教育ビジョン策定委員会 委員名簿

亀山市学校教育ビジョン策定委員会 委員名簿

〈任期:平成27年7月1日～亀山市学校教育ビジョン策定の日まで〉

役職	名前	所属等	備考
委員長	山田 康彦	三重大学教授	
	一見 八郎	青少年育成市民会議	
副委員長	近澤 賢次	亀山南小学校長	平成28年3月31日まで
副委員長	橋爪 慶介	関小学校長	平成28年4月1日から
	川口 謙次	亀山中学校長	平成28年3月31日まで
	中川 博文	関中学校長	平成28年4月1日から
	朝熊 久美子	亀山東幼稚園長	平成28年3月31日まで
	松上 崇子	みずほ台幼稚園長	平成28年4月1日から
	今村 泉	神辺保育園長	
	本田 実	亀山東小学校教諭	
	安川 美紀子	亀山中学校教諭	平成28年3月31日まで
	谷口 智美	亀山中学校教諭	平成28年4月1日から
	中里 実穂	公募委員	
	落合 英治	公募委員	
	小川 竜司	市PTA 連合会	
	小林 恵太	文化スポーツ室長	
	渡辺 知子	共生社会推進室長	
	青木 正彦	子ども家庭室長	
	豊田 達也	企画政策室長	
	澤井 邦夫	亀山高等学校長	平成28年3月31日まで
	上野 修弘	亀山高等学校長	平成28年4月1日から
	宮原 優	市内在住大学生	

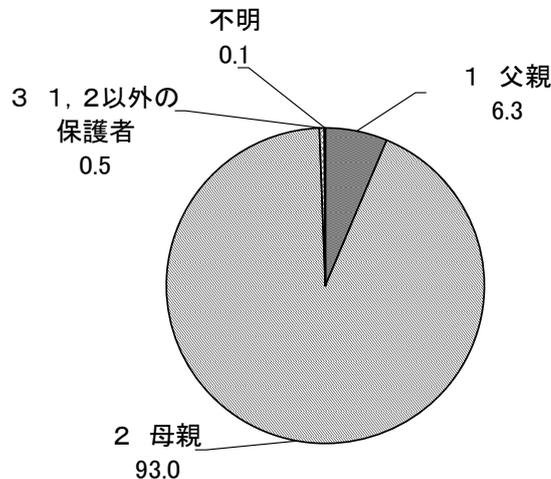
◆亀山市学校教育ビジョン策定のためのアンケート調査の結果

「亀山市学校教育ビジョン」策定に関する アンケート結果報告書

保護者アンケート

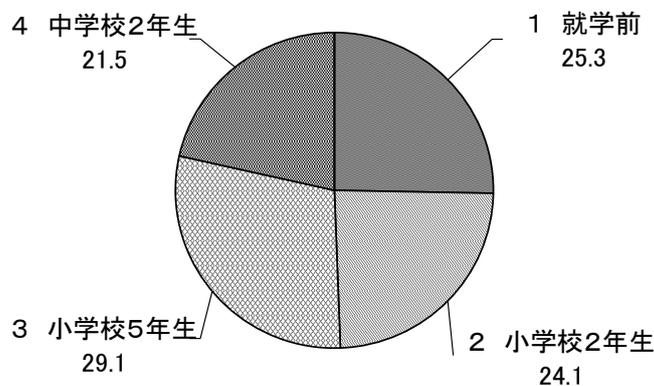
1 お子さんとあなたご自身のことについてお聞きします。

質問1 お子さんとあなたの関係を教えてください。あてはまるものに○をつけてください。
(○は1つ) (n=776)

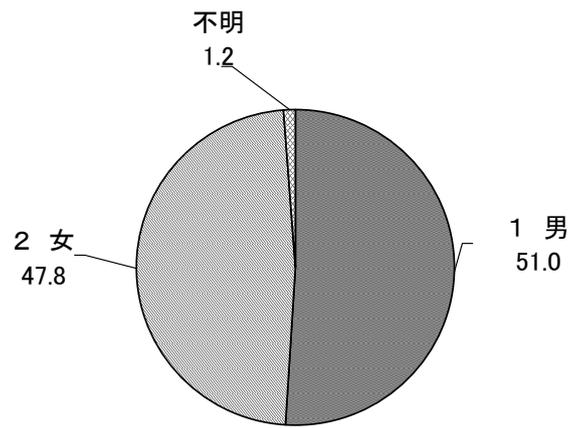


質問2 お子さんについて教えてください。それぞれの項目について○をつけてください。
(○は1つ) (n=776)

(1) お子さんの学年など

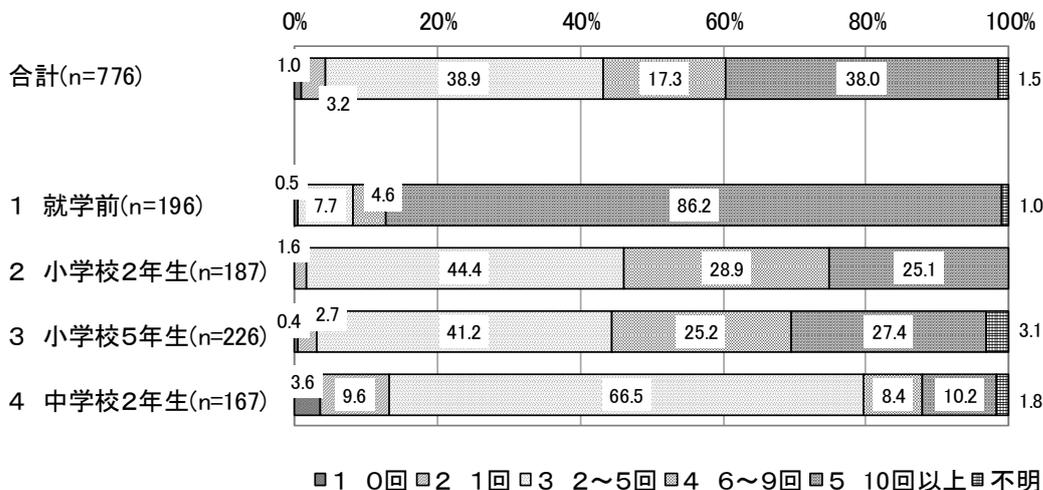


(2) お子さんの性別

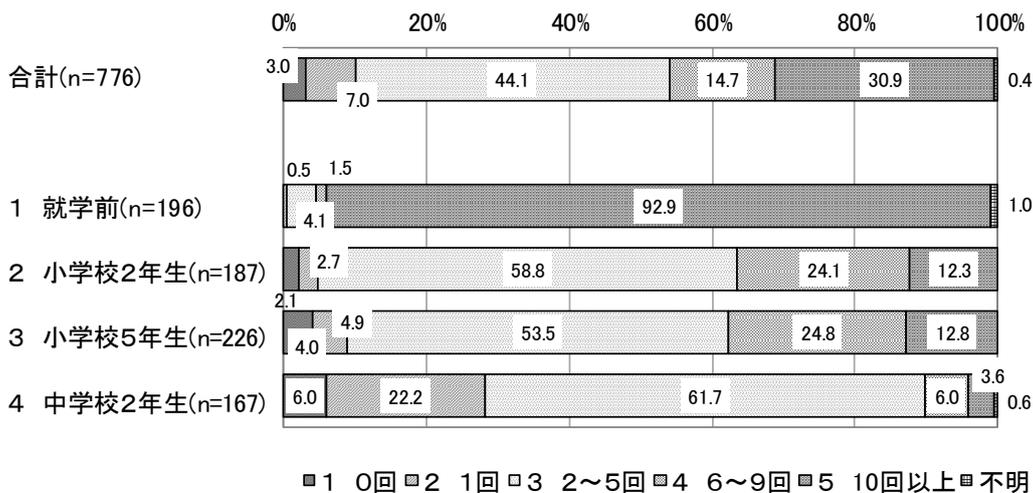


質問3 あなたと、学校（園）や先生とのかかわりについてお聞きします。

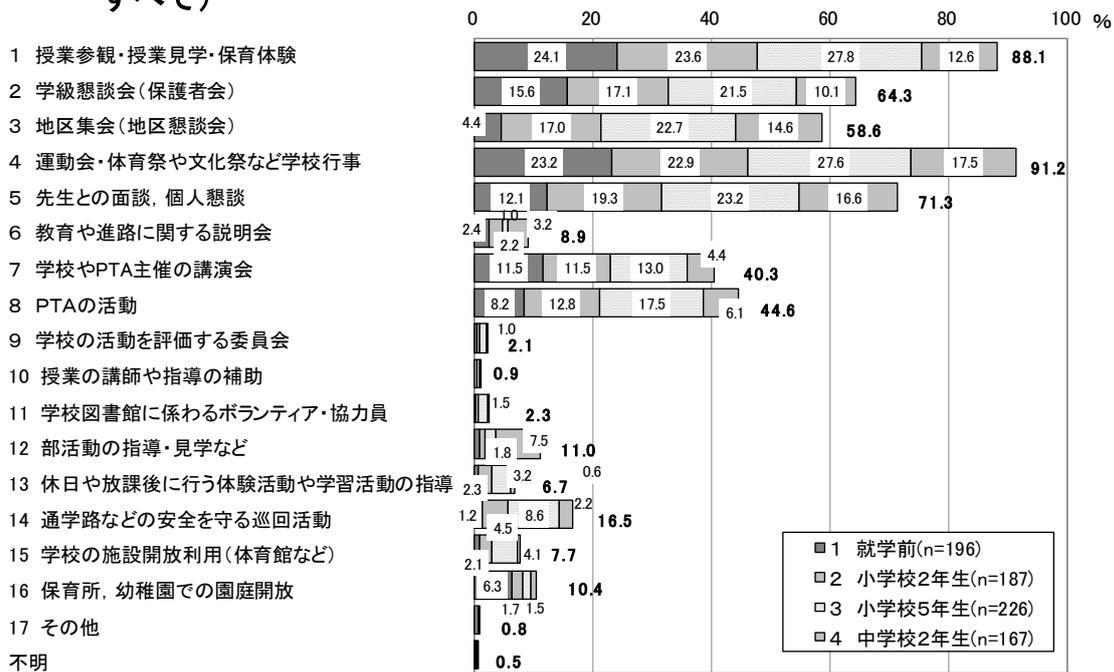
(1) あなたは、お子さんの通っている学校（園）に、今年4月以降に何回ぐらい行きましたか。あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）



(2) あなたは、お子さんの担任の先生に、今年4月以降に何回ぐらい会いましたか。あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）



(3) あなたが、今までに出席したり参加したりしたことがある行事や活動はどのようなものですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はあてはまるものすべて)

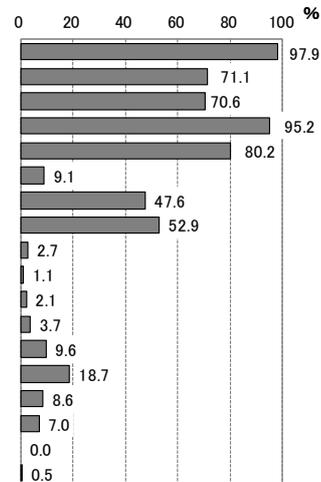
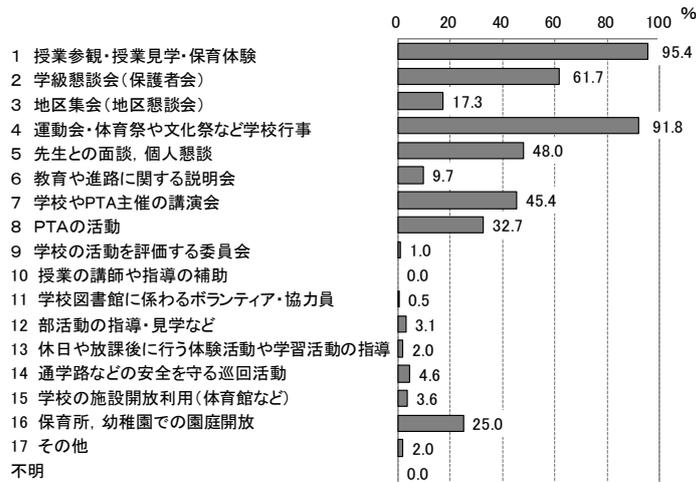


(注) 内訳の数値について、1%未満は掲載していません。

[学年別]

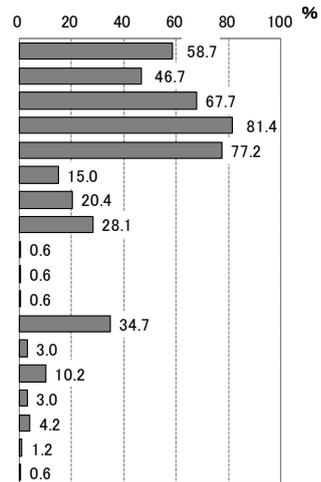
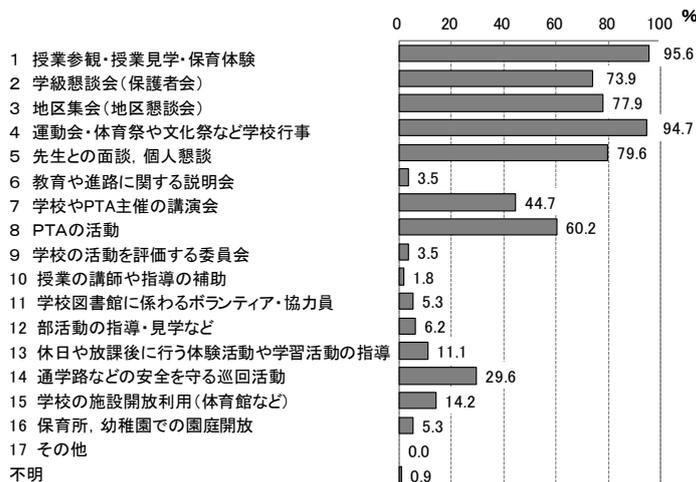
就学前

小学校2年生

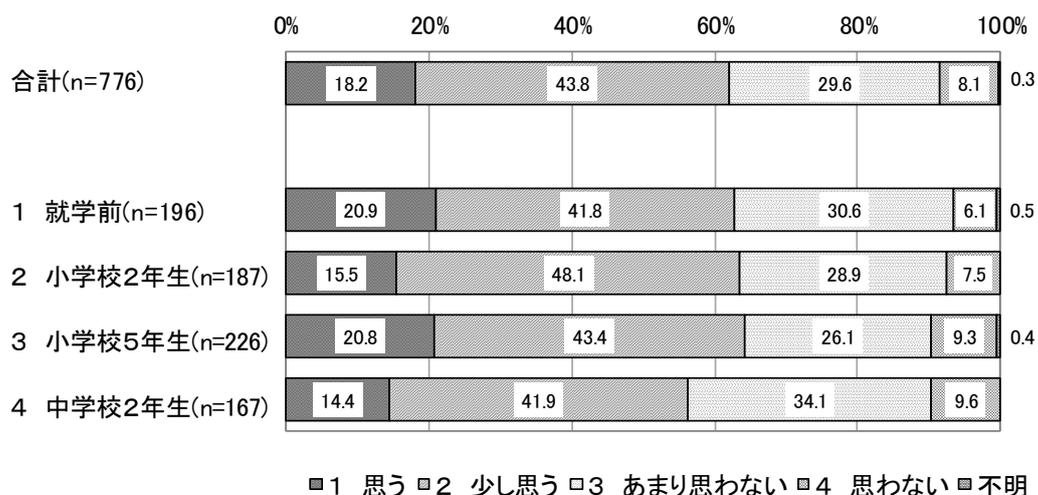


小学校5年生

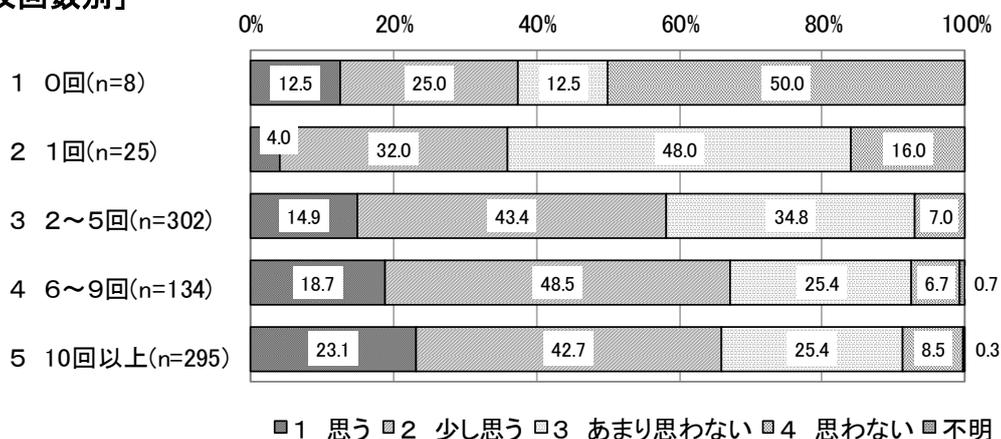
中学校2年生



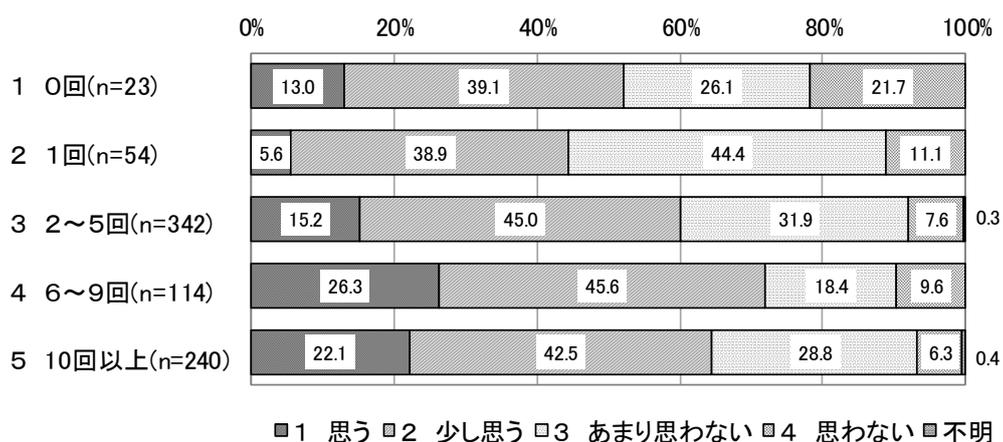
(4) あなたは、もっと学校(園)の活動に参加したり協力したりしたいと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)



[来校回数別]

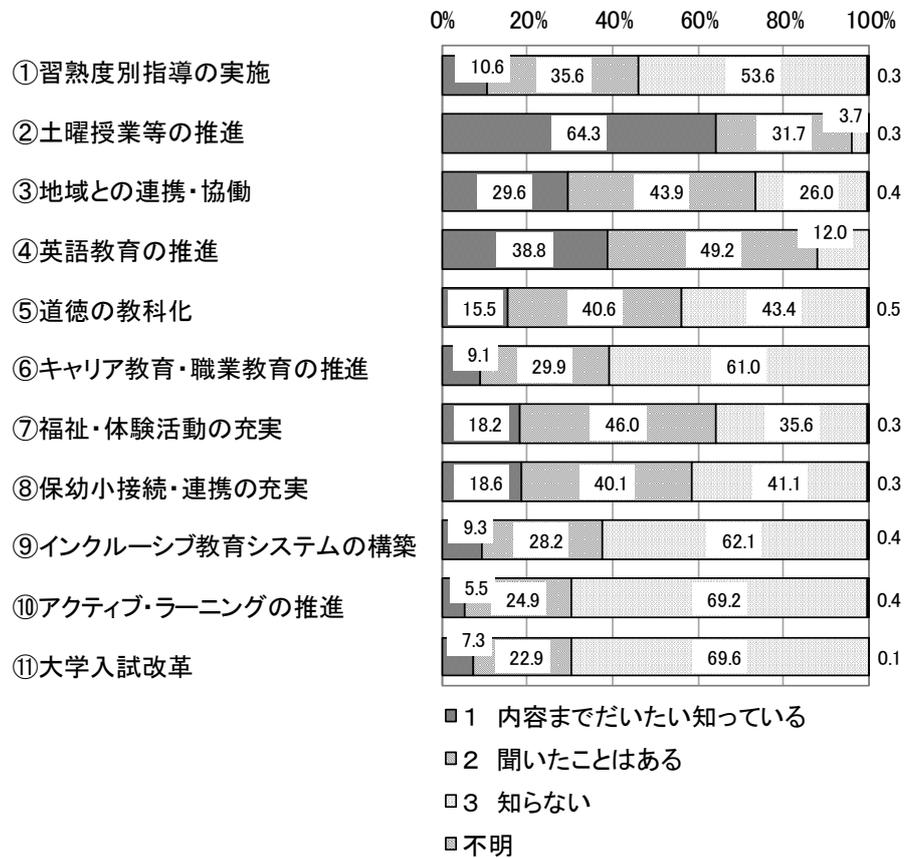


[担任と会った回数別]



2 国の教育改革に対するご意見をお聞きします。

質問4 現在、国において、すでに取り入れられたり検討されたりしている以下のような教育改革の取組について、あなたはどのくらい知っていますか。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ) (n=776)

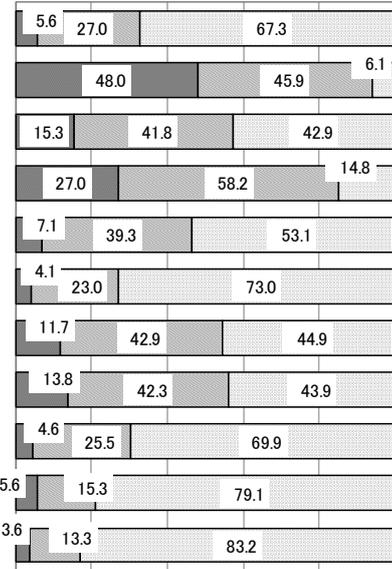


[学年別]

就学前

0% 20% 40% 60% 80% 100%

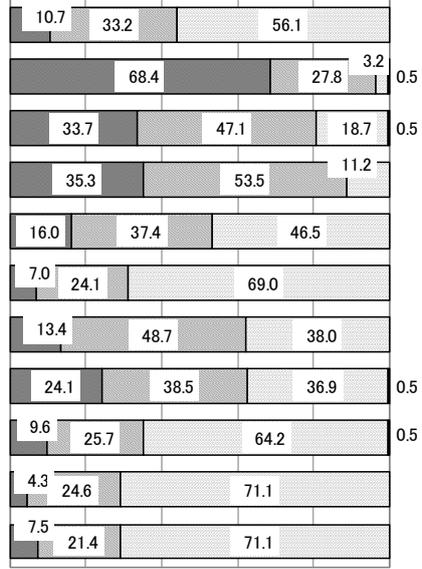
- ① 習熟度別指導の実施
- ② 土曜授業等の推進
- ③ 地域との連携・協働
- ④ 英語教育の推進
- ⑤ 道徳の教科化
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進
- ⑦ 福祉・体験活動の充実
- ⑧ 保幼小接続・連携の充実
- ⑨ インクルーシブ教育システムの構築
- ⑩ アクティブ・ラーニングの推進
- ⑪ 大学入試改革



- 1 内容までだいたい知っている
- 2 聞いたことはある
- 3 知らない
- 4 不明

小学校2年生

0% 20% 40% 60% 80% 100%

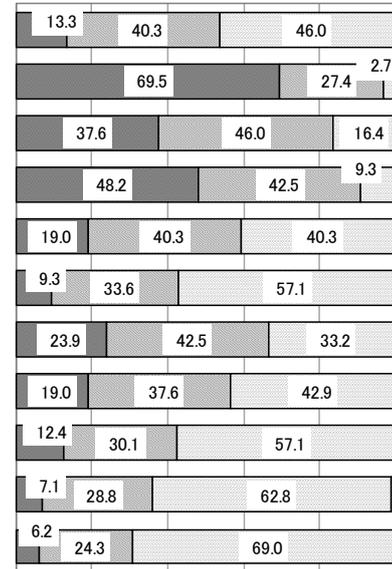


- 1 内容までだいたい知っている
- 2 聞いたことはある
- 3 知らない
- 4 不明

小学校5年生

0% 20% 40% 60% 80% 100%

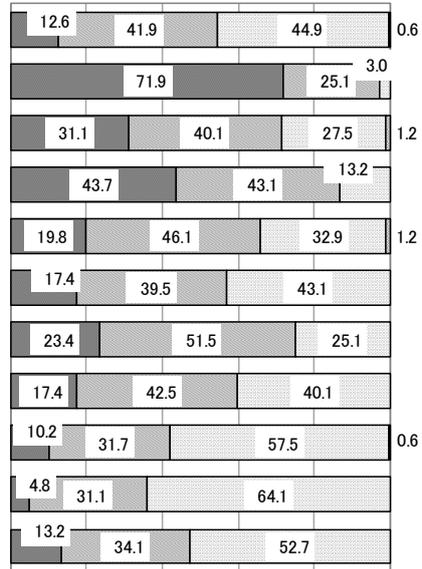
- ① 習熟度別指導の実施
- ② 土曜授業等の推進
- ③ 地域との連携・協働
- ④ 英語教育の推進
- ⑤ 道徳の教科化
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進
- ⑦ 福祉・体験活動の充実
- ⑧ 保幼小接続・連携の充実
- ⑨ インクルーシブ教育システムの構築
- ⑩ アクティブ・ラーニングの推進
- ⑪ 大学入試改革



- 1 内容までだいたい知っている
- 2 聞いたことはある
- 3 知らない
- 4 不明

中学校2年生

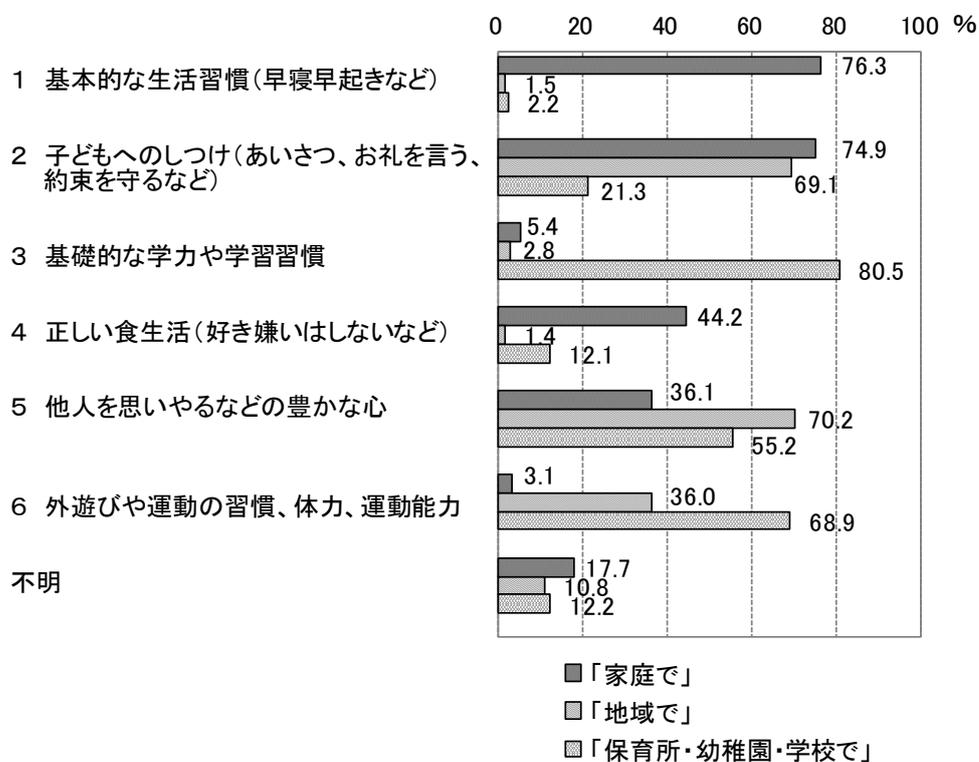
0% 20% 40% 60% 80% 100%



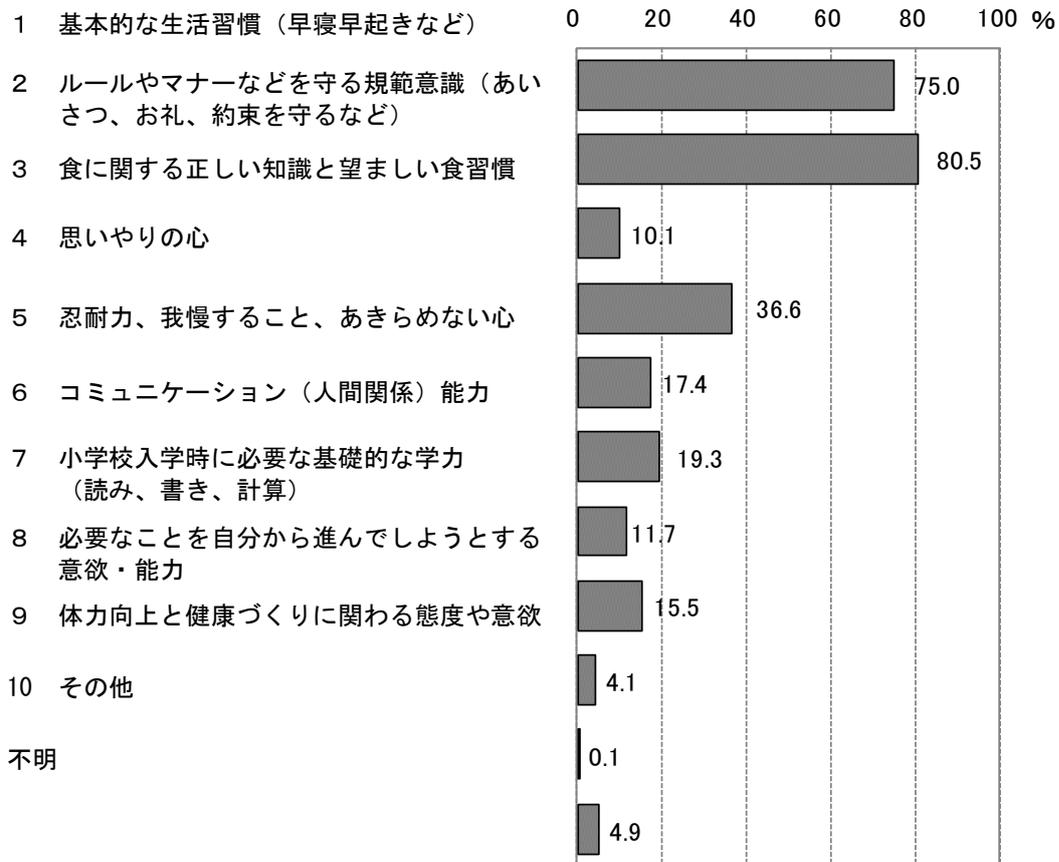
- 1 内容までだいたい知っている
- 2 聞いたことはある
- 3 知らない
- 4 不明

3 教育全般のことについてお聞きします。

質問5 「家庭」、「地域」、「保育所・幼稚園・学校」のそれぞれの場において、子どもにどのようなことを身につけさせることが特に必要だと思いますか。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで) (n=776)



質問6 子どもには、小学校に入学するまでにどのような力を身につけさせることが特に必要だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで) (n=776)



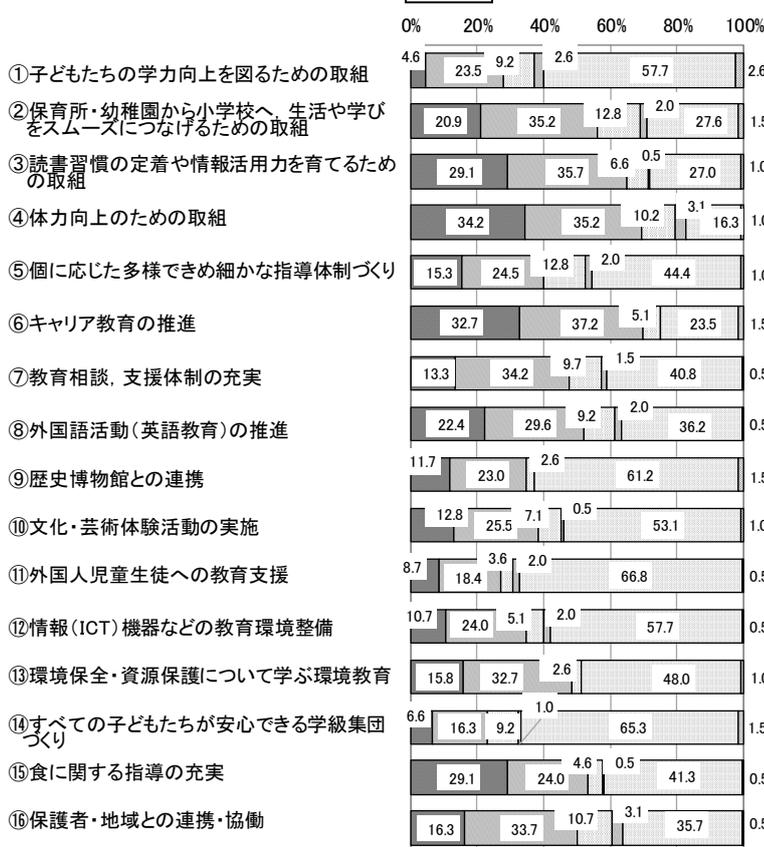
4 亀山市の学校教育についてお聞きします。

質問7 以下に挙げる、教育に関する亀山市の取組について知っていますか。知っている場合は、その満足度をお答えください。知らない場合は「知らない」とお答えください。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。
(○は1つ) (n=776)



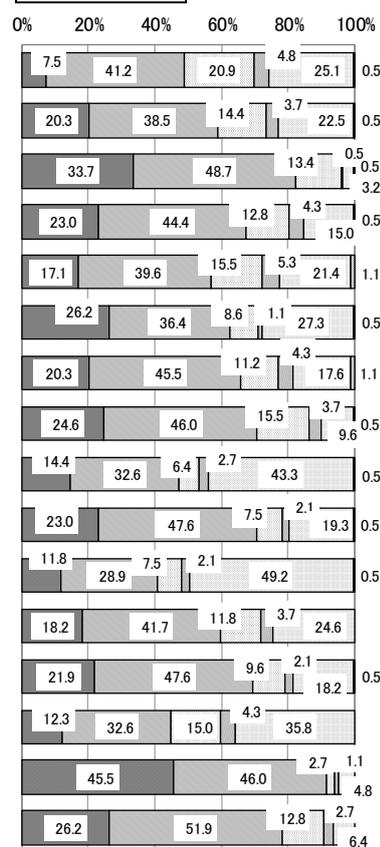
[学年別]

就学前



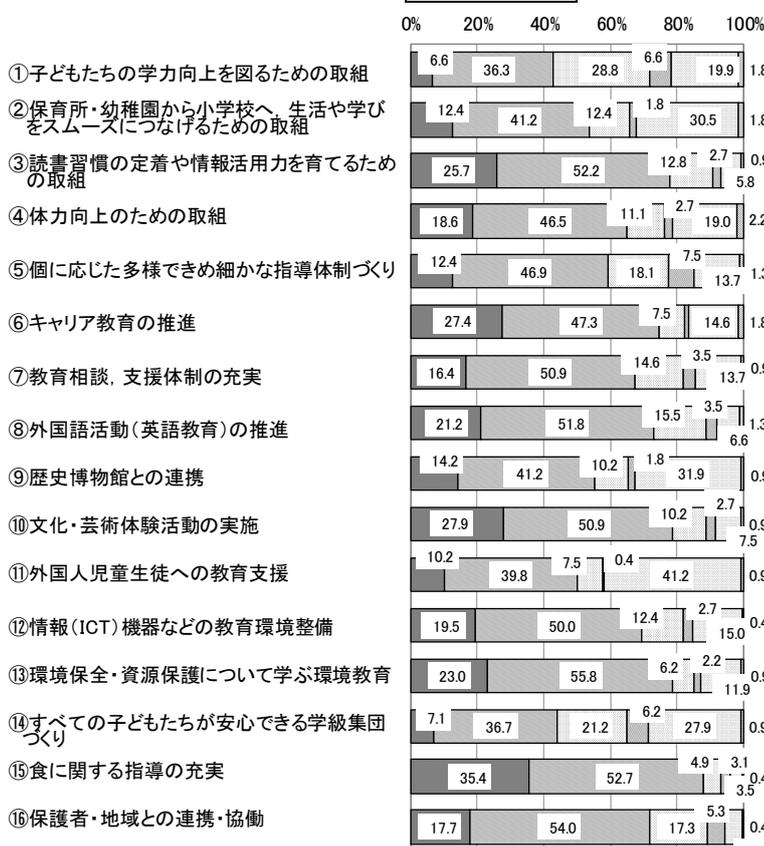
■ 1 満足 □ 2 やや満足 □ 3 少し不満
 □ 4 不満 □ 5 知らない □ 不明

小学校2年生



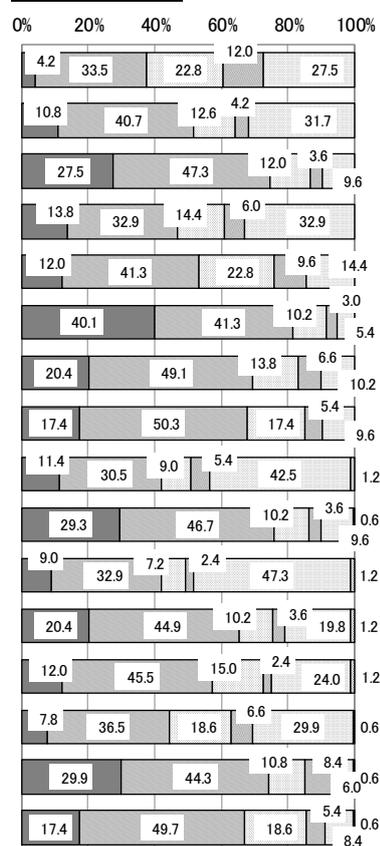
■ 1 満足 □ 2 やや満足 □ 3 少し不満
 □ 4 不満 □ 5 知らない □ 不明

小学校5年生



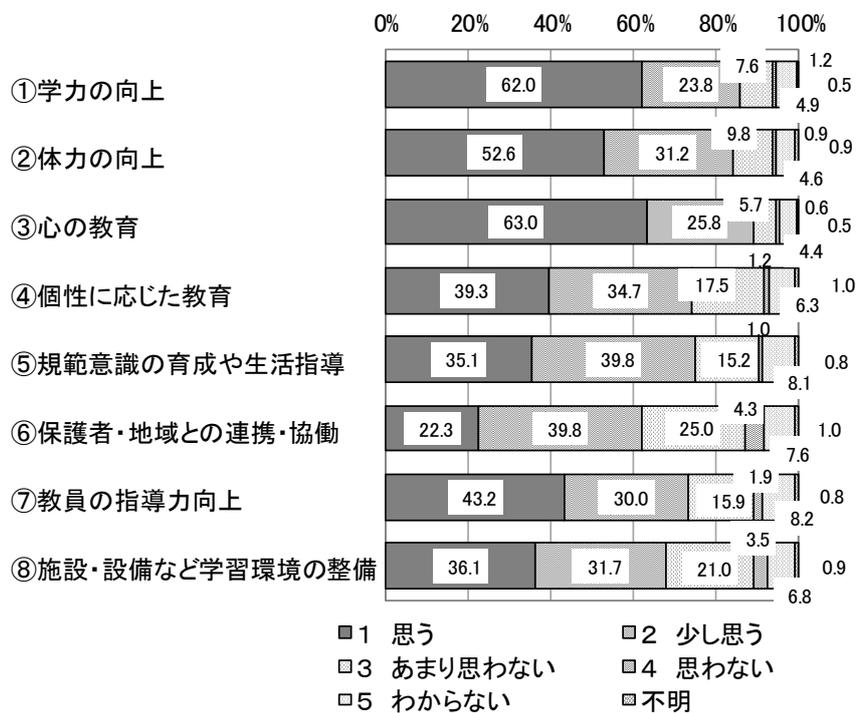
■ 1 満足 □ 2 やや満足 □ 3 少し不満
 □ 4 不満 □ 5 知らない □ 不明

中学校2年生



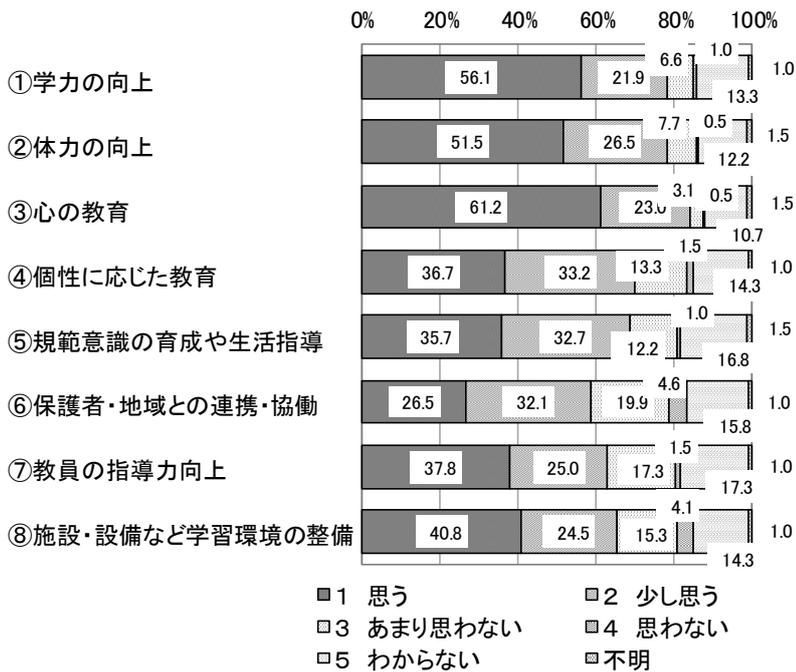
■ 1 満足 □ 2 やや満足 □ 3 少し不満
 □ 4 不満 □ 5 知らない □ 不明

質問 8 以下のことについて、今後、亀山市の小・中学校はもっと力を入れるべきだと思いますか。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。
 (○は1つ) (n=776)

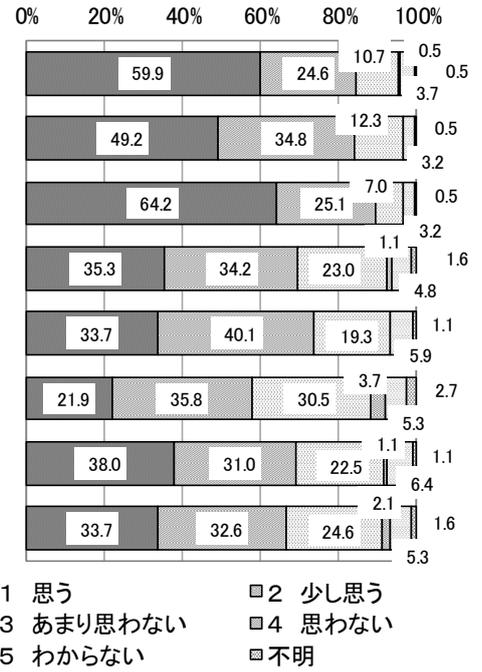


[学年別]

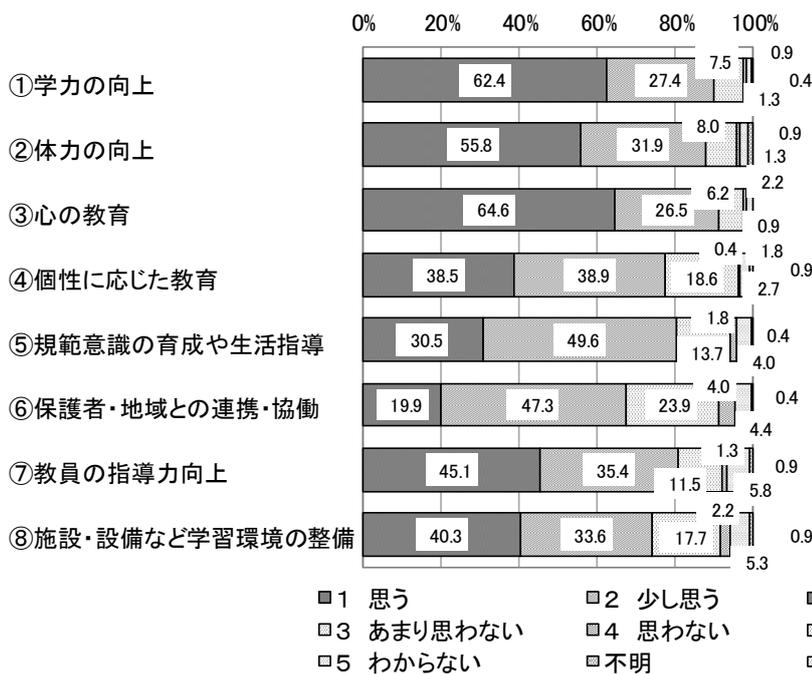
就学前



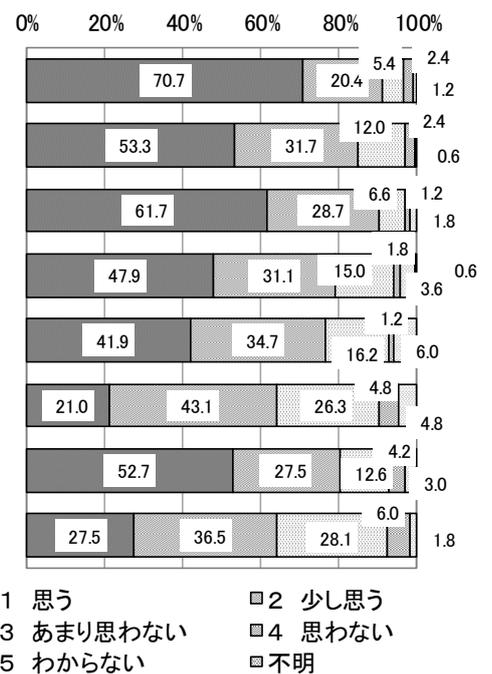
小学校2年生



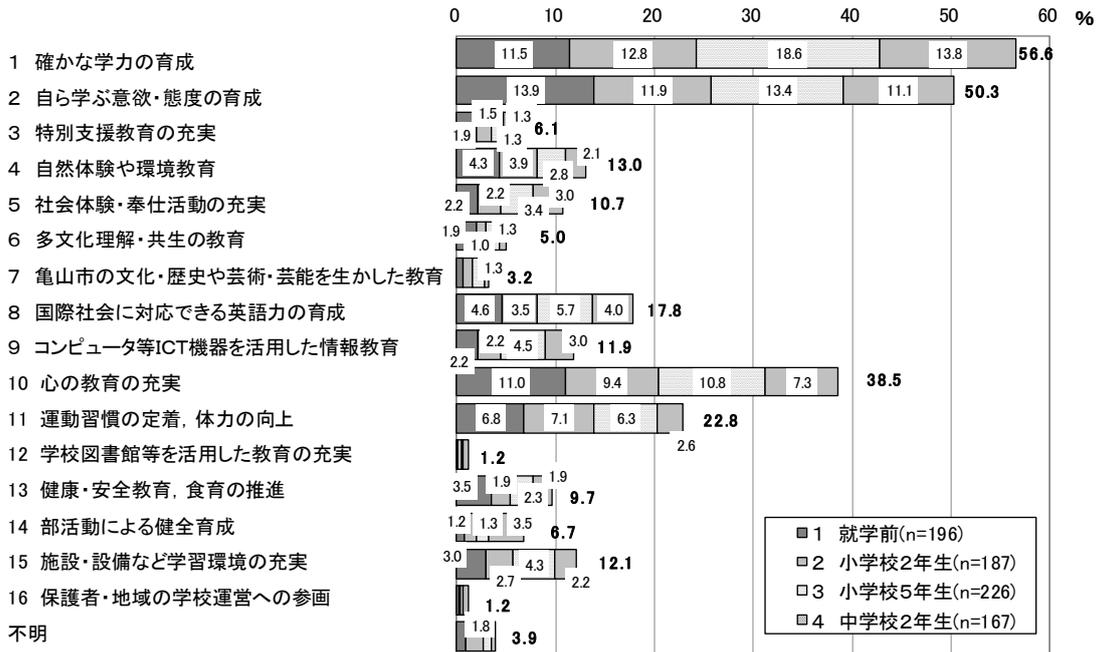
小学校5年生



中学校2年生

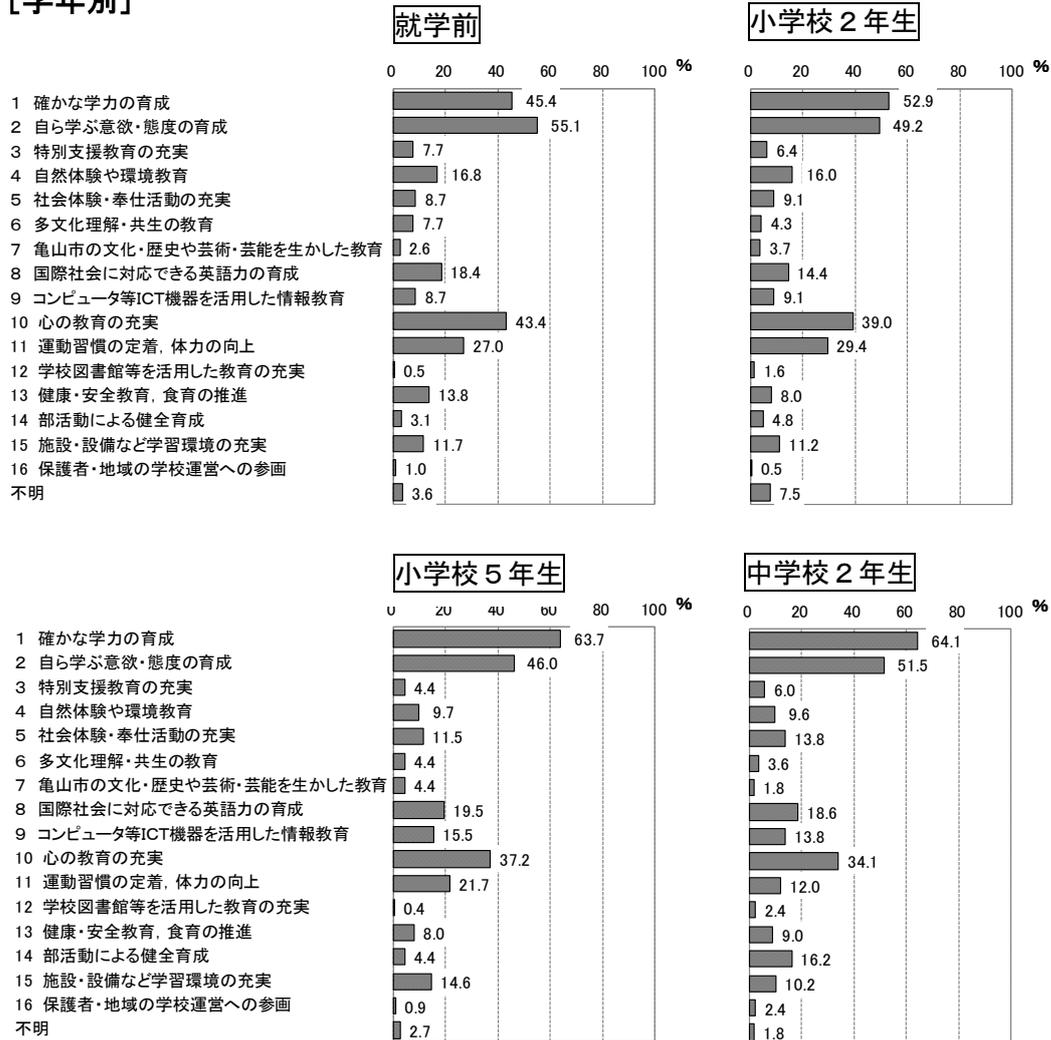


質問9 あなたが、亀山市の学校教育に、特に求めるものは何ですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで)



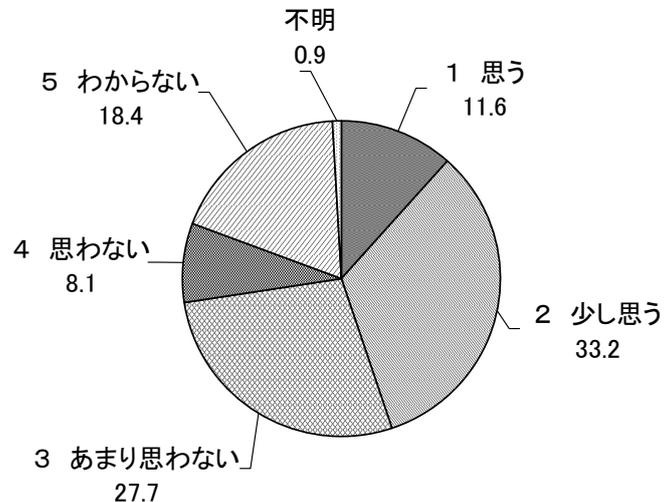
(注)内訳の数値について、1%未満は掲載していません。

[学年別]

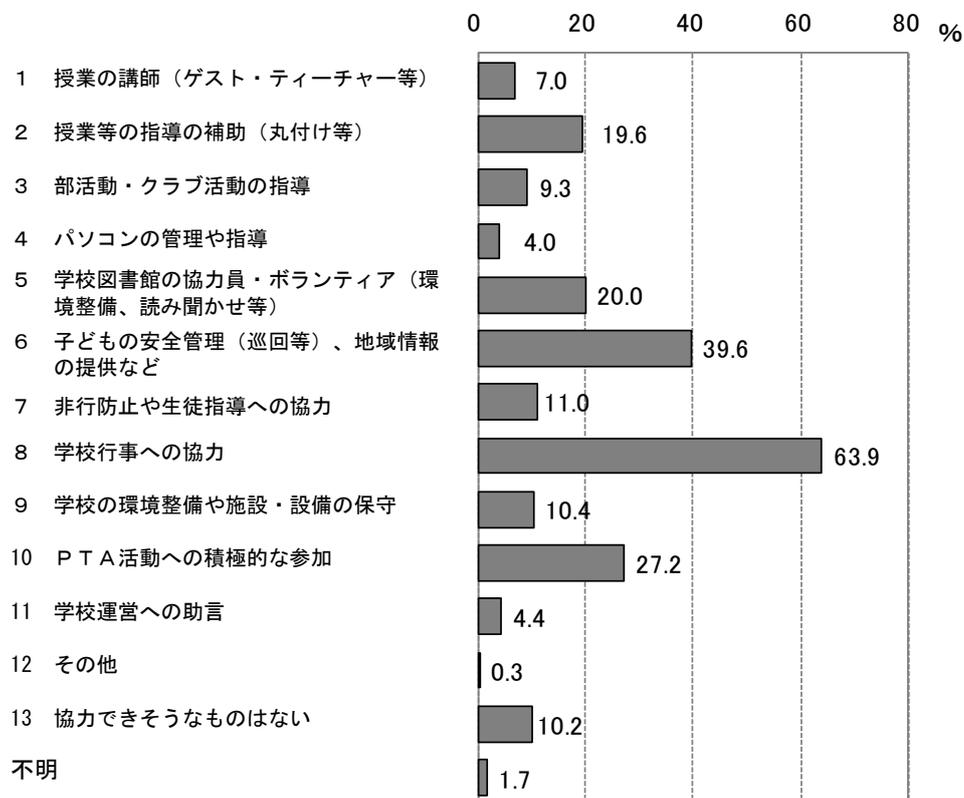


5 学校（園）、家庭、地域の連携についてお聞きします。

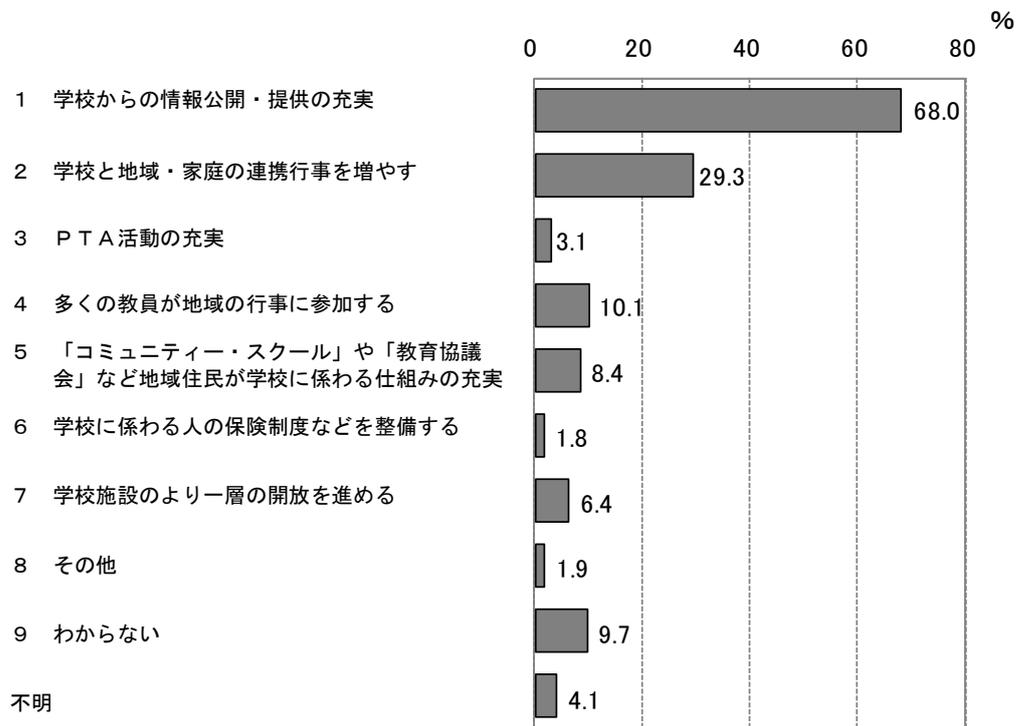
質問 10 あなたは、子どもたちや保護者、地域の声が、学校運営に反映できていると思いますか。あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）（n=776）



質問 11 学校と地域の連携・協力について、あなた自身が、地域住民として学校に協力してもいいと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。（○はあてはまるものすべて）（n=776）



質問 12 あなたが、学校と家庭や地域が連携するために、特に重要だと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は2つまで) (n=776)

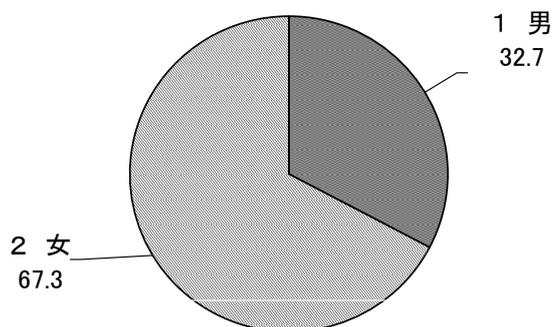


教職員アンケート

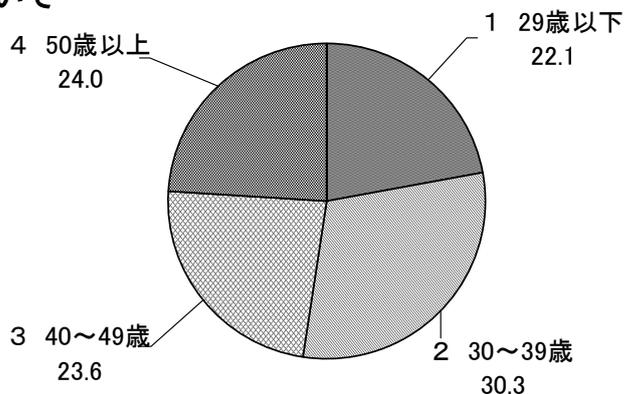
1 あなたご自身のことについてお聞きします。

質問1 あなたご自身や勤務校（園）のことについて教えてください。それぞれの項目について○をつけてください。（○は1つ）（n=208）

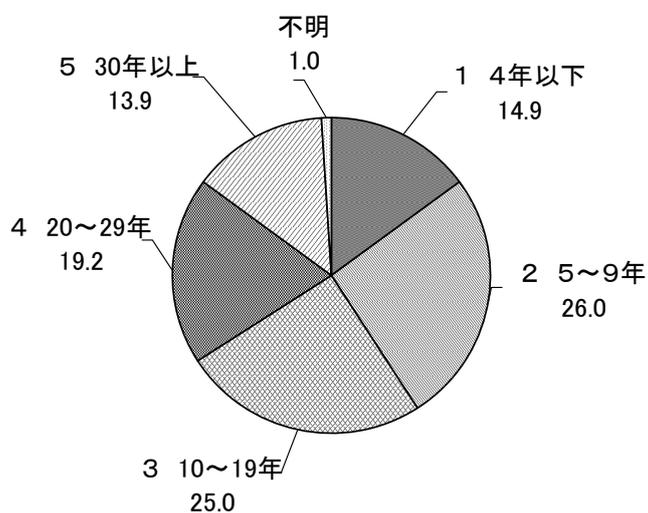
（1）性別について



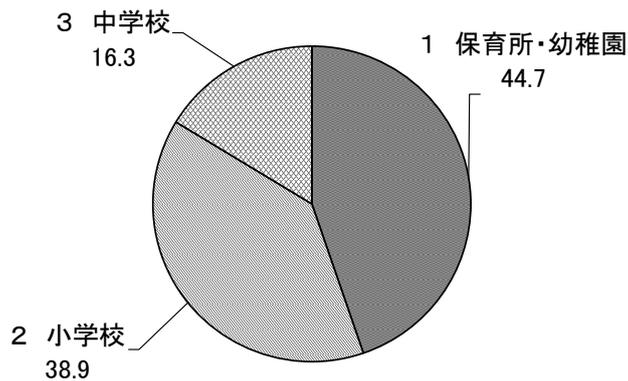
（2）年齢について



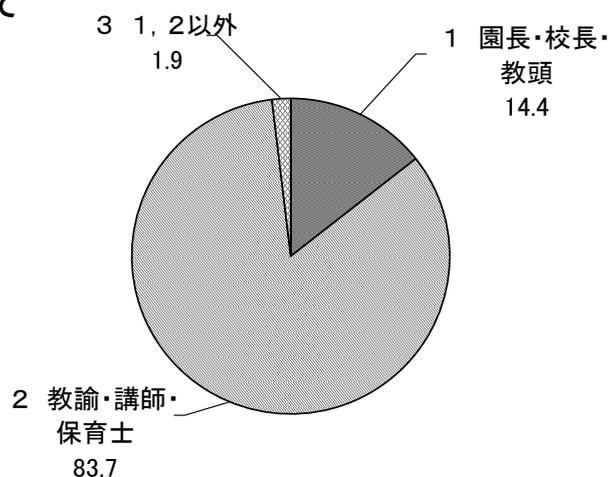
（3）教職（保育）経験について



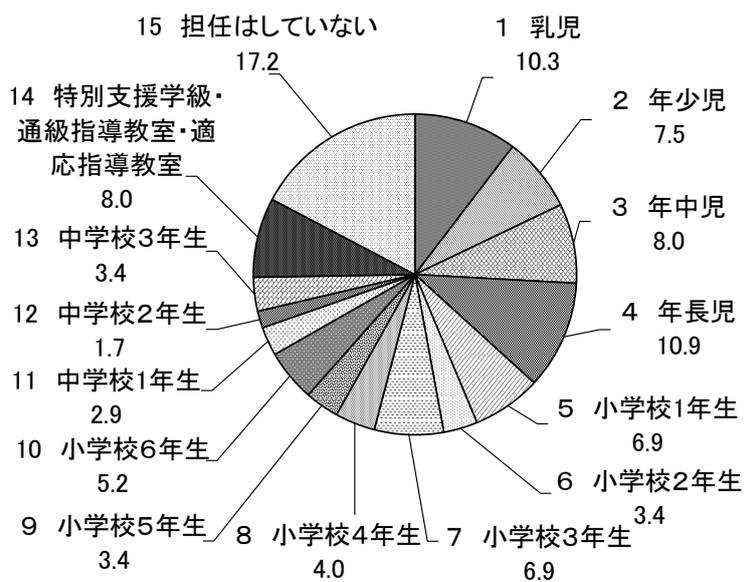
(4) 校種等について



(5) 職名について

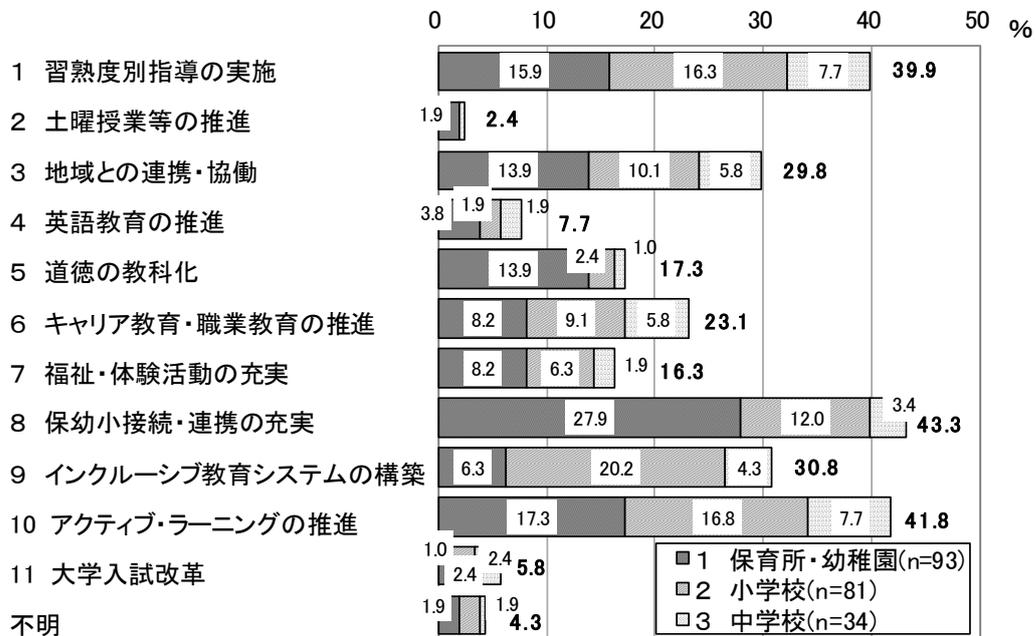


(6) (5) で「2 教諭・講師・保育士」に○を付けた方にお聞きします。
あなたは、現在何年生（何歳児）の担任をしていますか。



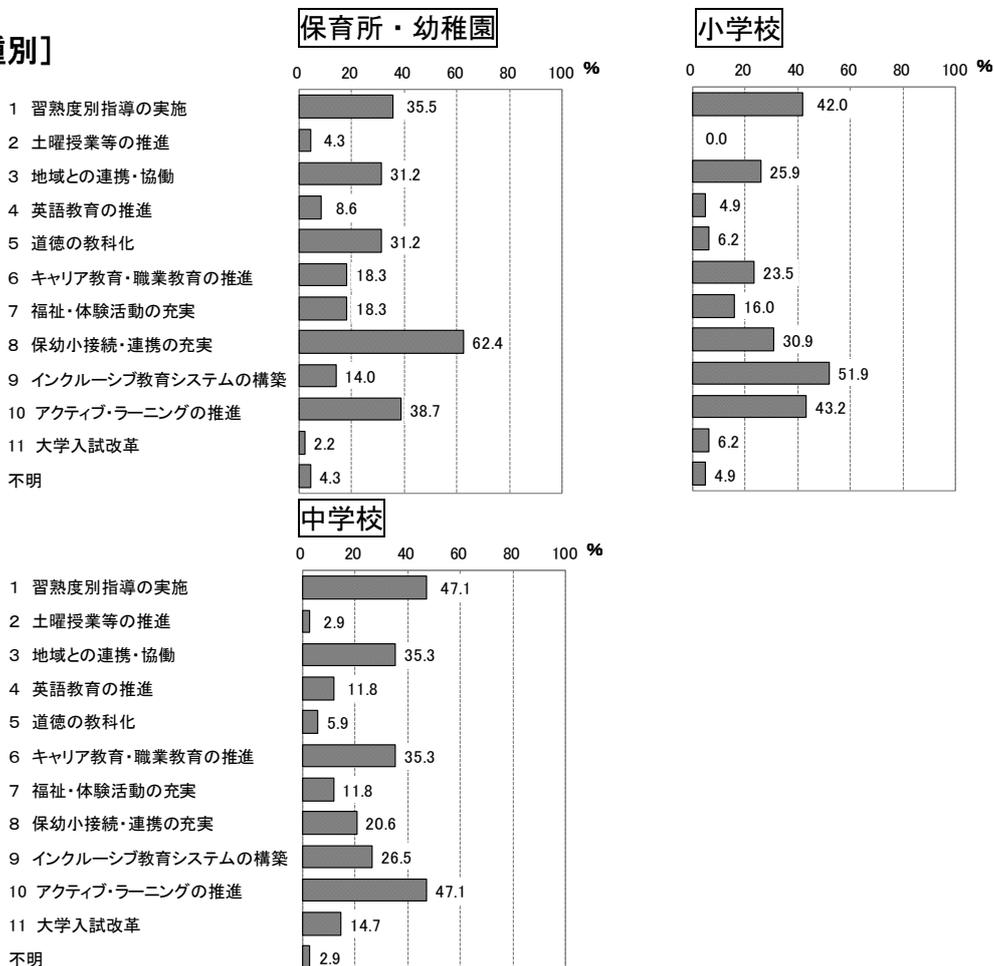
2 国の教育改革に対するご意見をお聞きします。

質問2 現在、国において、すでに取り入れられたり検討されたりしている以下のような教育改革の取組について、あなたが特に重要だと思うものはどれですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで)



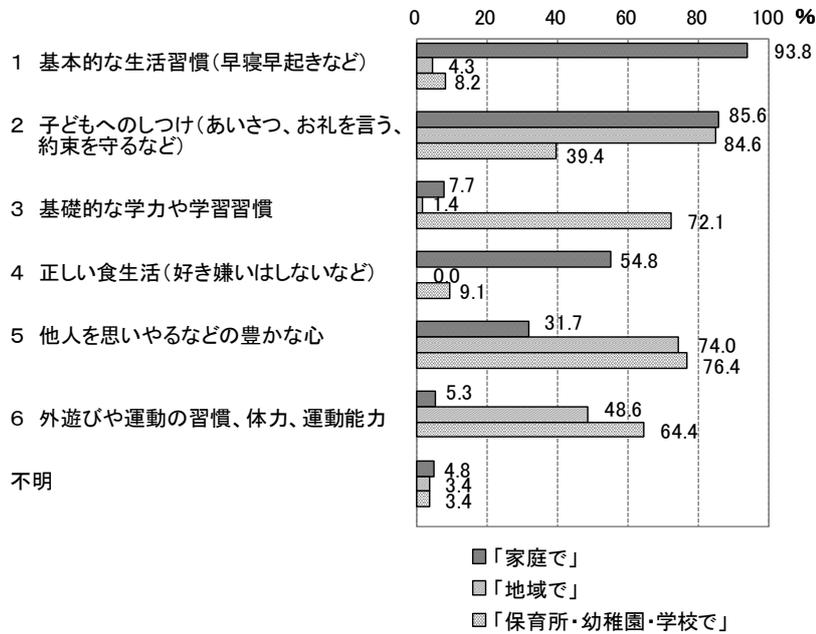
(注) 内訳の数値について、1%未満は掲載していません。

【校種別】

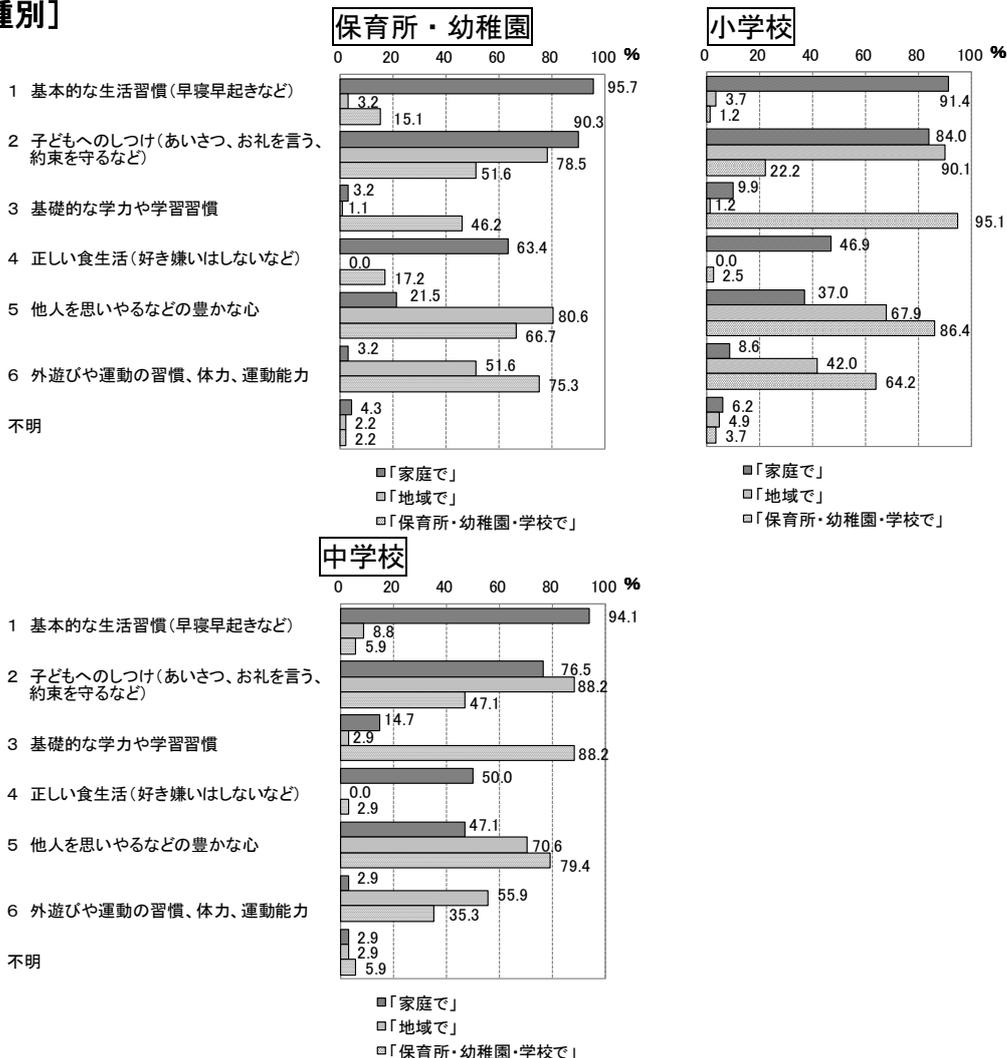


3 教育全般のことについてお聞きします。

質問3 「家庭」、「地域」、「保育所・幼稚園・学校」のそれぞれの場において、子どもにどのようなことを身につけさせることが特に必要だと思いますか。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで) (n=208)

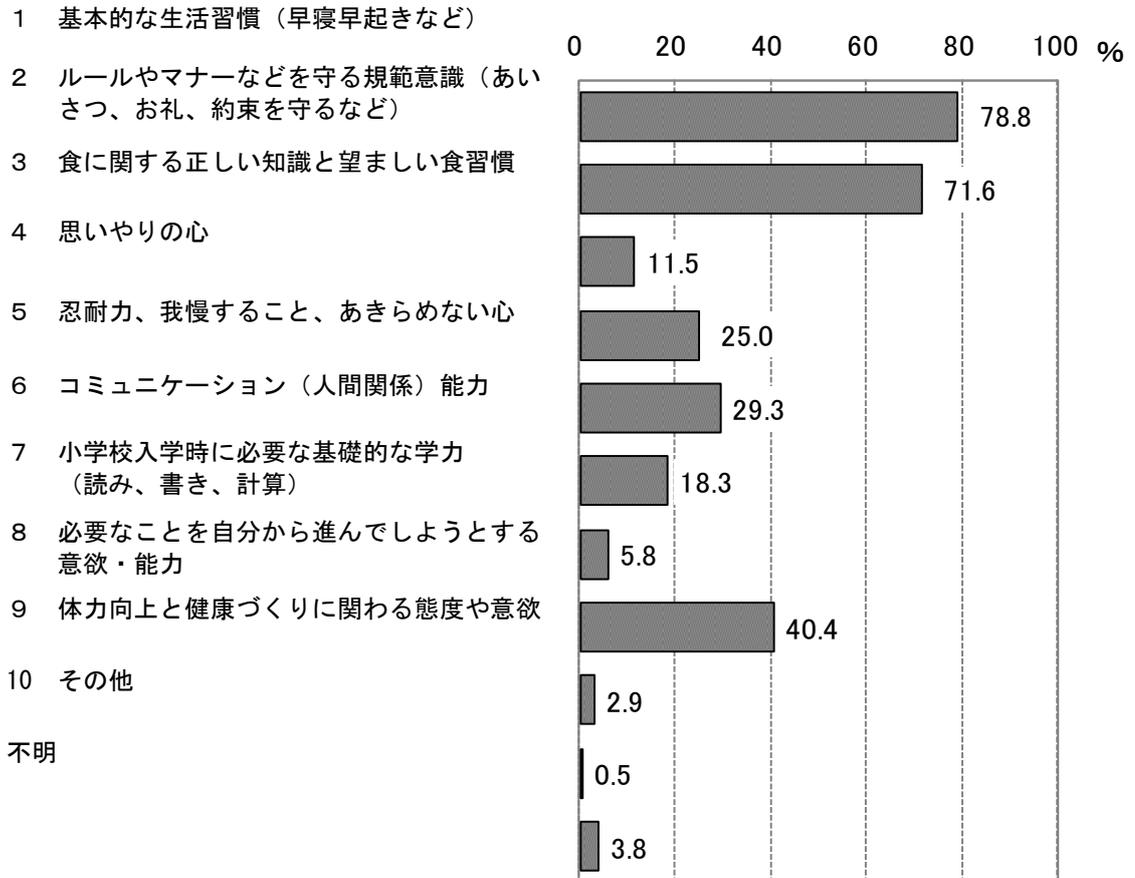


[校種別]



質問 4

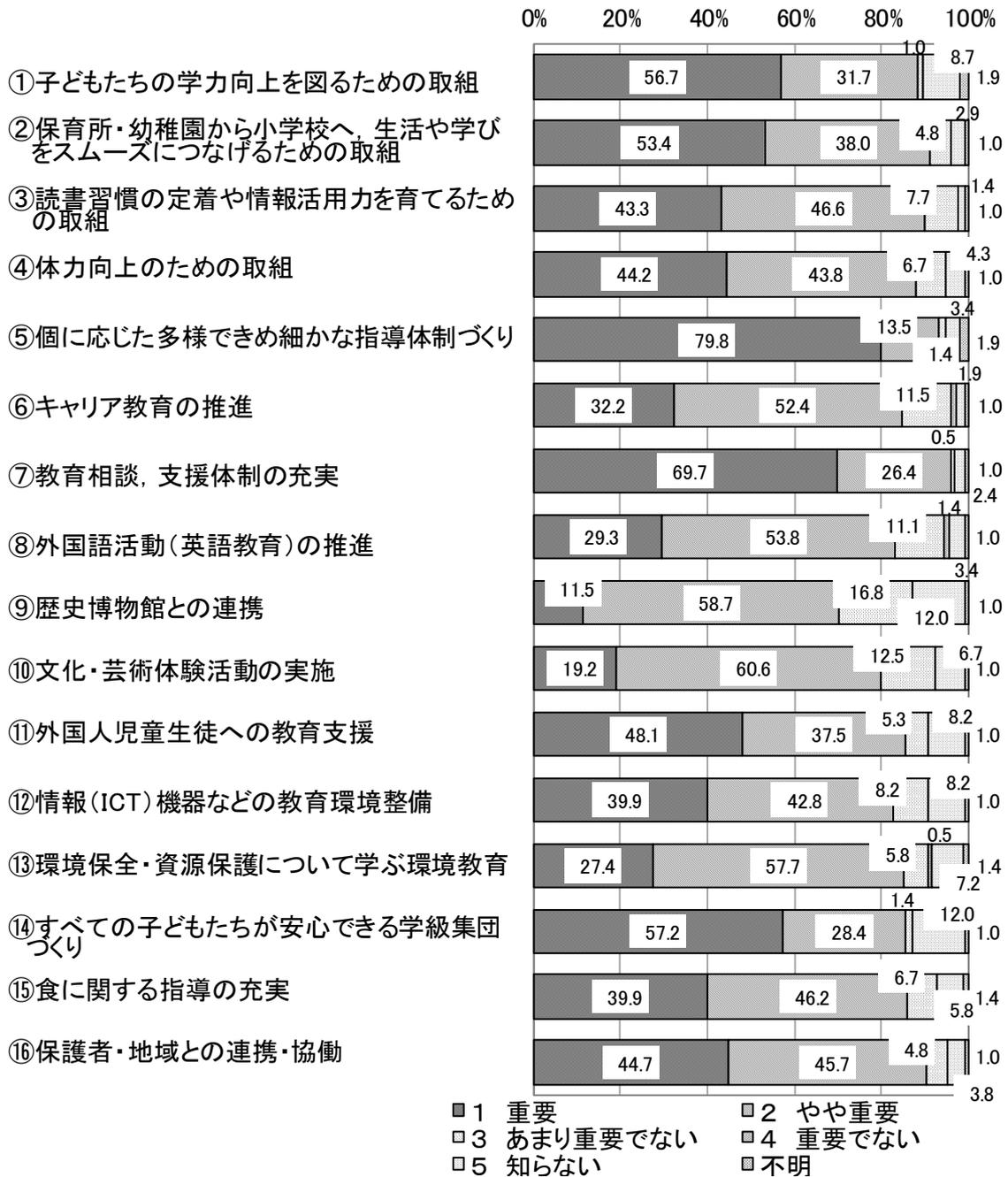
子どもには、小学校に入学するまでにどのような力を身につけさせることが特に必要だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで) (n=208)



4 亀山市の学校教育についてお聞きします。

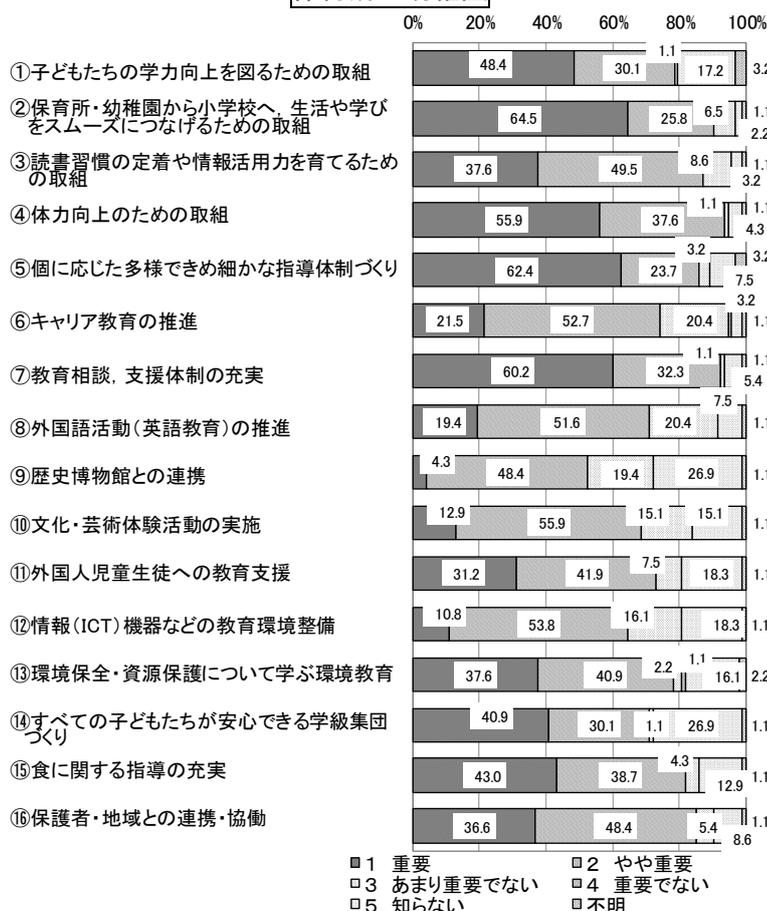
質問5 以下に挙げる、教育に関する亀山市の取組について知っていますか。知っている場合は、あなたが子どもに必要な力をつける上で重要と捉えている度合（重要度）をお答えください。知らない場合は「知らない」とお答えください。

それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）（n=208）

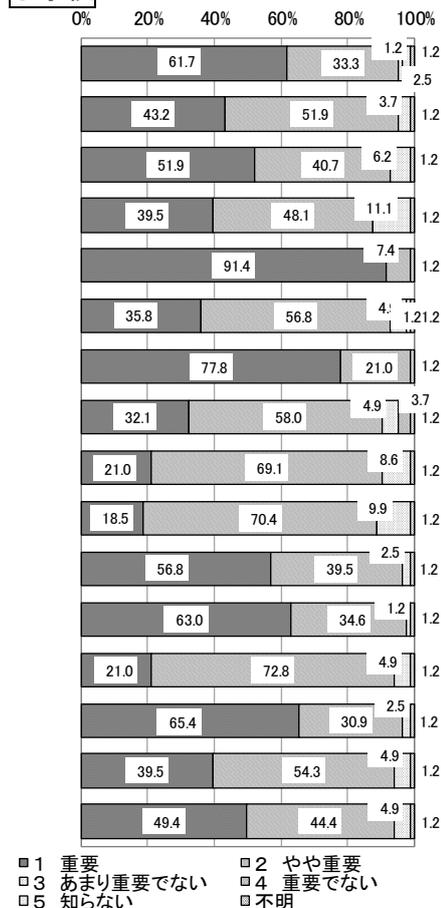


[校種別]

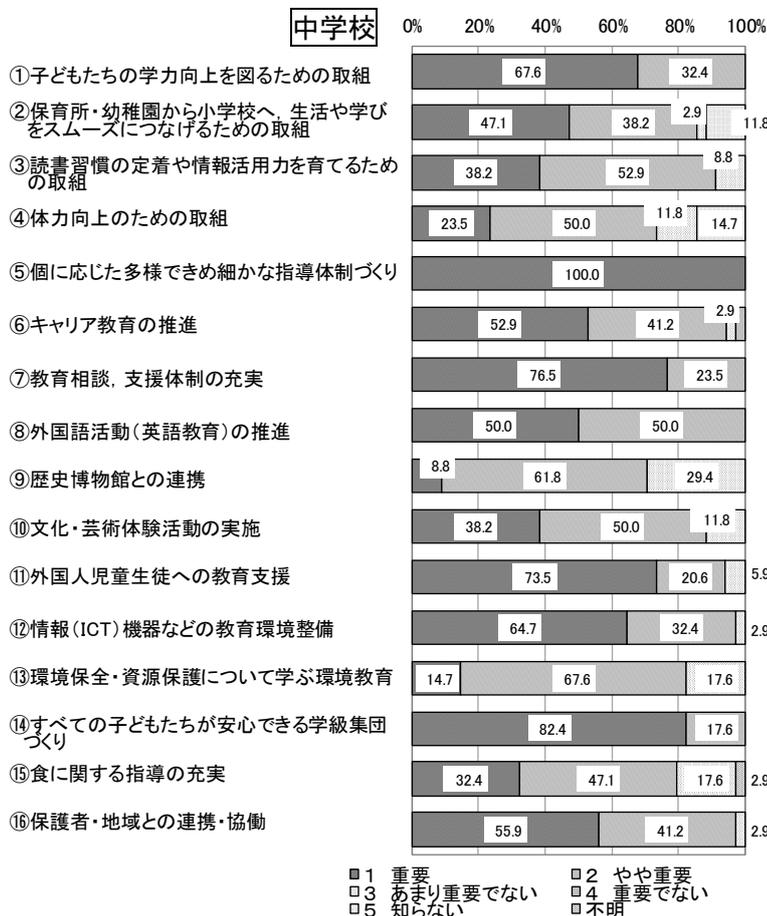
保育所・幼稚園



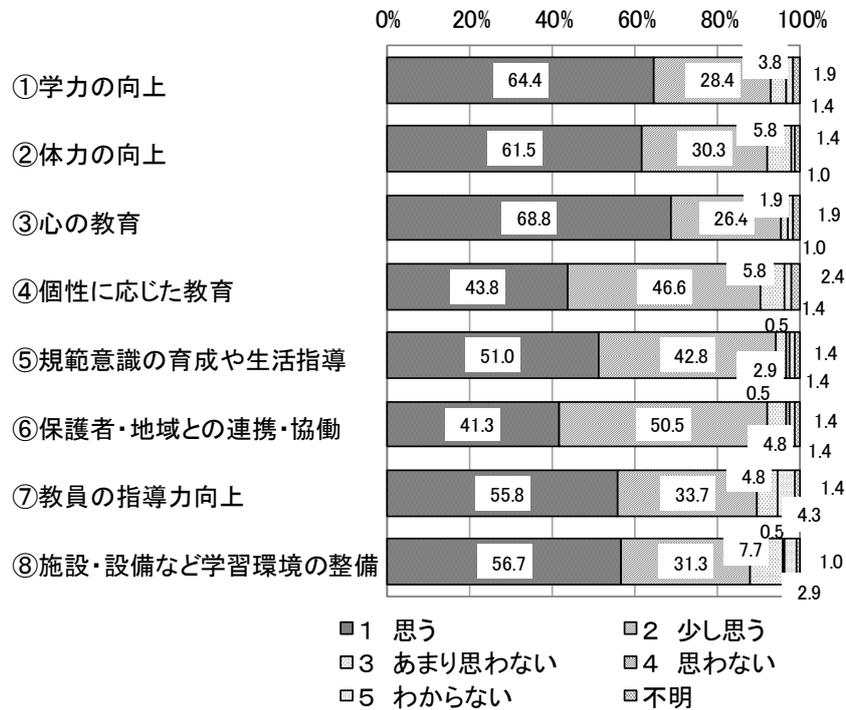
小学校



中学校

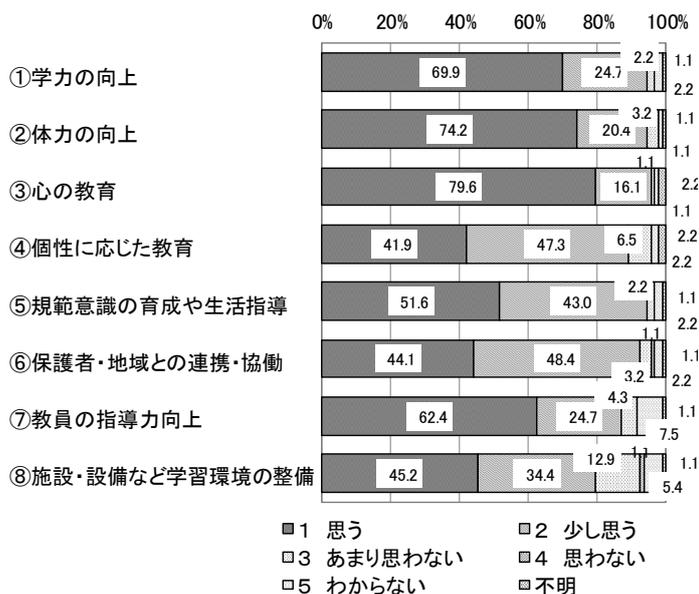


質問6 以下のことについて、今後、亀山市の小・中学校はもっと力を入れるべきだと思いますか。それぞれの項目ごとに、あてはまるものに○をつけてください。
 (○は1つ) (n=208)

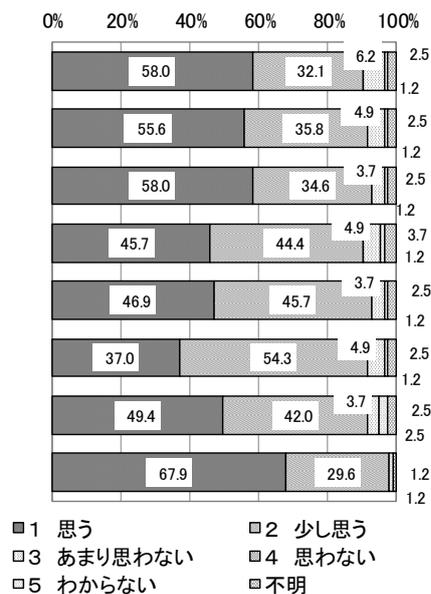


[校種別]

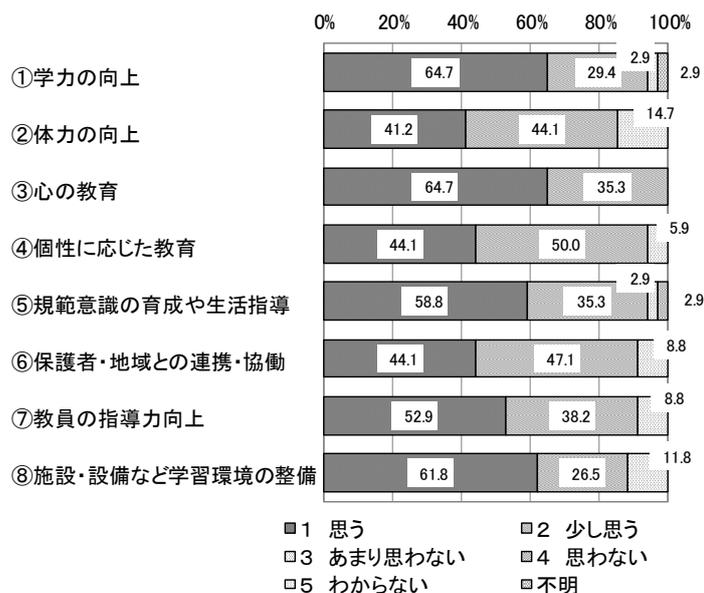
保育所・幼稚園



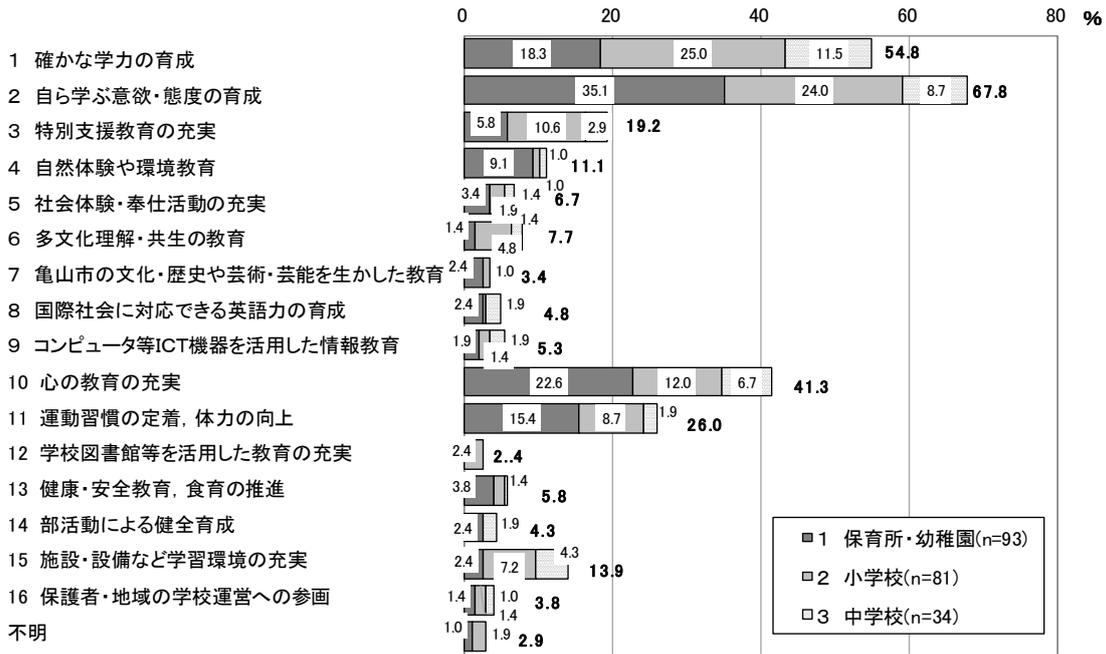
小学校



中学校

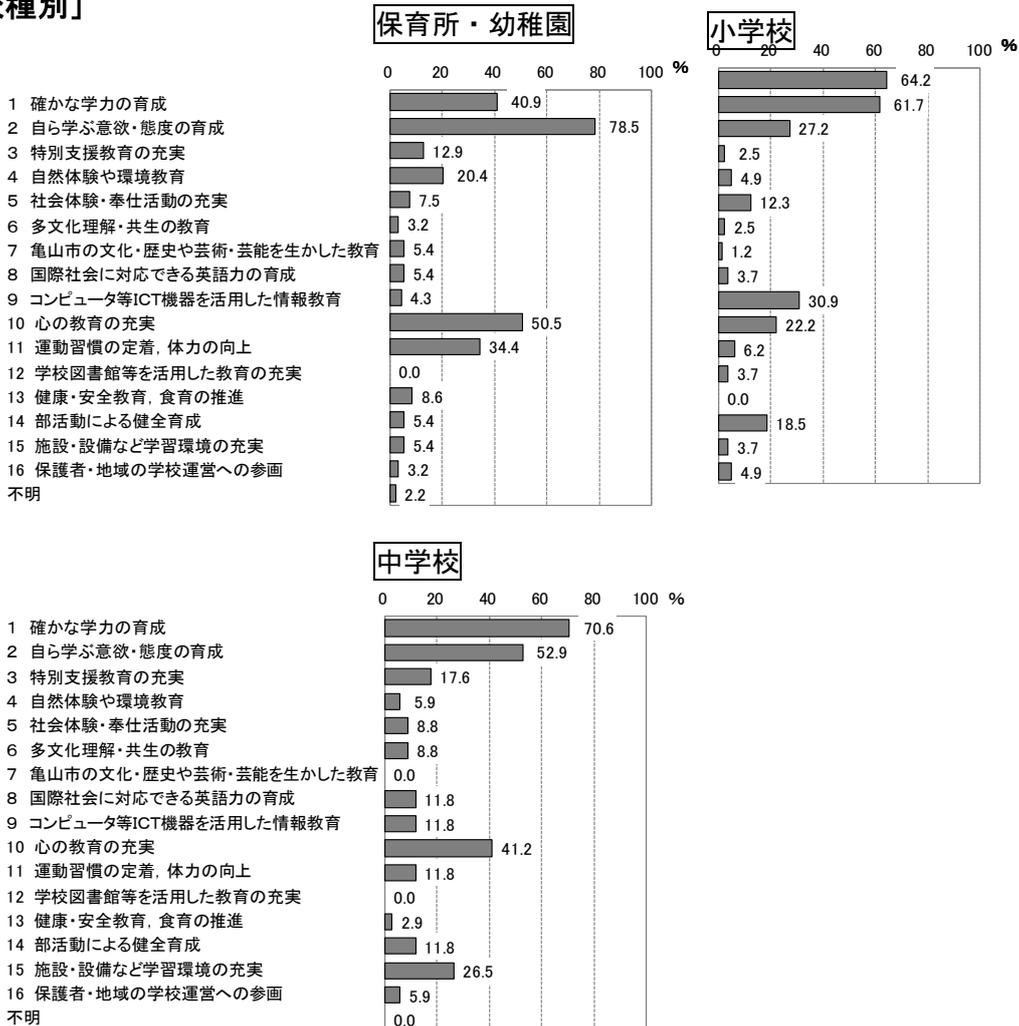


質問7 あなたが、亀山市の学校教育で、特に大切にすべきだと思えるものは何ですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は3つまで)



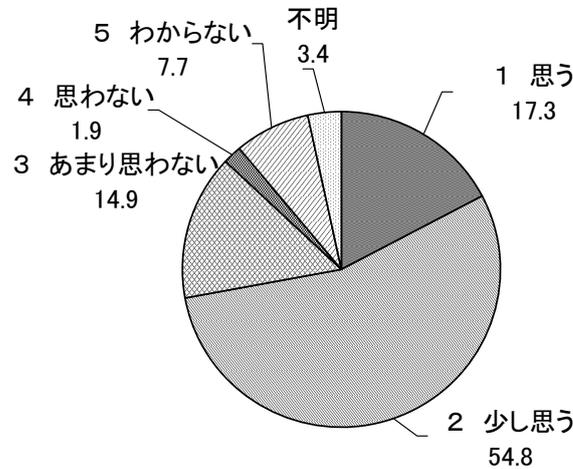
(注)内訳の数値について、1%未満は掲載していません。

[校種別]

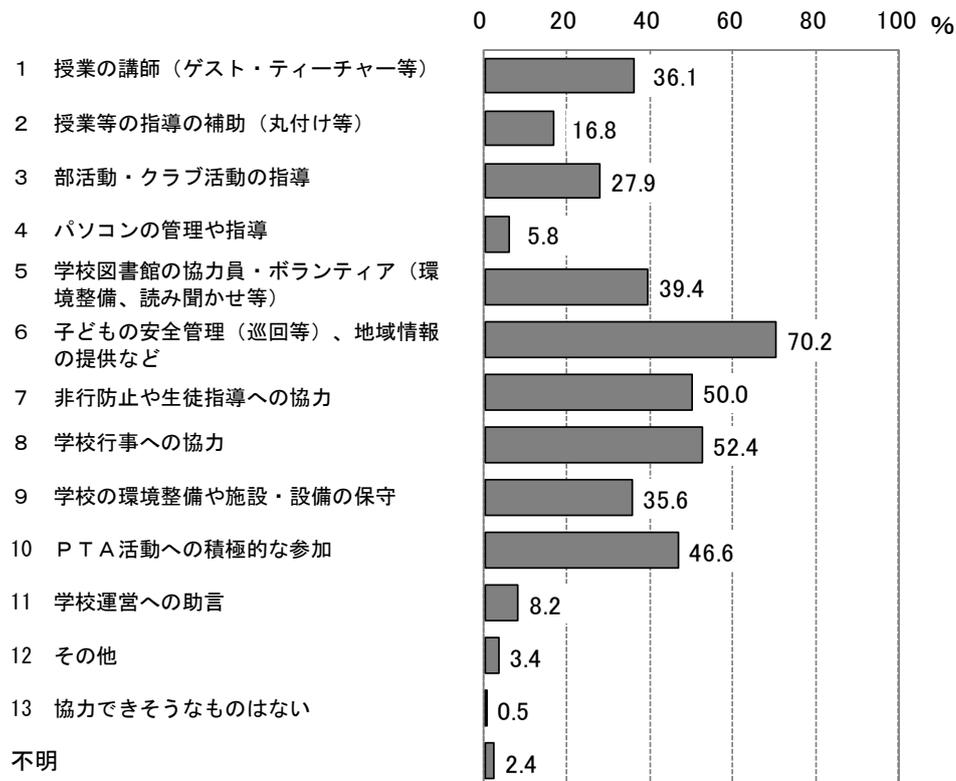


5 学校（園）、家庭、地域の連携についてお聞きします。

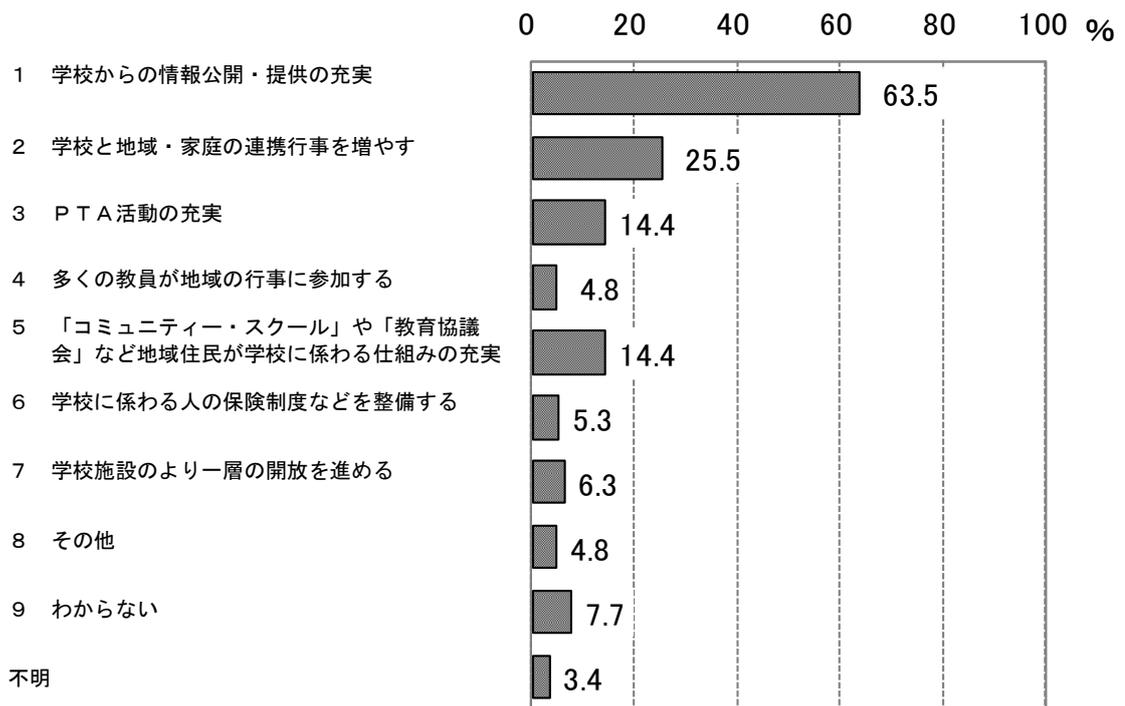
質問8 あなたは、子どもたちや保護者、地域の声が、学校運営に反映できていると思いますか。あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）（n=208）



質問9 学校と地域の連携・協力について、あなたが、地域や保護者の方に協力してほしいと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。（○はあてはまるものすべて）（n=208）



質問 10 あなたが、学校と家庭や地域が連携するために、特に重要だと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は2つまで) (n=208)



◆「亀山っ子」市民宣言

家庭配付資料
平成20年8月1日

亀山市青少年育成市民会議による「亀山っ子」市民宣言の策定について

亀山市教育委員会

1 策定経緯

亀山市は、かつて、江戸時代に亀山藩が藩校「明倫舎（館）」を建て学問を奨励する中で、学ぶ者と教える者双方の行動規範である二言四句の『^{かんがくめい}勸学銘』①高い志を持った人になろう②読書に親しもう③わがままに打ち克とう④社会のきまりを守ろう」が創られ、武士だけでなく庶民に至ってもその趣旨が浸透し、教育的な価値が高まり今日に至っている、という時代的背景があります。

一方、近年は、青少年の健全育成をめぐる多様な問題が噴出してきております。

このような状況の中で、青少年育成関連団体36組織から構成される亀山市青少年育成市民会議が、かつての藩校の教えをヒントにしなが、今、大人が市内の子どもにどのように育ててほしいか、また、理想とする「亀山市の子ども像」の実現に向けて、大人が何を行うべきかについて、昨年9月に検討委員会を設置し、約6ヶ月にわたって6回の協議を続けてきました。

2 「亀山っ子」市民宣言の内容及び採択

検討委員会では、幼稚園や小中学生の子どもを持つ保護者や青少年育成関連団体の代表者等から意見を聴きながら、**大人の行動指針となる「子ども像」**を作り、それを「6カ条からなる『亀山っ子』市民宣言」とし、去る5月31日に開催されました平成20年度亀山市青少年育成市民会議定期総会の場で採択されました。(内容は裏面)

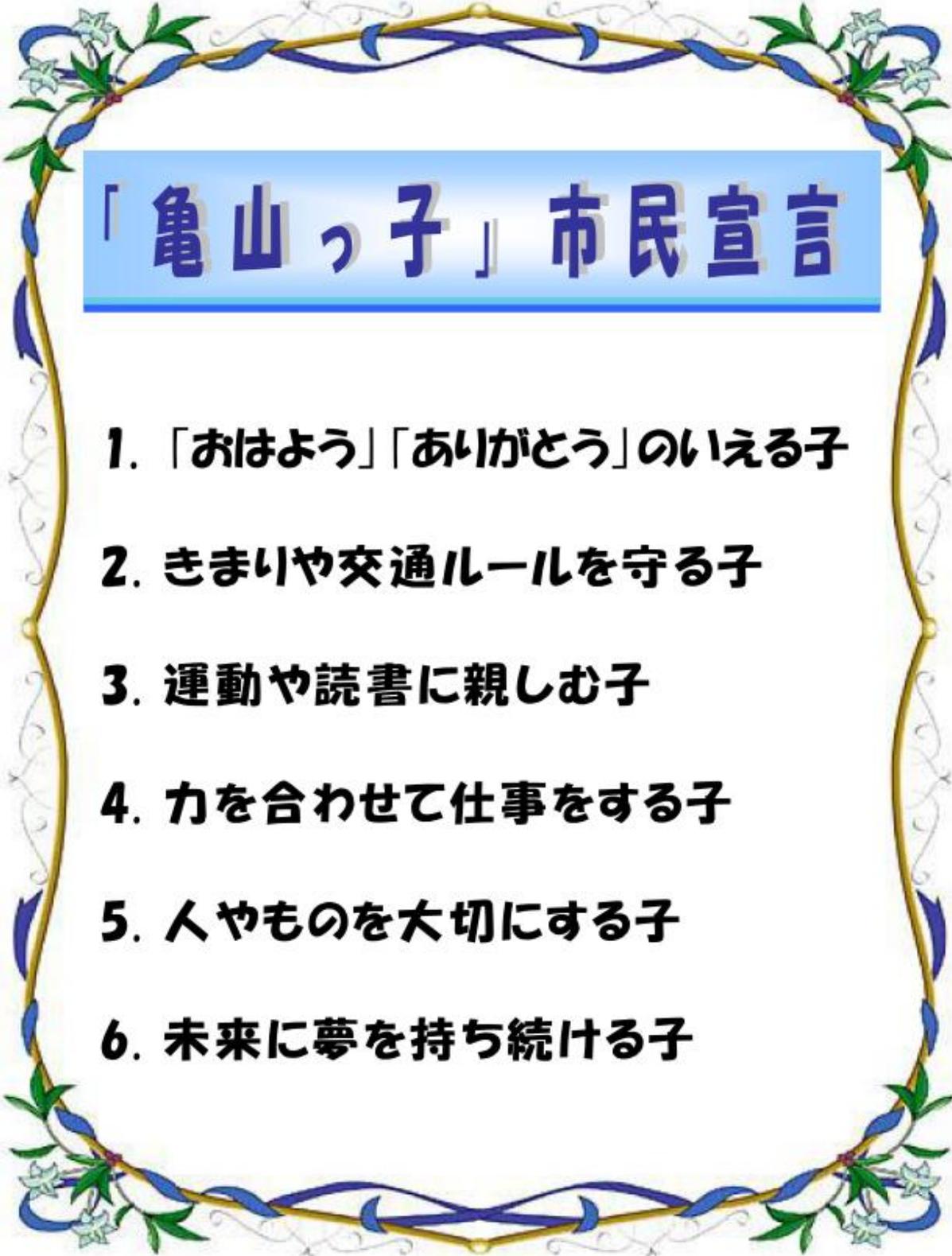
市民レベルで、目指す「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ、青少年の育成団体が共通の目標を抱きながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言は、県内では初の取組となるものです。

3 今後の取組

まず、青少年育成市民会議の4部会（広報部会、育成部会、家庭部会、非行防止部会）において、具現化に向けての取組を進めます。

また、亀山市民に広く情報発信し、市、教育委員会も支援しながら、家庭・地域・園・学校や諸団体、関係機関が、それぞれの立場で連携しながら「目指す亀山っ子像」の実現に向けた取組が進められるよう働きかけていきます。

ここに、家庭掲示用チラシを全戸配付させていただきますので、掲示の上、各ご家庭におきまして、宣言内容について話題にいただければ有難く存じます。



「亀山っ子」市民宣言

1. 「おはよう」「ありがとう」のいえる子
2. きまりや交通ルールを守る子
3. 運動や読書に親しむ子
4. 力を合わせて仕事をする子
5. 人やものを大切にする子
6. 未来に夢を持ち続ける子

亀山市・亀山市教育委員会
亀山市青少年育成市民会議



亀山市学校教育ビジョン

発行 三重県亀山市

編集 亀山市教育委員会事務局 教育研究室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL : 0595-84-5077 FAX : 0595-82-6161

URL : <http://www.city.kameyama.mie.jp/kyouiku/>